

令和元年海津市議会第3回定例会

◎議事日程(第2号)

令和元年9月5日(木曜日)午前9時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

◎出席議員(15名)

1番	里雄淳意君	2番	二ノ宮一貴君
3番	松岡唯史君	4番	松田芳明君
5番	浅井まゆみ君	6番	伊藤誠君
7番	橋本武夫君	8番	飯田洋君
9番	伊藤久恵君	10番	六鹿正規君
11番	藤田敏彦君	12番	川瀬厚美君
13番	服部寿君	14番	水谷武博君
15番	赤尾俊春君		

◎欠席議員(なし)

◎地方自治法第121条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

市長	松永清彦君	副市長	福田政春君
教育長	中野昇君	総務部長併 選挙管理委員会 事務局書記長	白木法久君
総務部 地方創生担当部長	高木康一君	総務部次長兼 秘書広報課長	伊藤理恵君
市民環境部長	寺村典久君	健康福祉部長	近藤敏弘君

健康福祉部 施設担当部長兼 サンリバーはつらつ 事務局長	神田勝広君	産業経済部長	日比幸紀君
産業経済部次長兼 農林振興課長併 農業委員会議長 事務局局長	河合敏明君	建設水道部長	石原敏彦君
教育委員会議長 事務局局長	伊藤一人君	会計管理者兼 会計課長事務取扱	長谷川誠君
消防長	伊藤定巳君	総務部総務課長併 選挙管理委員会 事務局書記次長	近藤康成君
総務部 企画財政課長	近藤三喜夫君	総務部総務課 防災専門官	兒玉靖君
教育委員会事務局 こども課長	渡辺昌代君	市民環境部 市民課長	松岡由起君

◎本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	伊藤尚幸	議会事務局 議会総務課長兼 議会調査係長	米山一雄
議会議務局 議会議務課 議会議務係 議会議務係 議会議務係	原田憲		

◎開議宣告

○議長（赤尾俊春君） 定刻でございます。

ただいまの出席議員は15名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

(午前9時00分)

◎会議録署名議員の指名

○議長（赤尾俊春君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において1番 里雄淳意君、2番 二ノ宮一貴君を指名します。

◎一般質問

○議長（赤尾俊春君） 日程第2、一般質問を行います。

今定例会の一般質問は、会議規則第56条のただし書き及び第57条の規定により、議員1人当たりの質問・答弁の時間を40分以内とし、これを許可します。

それでは、通告書を受理した順に発言を許可します。なお、質問者は質問席にて行い、答弁者は、初めは壇上にて行い、再質問があった場合は自席にてお願いいたします。

再質問には、議員各位の議席番号を省略させていただきますので、御了解願います。

◇ 松 田 芳 明 君

○議長（赤尾俊春君） 最初に、4番 松田芳明君の質問を許可します。

松田芳明君。

[4番 松田芳明君 質問席へ]

○4番（松田芳明君） おはようございます。

それでは、いつものように、3点の質問を一市民の目線から行いたいと思います。よろしくをお願いします。

1つ目の質問、小学校区ごとの避難所設営訓練の推進について、質問相手は、市長、教育長です。

2つ目、空き家対策の推進について、質問相手は市長です。

3つ目、次年度から小学校で教科化される英語学習について、質問相手は教育長です。

では、質問の内容に入ります。

1つ目の質問、2000年以降、地球規模での地殻変動、気候変動が活発化しています。日本でも、想定外の地震、集中豪雨等により多くの犠牲者が出るような自然災害が発生していま

す。

そこで、万が一の災害に備え、市内の小学校区ごとの避難所設営訓練が必要になると思いますが、市長、教育長に次の3点の説明を求めます。

1. 3年半前の熊本の震災後、避難所設営訓練の必要性が叫ばれていますが、本市の避難所設営訓練の現状は。

2. 文部科学省は、「地域の避難所となる学校施設の在り方」の中で避難所運営の円滑化のために具体的な運営方法の確立、関係者の共通理解の徹底を上げていますが、本市では、市民への周知、防災担当部署・学校設置者・学校・自主防災組織等の連携が十分ではないと感じています。今後、いつ発生するかわからないが、必ず発生すると言われている災害に対して、市民の安全確保のために避難所設営訓練を早期に実施する必要があると思いますが、今後どのように対応する予定ですか。

3. 万が一の災害時の避難所設営のマニュアル作成に対して女性の視点が必要になると考えますが、市の防災政策設計の部署に女性の幹部は入っていますか。また、対策マニュアルに女性の視点が加味されていますか。

2つ目の質問です。

2018年の総務省の統計で全国にある空き家の数は846万戸、総住宅の13.6%あるそうですが、市内の空き家の現状とその対策について、市長に次の3点の説明を求めます。

1. 直近のデータで市内には空き家は何戸あり、その数は総住宅の何%に当たりますか。また、特に問題になる倒壊の危険や衛生上の問題で廃屋化している家屋の数は。

2. 2015年に施行された空家等対策特別措置法によって市内で助言・指導、勧告・命令、代執行をされた空き家はありますか。

3. 空き家対策として今後どのように取り組んでいく方針ですか。

3つ目の質問です。

次年度から教科化される小学校での英語学習について、教育長に次の2点の説明を求めます。

1. 現在の本市の小学校での英語活動の実情と次年度以降教科化される英語学習の指導内容と指導体制について、どのような変化がありますか。

2. 英語嫌いの子どもを早期にふやすだけではないか、塾通いを奨励することになるのではないか、塾に行ける子と行けない子の格差が助長されるのではないかという心配の声がありますが、そのような声を払拭するために、本市では次年度からどのように対応していく予定ですか。

以上、3つの質問をよろしくお願ひいたします。

○議長（赤尾俊春君） 松田芳明君の質問に対する市長、教育長の答弁を求めます。

最初に、市長 松永清彦君。

〔市長 松永清彦君 登壇〕

○市長（松永清彦君） 松田芳明議員の1点目の小学校区ごとの避難所設営訓練の推進についての御質問にお答えします。

避難所は、災害の危機から命を守るために避難する場所であり、本市の防災計画により災害種別に応じて指定しております。

また、その開設に当たっては、本市から派遣する担当職員が行いますが、大規模災害時には、行政自身も被災し、また災害対応業務にも追われるなど、職員だけでは避難所運営に当たることが非常に困難であることが予想されます。

避難所の開設までには、施設の安全確認、電気・上下水道設備等の作動確認、避難所の受け付け、区画割等を行う必要があることから、状況によってはすぐに開設できず、長期間外で待ついただくこともあり得ます。いかにスムーズに開設できるかは、避難された皆様方の御協力が欠かせません。

このようなことから、避難所は、避難者みずからによるお互いの助け合いや協働の精神に基づき、自主的な運営を目指すことが重要であります。

1つ目の避難所設営訓練の現状につきましては、海西地区では、海西地区社会福祉協議会の下部組織となる避難所運営委員会により、今まで3回実施されております。

避難所の設営訓練に至った経緯は、平成28年4月に協議会の役員の皆様に本市の防災担当が避難所開設、運営の事前準備の重要性を御理解いただくため、避難所の運営に関する説明会、避難所運営ゲーム（HUG）の体験、備蓄品の取り扱いについての説明会等を実施し、避難所運営の重要性を御理解いただきました。その結果、新たに避難所運営協議会が組織され、平成29年1月に第1回海西地区避難所運営訓練が実施されました。その後も毎年6月に訓練を実施していただいております。

また、平成30年度には高須小学校区でも避難所運営訓練が実施され、今年度も実施する計画と伺っておりますし、新たに城山地区活動協議会でも避難所運営訓練の重要性の防災講話の依頼を受けており、興味を示していただいております地区もありまして、いずれの地区も役員の皆様が積極的に活動していただいております。

2つ目の避難所設営訓練を早期に実施する必要があると思うが、今後どのように対応する予定かにつきましては、議員仰せのとおり、文部科学省は、東日本大震災を踏まえ、発災直後から教育活動再開までの間における防災機能に関するさまざまな課題に対して、平成26年3月に「地域の避難所となる学校施設の在り方」を公表されました。

学校施設の安全性や必要な機能、円滑な運営方法、教育活動の早期再開を踏まえた整備が重要とされたところであります。

本市の学校施設の防災機能の強化では、校舎耐震化により安全対策を講じるとともに、普通教室のエアコンを整備し、トイレの洋式化を順次進めるなど、避難所としても機能強化を図っているところであります。

防災、学校関係者等の連携につきましては、避難所運営訓練を行っておられる地区では、関係者による事前の打ち合わせなど連携を図っておられます。

今後の対応としましては、1つ目で答弁したように、城山地区活動協議会での講話で避難所運営訓練の重要性などの説明を行ったように、他地区にも避難所運営訓練の重要性を周知し、市民の皆様の御理解のもと、関係機関を巻き込みながら、早期に避難所開設ができるよう訓練を促してまいりたいと考えています。

3つ目の市の防災政策設計の部署に女性の幹部は入っているか、対策マニュアルに女性の視点が加味されているかにつきましては、本市の地域防災計画の基本方針では、防災に関する施策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努めるとしてあります。

また、避難所運営ガイドライン、第6章、避難所運営において配慮すべき点では、男女共同参画の視点、介護・介助が必要な高齢者への配慮を想定した運営ができるよう、避難所運営本部に女性や障がい者を入れ、声が届く仕組みづくりをうたっています。

地域防災計画は、本市の防災会議により協議していただきますが、条例による防災会議委員25名以内には、女性委員に入ってくださいと、市長が特に必要と認め委嘱する者として、赤十字奉仕団、女性防火クラブ、食生活改善協議会から委員をお願いし、アドバイザーにも女性准教授をお願いするなど、女性視点を取り入れる対応をとっております。また、職員につきましては、防災担当係に女性を1名配置しております。

なお、毎年実施しております防災士養成講座では、女性の方の受講を積極的に勧め、現在、22名の防災士の方がおられ、今年度も6名が受講予定であります。

女性防災士の方々には、防災研修や訓練等の折に、女性目線により弱者支援のための御意見を頂戴しているところであります。

2点目の空き家対策の推進についての御質問にお答えします。

1つ目の市内に空き家は何戸あり、その数は総住宅の何%か、また倒壊の危険や衛生上の問題で廃屋化している空き家の数につきましては、平成30年度末の市内の空き家棟数は、492棟であります。また、住宅全体に占める割合は、5年ごとに総務省統計局が行う住宅・土地統計調査（平成25年調査）から推計しますと、本市の空き家率は9.8%となり、年々上昇傾向にあります。

議員が仰せの倒壊の危険や衛生上の問題で廃屋化している空き家は、特定空き家と位置づけられ、市内には特定空き家が1棟、特定空き家候補が14棟であります。

2つ目の空家等対策の推進に関する特別措置法によって助言・指導、勧告・命令、代執行された空き家につきましては、法等に基づき、特定空き家等に対する助言・指導、勧告・命令の措置に至った空き家はございませんが、特定空き家1件については、今まで以上に所有者に対し適切な管理を促し、解消に向けた取り組みを行ってまいります。

3つ目の空き家対策として今後どのように取り組んでいく方針かにつきましては、まず対策としましては、本市は平成29年3月に海津市空家等対策協議会設置条例を制定し、同年6月に海津市空家等対策協議会を設立いたしました。また、所有者に空き家等に関し適正な管理を行っていただくため、同年12月には海津市空き家等の適正管理に関する条例を制定いたしました。

さらに、この協議会において空き家等の対策を総合的に推進することを目的として、平成30年3月に新空家等対策計画を策定し、空き家の適正管理に向け活動を開始したところであります。

具体的に説明いたしますと、主に3つの柱を掲げております。

1つには、所有者等による空き家等の適正な管理の促進として、空き家を適正に管理していただくため、危険性のある空き家の巡回パトロール、苦情等による所有者への適正管理を行う旨の通知、市シルバー人材センターとの協定締結による除草作業の紹介などにより適正管理をお願いしております。

2つ目には、特定空き家に対する措置により、危険な空き家をふやさないよう、所有者等に粘り強く対応してまいります。

3つ目には、空き家の利活用を図るため、本年4月に岐阜県宅地建物取引業協会西濃支部と海津市空家バンクの運営に関する協定を締結し、5月より空家バンク事業を実施しております。この空家バンク事業は、空き家の有効利用や本市への移住・定住を目的としており、空き家の売買、賃貸借を希望する方へ紹介するものであります。

次に、今後の取り組み方針としましては、空き家を把握するための継続調査の実施、また住まいの空き家相談室による空き家相談会などを行い、所有者等が適正に管理していただくための啓発活動をしてまいりたいと考えておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

以上、松田芳明議員に対する答弁とさせていただきます。

○議長（赤尾俊春君） 続いて、教育長 中野昇君。

〔教育長 中野昇君 登壇〕

○教育長（中野 昇君） 松田芳明議員の3点目、次年度から小学校で教科化される英語学習について、この御質問にお答えいたします。

1つ目の小学校での英語活動の実情と次年度以降教科化される英語学習の指導内容と指導

体制についてどのような変化があるか、このことにつきましては、議員御承知のとおり、令和2年度から新学習指導要領の完全実施となります。平成30年度、令和元年度の2年間は、完全実施に向け円滑な移行ができるように、そのために設けられた期間であります。

移行期間の外国語活動・外国語の学習につきましては、3・4年生は、年間15時間を確保し、文部科学省が作成した教材「Let's Try!」を活用して、5年生から始まる外国語に対応できる素地を育成するよう、外国語活動の学習をしております。5・6年生につきましては、年間50時間を確保し、文部科学省が作成しました教材「Hi, friends!」と「We Can!」を活用して、読むこと、書くことを含め、中学校への接続を考慮した内容を学習し、児童が次年度からの学習内容などで戸惑うことのないように努めております。

指導体制につきましては、新学習指導要領の実施に向け、平成30年度より小学校英語活動インストラクターを1名増員し、2つの小学校に1名の割合で5名を配置し、担任とともに授業をしております。ALTにつきましても、4名のうち1名を小学校の専任、1名を小・中学校の兼任、2名は中学校専任として配置し、外国語活動・外国語への対応を図っているところであります。

このほかにも学校の実情に合わせて教科担任制を取り入れている学校が市内には4校あり、体験的で楽しい英語の学習に努めております。

しかし、変化もあります。例えば、外国語活動・外国語の授業時数と教科化に伴う評価であります。

外国語活動・外国語の授業時数ですが、3・4年生の外国語活動の時間が年間15時間から35時間に、5・6年生の外国語の時間は年間50時間から70時間に、それぞれ20時間ふえることとなります。他の教科等の授業時数につきましては変更がございませんので、3年生以上の学年で次年度からは年間の授業時数が20時間ふえることとなります。

学習内容につきましては、これまでの3・4年生の聞くこと、話すことを中心とした外国語になれ親しむ学習から、5年生からは発達段階に応じて段階的に、読むこと、書くことがこれまで以上に加わることとなります。また、5・6年生は、教科として学習を行いますので、評価につきましては、これまでの文章の記述による評価から、他の評価と同じように観点別の評価を行うこととなります。

2つ目の英語嫌いの子どもを早期にふやすのではないかと、塾通いを推奨することになるのではないかと、塾に行ける子と行けない子の格差を助長するのではないかと、このような心配の声を払拭するため、次年度からどのように対応していくのか、このことにつきましては、外国語活動では、英語の学習が嫌いにならないように、体験を通して主体的にコミュニケーションを図ることの楽しさを知ることや、英語の音声やリズムなどになれ親しむことが大切とされ、聞くこと、話すことを中心に、外国語への興味・関心を持たせ、聞き取りたい、話せ

るようになりたいという、そんな意欲を持たせるように取り組んでおります。

高学年に導入された読むこと、書くこともなれ親しむ段階であり、コミュニケーション活動を通して気づきを促すことが大切とされ、読むことでは、文字が持っている音に気づき、身近なものをあらかず文字を読む活動、書くことでは、文法的な説明などを優先させるのではなく、なぞり書きをしたり、語順を意識しながら書き写したり、聞いて書く活動などを行っております。

例えば、3・4年生では、指導者が言った色にタッチするカラータッチゲームを行ったり、マル・ペケクイズを取り入れたりしています。5・6年生では、同じ音を持つ言葉を集めたり、隠れた部分のある文字を見せて、その文字を推測したりするなど、ゲームやクイズ形式にして体験的に楽しく取り組めるようにしています。英語の音声やリズムなどになれ親しむため、「リズムチャンツ」という英語を英語らしく、かつ子どもに飽きさせないように、リズムに乗って楽しく発音練習をさせることを繰り返し行うなど、工夫を凝らした授業を行っております。

また、1年生から年間10時間程度、英語に楽しく触れる機会を持つことで、3年生からの外国語活動への抵抗感の軽減を図っております。児童は、英語になれ親しみ、英語学習が楽しいと思うことで、自主的・積極的に英語を学習しようとする、そんな姿勢を身につけると考えております。そして、自分から英語の学習に取り組み、英語検定などに挑戦したいと思う児童・生徒がふえることを願っております。

議員御承知のとおり、多くの児童・生徒が英語検定3級以上に挑戦できるよう、平成30年度より海津市英語検定料補助金交付事業を実施しているところであります。昨年度（平成30年度）には、64名、中学生が62名、小学生も2名おりました。今年度は、これまでに18名、中学生16名、小学生2名に検定料の補助をしております。

英語学習が楽しいと思える児童を育成するため、各学校では、英語教育リーダーを中心に英語の授業の進め方や、子どもが英語になれ親しむための方法、語彙や表現を習得する指導方法等について研究・研修を実施しております。

また、市の小中学校教育研究会の小学校外国語・中学校英語部会では、共同で授業研究を行い、授業力の向上に取り組んでおります。

さらに、県教育委員会では、初めて英語を担当する教員でも不安なく授業を進め、適切に評価できるように、岐阜県版の「評価の手引き」をことしの12月までに作成する予定としております。県総合教育センターのホームページでは、教員が授業を行う上での悩みや課題を解決する、そのための資料をQ&A形式でわかりやすく提示するといった計画もあります。

本市におきましては、これまでも市の小学校外国語・外国語活動検討委員会を開催し、指導計画の作成、コミュニケーション活動やパフォーマンステスト、評価等について交流・検

討をしまいにしました。次年度も必要に応じて検討委員会を開催し、共通認識のもとで英語学習を進めることができるよう、必要な情報の収集・提供を図りながら、小学校教員の支援、英語指導力の向上に努めてまいります。

指導体制につきましても、これまでの小学校英語活動インストラクターとALTの配置を維持し、英語を担当する教員を支援しながら、児童が主体的で学びやすい環境の中で英語の学習に取り組むことができるようにするとともに、県教育委員会とも連携しながら、中学校の英語免許等を有する小学校教員の効果的な配置等も検討してまいります。ぜひ御理解いただきますようお願いいたします。

以上、松田芳明議員に対する答弁とさせていただきます。

○議長（赤尾俊春君） 再質問ございますか。

〔4番議員挙手〕

○議長（赤尾俊春君） 松田芳明君。

○4番（松田芳明君） 丁寧な説明をありがとうございました。

では、1点目の避難所設営の訓練の推進ということで、再質問をまずお願いしたいと思います。

先ほど市長が答弁されましたように、私の住んでいる海西校区では、平成28年に私が参加しただけでも四、五回、多分10回以上夜に集まれて、そして市の担当者の方も3名ほどいらっちゃって、各自治会長さんとか民生委員の方とか、いろんな方が見えて、けんけんごうごうといろいろ、ちょっとけんか越しになるような場面もあったんですが、会議を開催されて、翌平成29年1月に開催されました。私もちょっと見学だけさせてもらいました。非常に大変な訓練だということを思いますので、他の地区に広がらないということだと思います。

ですので、私はそこまでの訓練というか、その内容については求めないんですが、ぜひ、きょうも豪雨があったという話だったんですが、特に地震について考えると、濃尾震災から130年たっていますので、もうそろそろ大きな地震が来てもいいのではと言ったらおかしいですが、来るのではないかと言われていますので、とりあえず全部の小学校区で避難所開設の訓練のミニ版のようなもの、要するに先ほど市長から答弁をいただきましたが、学校設置者とか学校、自主防災組織、それから自治会長さん方とかといった、そういう地区によっては20人ぐらいになるかもしれません、そういった規模の中で、どこに何があって、開設にはこんなことをやってもらわないかというようなことを市の職員も交えて、何とか年内にそういうミニ的なものをしていただけないかなあという要望がちょっと支援者の方からありまして、この質問をしました。何とかこの辺、取り計らっていただけないでしょうか。

市長さん、どうですか。

○議長（赤尾俊春君） 総務部長 白木法久君。

○総務部長併選挙管理委員会事務局書記長（白木法久君） お答えします。

市長の答弁のほうにもございましたが、市民の皆様の御理解のもと、そういった地区での集まり等がありますときの機会を捉えまして、そういったことに参加していただけるということであれば、そういうものに積極的に市のほうもかかわって、そういった訓練ができるように頑張っていきたいというふうに思っております。

〔4番議員挙手〕

○議長（赤尾俊春君） 松田芳明君。

○4番（松田芳明君） 確かにこれは自主的なものなので、市のほうからやれとか、この日に集まってくださいとか、やりますからどうですかというようなことは言えないと思うんですが、ただ現状を考えると、先ほど市長の答弁に、避難所開設には、状況がひどい場合には数時間、その場所が壊れているようなことだったら避難所としては設営できないとか、いろいろあるんですが、とりあえず、こんなときにはこうなるよということをちょっとでも多くの方に知っていただくということが大事だと思うので、ぜひ市のほうから積極的に声をかけていただきたいと。

高須がまたことしもやられるということですが、ああいう高須みたいに大きな校区でもできるなら、私はほかの校区でもやっていくべきだと思うんです。

それで、これは万が一大きな地震などが来て混乱した場合、責任をとられるなんていうことはちょっと失礼ですが、そういう問題にもなると思うんですが、本当に小規模なミニ版のことでいいので、ぜひ今年度中にはやってみるといった答弁をいただきたいんですが、どうですか。

○議長（赤尾俊春君） 総務部長 白木法久君。

○総務部長併選挙管理委員会事務局書記長（白木法久君） 先ほども言いましたように、地区のそういった集まり等とかもございますので、前向きに検討はしていきたいと思いますが、そういった集まりがあるところの機会を捉えながら、うちのほうで、あと各地区の自主防災会の講話等におきましても、そういった避難所開設が重要であるというような講話は進めておりますので、そういった中で、できる地区からやっていきたいというふうには考えております。

〔4番議員挙手〕

○議長（赤尾俊春君） 松田芳明君。

○4番（松田芳明君） なかなか年度途中でありますし、今やるということは現実には、せめて来年度中には全部の小学校区でやっていただくと、そのぐらいのことは考えていただきたいというふうに思います。

次はちょっと教育長さんにお伺いするんですが、今、話があったんですが、各学校が避難

所として指定されているということで、建物に異常がなかったりした場合は避難所となるわけですが、学校側の意識が低いところとか、先生方とか、それは校長会とか、そんなもので連絡していただいて今はないと思うんですが、万が一のときは体育館だけではなくて各校舎の中へも、例えばけがをした人を入れるとか、そういうことに多分なってくると思うんですが、そういったことについて、校長先生方にその辺の話は進んでいるのかどうかということをお尋ねしたいんですが。

○議長（赤尾俊春君） 教育長 中野昇君。

○教育長（中野 昇君） ただいまの松田議員さんの質問に対する答えですけれども、2年か3年ほど前に危機管理担当課のほうから、校長会の場を利用して、各学校共通認識としての最低限の避難訓練のための避難所開設のための準備等についての御指導やら御説明があったと思いますけれども、毎年そういったことを実施は今のところしていただいておりませんので、やっぱり教育委員会としても、その担当課のほうにもお願いしておるわけですけれども、継続的に毎年、全ての小・中学校に対して避難所開設のための基本的な準備や計画、初期対応等については、何とか校長先生、あるいは教頭や防災担当の先生を交えながら、そういった市としての説明をお願いしたいということは伝えているつもりです。

〔4番議員挙手〕

○議長（赤尾俊春君） 松田芳明君。

○4番（松田芳明君） ありがとうございます。

それでは、この件については質問を終わりますが、何とか来年度中には、今、教育長さんがおっしゃったように、学校との連携を密にさせていただいて、簡単なミニ版でもいいので、避難所開設の訓練を全校区でお願いしたいということをお願いいたします。

それから、先ほどの女性に関するところで職員さんが1人入っているということで市長さんの答弁があったんですが、これはことしの7月30日に、「防災幹部女性ゼロ」ということが中部9県ということで中日新聞の記事がありました。ですので、ちょっとお尋ねしたんですが、熊本震災のときにもあったんですが、避難所における性被害、隣で寝ている人が体をさわるとか、そういうようなことも結構あったと。それから、着がえが、プライバシーの問題で毛布とか布団の中で着がえるとか、そういったこともあるとかということで、女性に対する配慮が避難所ではされていないというようなことがありますので、この辺もまた検討をお願いしたいことを思います。

2つ目の質問です。

空き家については、先ほどおっしゃっていただいたように、市長さんの答弁にありました3点の今後の対策ということで特にお願いしたいのは、空家バンクというのを取り入れていくという方針なんですが、今、まだそれが登録されていないということで、何とか年内には

空家バンクのほうを登録して、海津市もこんなふうに行っていると、だから移住・定住で来ていただける方があったら、何とかそういう方をふやしていただきたいと、これは要望ですので、済みませんがよろしくお願いいたします。

最後の英語学習についてです。

英語学習については、先ほど教育長さんの答弁にありましたように、今、ALTさんが4名、それから日本人のアシスタントの方が5名ということで、市長、何とかこの数を維持していただきたいんですが、どうでしょうか、来年度も。

○議長（赤尾俊春君） 市長 松永清彦君。

○市長（松永清彦君） 人を育てるということに全力を挙げておりますので、この数も海津市は相当頑張って配置をしていると思っています。ほかの市町と比較していただければわかると思いますが、頑張っていきたいと思っています。

〔4番議員挙手〕

○議長（赤尾俊春君） 松田芳明君。

○4番（松田芳明君） ありがとうございます。

今、市長がおっしゃったように、海津市は合計9名です。人口的に見ると養老町は5,000人ぐらい少ない人口なんですが、養老町は3名です。というようなことで、本当に司書とか、こういうところにマンパワーを入れていただいているということで感謝申し上げますが、ぜひ削減されることなく、今後も子どもたちのためによりしくお願いしたいということを思います。

時間もないんですが、最後に、私、本当に英語学習については否定的な考えを持っていたんですが、ことしの年賀状に、今、45ぐらいで中堅どころになっているんですが、南濃中学校出身で、今、関東のほうで一流の化粧品メーカーで働いている人間から年賀状をいただきました。そのときにこんなことが書いてあって、「ことしから会社の公用語が英語になるので大変です」と。「英語が読める、話せることは、算数の九九のようなもので、特別なスキルではなく、普通のものになってきたように思います」と。最後に、「海津の子どもたちもそういう教育を受けてほしい」という一文がありました。ぜひ海津の子たちが、先ほど教育長さんの丁寧な説明にありましたように、英語を楽しんで、そして興味を持って中学校へ上がって、さらに英語学習に取り組むというようなふうになって、彼のこの意思に沿うような形になっていただきたいというふうに思います。

私、6月21日に吉里小学校のほうで、吉里小学校は進んでコミュニケーションを図る児童の育成ということで、考えながら話す活動を中心にしてということで英語活動を取り入れているということで、教育長さんの配慮でちょっと授業を見させていただきましたが、校歌を英語の替え歌にして、セイショナリーショップソングとかにしてやってみえたり、本当に子

どもたちが生き生きとして活動していました。

ちょっと私、ああ、こういうふうにやってもらえばいいかなあということを思ったんですが、ただ1点、吉里小学校は、クラスに20名いません。そういう少人数だとこういうのも可能かなと思うんですが、40人程度の規模だと、なかなか今後、今、9人の補助員の方が見えるんですが、授業数がふえると、担任一人で英語の授業をやるということも、必ずそういう現象も起きます。そういったときに、その一人でもしっかり指導ができるように、先ほど言われた指導体制を強化していただきたいというふうに思います。どうかよろしく願いいたします。

以上をもちまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（赤尾俊春君） これで松田芳明君の質問を終わります。

◇ 松 岡 唯 史 君

○議長（赤尾俊春君） 続きまして、3番 松岡唯史君の質問を許可します。

松岡唯史君。

〔3番 松岡唯史君 質問席へ〕

○3番（松岡唯史君） 議長のお許しをいただきましたので、一般質問を行いたいと思います。

1. 高校生世代まで医療費無料化を、2. デマンド交通について、質問相手は、いずれも市長であります。

1. 高校生世代まで医療費無料化を。

平成29年第4回定例会の一般質問におきまして取り上げました乳幼児医療費助成制度につきまして、今回、再度お尋ねと御要望をいたします。

子どもの医療費を無料化する取り組みは、昭和36年に岩手県沢内村（当時）のゼロ歳児医療費無料化に始まり、その後、全国的に広がっていきました。

岐阜県におきましても、平成31年4月1日現在で42自治体の全部の自治体が義務教育終了まで子どもの医療費助成事業を実施しており、15自治体は、高校生まで医療費を無料化しています。うち、2自治体は入院のみです。さらに、西濃地域では、11自治体のうち、大垣市を含む6自治体は、高校生まで医療費（入院・通院費）を無料化しています。

この制度は、子育て世帯の経済負担、特に医療費負担の軽減に役立ち、また低所得世帯の子どもの重症化を防ぐとも言われています。少子化対策としても、高校生まで医療費を無料化するという施策は、子育て世帯を大切にしているというアピールにもなり、有効だと私は考えます。

こうしたことから、次のとおり、幾つかお尋ねと御要望をいたします。

①高校生まで医療費を無料化するのにどのくらいの予算が必要ですか。

②平成28年度から平成31年度までの同制度にかかる予算額及び決算額とその財源内訳を教えてください。

③岐阜県への同制度の対象年齢引き上げ要望や、国に対して制度創設、同制度に係る国保のペナルティー廃止の要望などはされていますか。

④来年度から高校生までの医療費無料化を強く要望いたします。

2. デマンド交通について。

平成30年第2回定例会の一般質問において取り上げましたデマンド交通についてお尋ねします。

現在、令和2年度から令和8年度までの海津市地域公共交通網形成計画の策定に向けて、市民アンケートや地区別意見交換会を実施されていると聞いております。市民ニーズの把握に努められている段階であるとは思いますが、少子・高齢化や人口減少の問題、また市民の交通権という概念など、さまざまな側面から考えて地域の公共交通のあり方は、大変重要なテーマであると思います。

その中でも、特に今回はデマンド交通に絞って課題や問題点、今後の方針について、次のとおりお尋ねします。

①平成28年度から平成30年度までのデマンド交通延べ利用者数はどれだけですか。また、増減理由はどのように認識されていますか。

②デマンド交通利用の多い年齢層と利用の多いバス停はどこですか。

③より多くの人々が利用できていないとも聞きますが、現状でのデマンド交通の問題点や課題は何だと認識されていますか。

④デマンド交通の土・日運行や観光への利用などはできないのでしょうか。

○議長（赤尾俊春君） 松岡唯史君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長 松永清彦君。

〔市長 松永清彦君 登壇〕

○市長（松永清彦君） 松岡唯史議員の1点目の高校生世代まで医療費無料化の御質問にお答えします。

1つ目の高校生まで医療費を無料化するにはどの程度予算が必要かにつきましては、市内高校生の人数約1,000人と15から19歳の平成28年度の国民1人当たりの医療費8万900円から総医療費を算出し、福祉医療費で負担する自己負担額を算出しますと、約2,500万円となります。これに国保連合会に支払う手数料約100万円を加え、合計で約2,600万円となります。さらに、初年度はシステム改修費が約400万円かかり、3,000万円程度必要であると試算しております。

2つ目の平成28年度から平成31年度までの乳幼児医療費助成制度に係る予算額及び決算額

とその財源内訳につきましては、平成28年度は、予算額が1億4,300万円、決算額が1億2,643万円で、財源内訳として、一般財源額が1億56万円であります。

平成29年度は、予算額が1億4,100万円、決算額が1億2,744万円で、財源内訳として、一般財源額が1億215万円であります。

平成30年度は、予算額が1億3,500万円、決算額が1億1,806万円で、財源内訳として、一般財源額が9,421万円であります。

令和元年度の予算額は、1億2,700万円となっております。

3つ目の県への同制度の対象年齢引き上げ要望や、国に対して制度創設や同制度に係る国保のペナルティー廃止の要望につきましては、本市としましても、機会があるたびに国や県に対しまして要望を申し上げております。平成30年度からは、子ども医療費助成の現物給付化を実施する自治体への調整交付金の減額調整措置が未就学児までは除外されたところであり、ります。

今後、さらに福祉医療費全般において減額措置を廃止すること、また子どもの医療費助成制度は、人口減少社会の対策として、本来国が全国一律に義務教育終了時までで行うことであるとし、全国統一基準による制度を創設するなど、公平な制度となるよう、国の責任において制度化するよう要望しております。

また、県に対しましては、県内の全市町村が中学生までの入・通院費を無料化したことを踏まえ、小学校就学前となっている現行の乳幼児医療費助成制度を中学生までを対象とした子ども医療費助成制度として拡充をするように要望しております。

4つ目の来年度から高校生までの医療費無料化の要望につきましては、平成29年第4回議会におきまして議員から同様の御質問をいただき、答弁をしました状況は現在も変わりがございますので同じ答弁になりますが、県が市町村の乳幼児医療費の助成対象としておりますのは小学校就学前までとなっておりますが、本市においてはその範囲を超え、単独施策として義務教育終了時までとして、所得等により制限することなく、入院・外来にかかる医療費の助成をし、無料化としております。

議員仰せのとおり、高校生世代への医療費助成は、42自治体中15自治体、西濃地域では、11自治体中6自治体が行っておりますが、本市としては、当面、現在の医療費助成制度を継続することとし、今後の情勢を見きわめながら、子育て支援施策全体の中で総合的に判断してまいります。

2点目のデマンド交通についての御質問にお答えします。

1つ目の平成28年度から平成30年度までのデマンド交通利用者数は、また増減理由はにつきましては、平成28年度は1万8,974人、平成29年度は1万8,873人、平成30年度は2万555人となっております。

デマンド交通の運行は、予約型乗り合いです。5台の車両で行っています。開始当初は同バス運行会社において移動ニーズの実績がなかったため、効率的な予約の受け方ができなかったこと、また予約制について十分な理解がされておらず、利用方法がわかりづらいとの御意見もあり、利用者数も伸び悩んでいました。

その後、運行実績やニーズも蓄積され、予約の受け方の改善、頻繁に利用される方への利用時間の調整等により車両の集約も図られ、利用者も増加してまいりました。本市でも、老人会の各支部単位クラブ会長等にデマンドバス利用方法を説明することで利用促進に努めたところでもあります。

2つ目のデマンド交通利用の多い年齢層と利用の多いバス停はにつきましては、利用者の多い年齢層は、70・80代の方であります。また、利用者の多いバス停は、乗りおりともに、海津温泉、医師会病院、松山グリーンハイツ④、とみなり整形外科及びヨシヅヤ海津平田店となっています。

3つ目の多くの方が利用できていないとも聞かれますが、デマンド交通の問題点や課題につきましては、議員仰せのとおり、特定利用者の専有率が高くなっていること等で現在の5台の車両では限界もあり、希望する日時に予約がとりにくくなっております。

利用を希望される市民の皆様から寄せられる御意見として、一人で乗りおりができる方を利用の原則としていることから、介助を伴う方の利用ができないことや、バス停までの移動距離があるため、自宅まで来てほしいとの相談も寄せられております。

そうした御相談に対しては、デマンド交通では御要望にお応えできないため、介護保険サービスによる介護タクシー、あるいはNPO法人が運営している福祉有償運送サービスの利用を御案内させていただいております。

4つ目のデマンド交通の土・日運行や観光への利用はできないかにつきましては、平成30年第2回定例会におきまして議員から同様の御質問に対して、2つの理由から見送ると答弁しました状況は現在も変わりはありませんので同じ答弁になりますが、1つは、運行事業者において運転手の確保が難しいこと、もう一つは、養老線再構築計画により市の公共交通に対する経費が増大したことなど、財政的な費用対効果によるものであります。

また、観光への利用につきましては、現在のデマンドバスを利用いただくほか、大垣市のタクシー事業者4社で運行しております観光タクシーを御紹介しておりますので、御理解をいただきますようお願いいたします。

以上、松岡唯史議員に対する答弁とさせていただきます。

○議長（赤尾俊春君） 再質問ございますか。

〔3番議員挙手〕

○議長（赤尾俊春君） 松岡唯史君。

○3番（松岡唯史君） 御答弁ありがとうございました。

それでは、まず高校生まで医療費無料化をから再質問させていただきます。

先ほどの御答弁では、必要な予算としましては、初年度がシステム改修に係る委託料があるので約3,000万円、次年度以降はシステム改修費400万円を差し引いた約2,600万円であるとのことでした。毎年2,600万円という額は、決して少なくないとは思いますが、この2,600万円というのは現在の高校生の人数をもとに医療費を試算されているとのこと。ということは、市内の中学校・小学校の生徒・児童数が減少していることを考えますと、今後の傾向としましては、この額も減っていくのではないかと推測されます。

また、現在の乳幼児医療費助成制度に係る助成額につきましても、先ほどの御答弁をまとめますと、減少傾向にあると言えます。ただ、私の知り得ている数字と若干違いますが、私の知り得ている数字でいきますと、一般会計、つまり市の負担額を比較しますと、予算額では平成31年度は平成28年度よりも900万円減っていますし、決算額でも平成30年度は平成28年度よりも635万円減っているということになります。

さらに、前回、平成29年第4回定例会でこの質問をしたときに、乳幼児医療費助成制度に係る国保のペナルティーについて確認をさせていただきました。その際に、先ほどの御答弁にもありましたように、未就学児までの国保のペナルティーが廃止されたわけではありますが、このペナルティー解消分が150万円ぐらいになると確認をさせていただきました。実際の解消分は100万円程度だと聞いておりますが、ペナルティー解消分を乳幼児医療費助成制度に活用することは可能だと私は認識しております。

つまり、今後、高校生が減少していき、必要な予算額が減ると予測される中で、少子化に伴う乳幼児医療費助成額全体の近年の減少額、そして今後さらに減少していくということを勘案いたしますと、ペナルティー解消分の活用もした上で高校生世代までに対象年齢を拡充するという事は、決して無理なことではないと私は考えます。本市の乳幼児医療費助成制度に対する予算配分ですとか費用負担という面でお伺いいたします。

○議長（赤尾俊春君） 健康福祉部長 近藤敏弘君。

○健康福祉部長（近藤敏弘君） お答えいたします。

乳幼児医療費の予算が減っているというお話でございますけれども、一般会計全体の割合をちょっと調べてみますと、予算レベルでいきますと、平成28年度では、一般会計で市の乳幼児医療の負担分、いわゆる県の補助分を引いた分が0.71%になります。その後、平成29年度、平成30年度もほぼ0.7の前半で、平成31年度の予算でも0.71ということで、一般会計に占める割合は、一般会計の総予算が減っていることもあって割合的には変わっていないということで、確かに高校生の人数も減っていくとは思いますが、予算も縮減していく中で割合的には減っていかないのかなということで、市の負担割合としては減っていくという

ふうには考えておりません。

○議長（赤尾俊春君） 再質問ございますか。

[3番議員挙手]

○議長（赤尾俊春君） 松岡唯史君。

○3番（松岡唯史君） それでは、次に高校生世代まで医療費を無料化することの必要性とか効果についてお伺いしたいと思います。

まず、子育て世帯の経済負担、医療費負担の軽減という点について御認識を伺います。

文部科学省では、子どもを公立または私立の幼稚園や小・中・高校に通学させている保護者が学校教育と学校外活動のために支出した年間経費の実態を捉える「子供の学習費調査」というものを実施しております。その平成28年度の調査結果によりますと、保護者が支出した1年間の子ども1人当たりの学習費総額は、公立高校で年間45万1,000円であります。一方、公立中学校の学習費総額は年間47万9,000円でありまして、公立高校のほうが年間2万8,000円少ないこととなります。しかし、公立高校の学習費総額には学校給食費が含まれておりませんので、仮に公立中学校の学校給食費、年間4万4,000円を公立高校の学習費総額に上乘せをしますと、公立高校のほうが1万6,000円高くなります。つまり、保護者の経済負担というのは高校に進学すると中学のときよりもやや重くなると考えられます。

一方で、児童を持つ世帯の所得は、近年、やや増加傾向にあるとはいえ、生活に余裕があるわけでもありません。高校生になると部活動など激しい動きになってけがのリスクが高くなり、中学生のときまでよりも病院に行く回数がふえたとか、毎年定期的に行かなければならない検査も高校生になり費用がかかるようになって負担がふえたといった声も聞かれます。

中学校から高校へ上がると学習費負担も大きくなる中で、高校生世代の保護者の経済負担の緩和という点からも医療費無料化は重要な施策であると私は考えますが、この点についての御認識をお伺いいたします。

○議長（赤尾俊春君） 健康福祉部長 近藤敏弘君。

○健康福祉部長（近藤敏弘君） お答えいたします。

先ほどの市長の答弁にもありましたように、5歳刻みの国民1人当たりの医療費が出ておりますように、15歳から19歳では8万900円、これを3割負担ということで計算しますと2万4,270円となりますので、確かに議員がおっしゃいますように、この分は平均ですけれども、世帯の負担は減るのかなというふうに思います。

ただ、医療費全体を過去にさかのぼってちょっと調べてみますと、国全体でしかわかりませんが、平成18年ごろ、医療費無料化が積極的に国で始まったころを見ますと、ゼロから4歳が大きく伸びておりまして、今度平成28年までにゼロから19歳までがほかの年齢に比べて医療費が大きく伸びているという現実があります。これはいろんな要素があって、報酬単価

が上がったりとか、あると思うんですけども、ほかの年齢と比べても非常にここが1.1倍から1.3倍というような上がり方をしておりますので、ほかの要素を抜いたとしても、この乳幼児医療の拡大に伴って医療費が伸びているという可能性があるかなというふうに考えられますし、そういうほかの意見もありますので、これに伴って保険料の値上げであるとかも必要が、今までにも行われてきた保険料の値上げにもつながっていたのかなという可能性もあって、100%その保護者の経済負担が減るのかなあというのは若干疑問に思うところです。

○議長（赤尾俊春君） 再質問ございますか。

〔3番議員挙手〕

○議長（赤尾俊春君） 松岡唯史君。

○3番（松岡唯史君） 今の御答弁なんですけど、医療費の無償化に伴って医療費がふえたという、そういう見解でしたか。

○議長（赤尾俊春君） 健康福祉部長 近藤敏弘君。

○健康福祉部長（近藤敏弘君） そればかりが原因ではございませんが、ほかの医療費の無料化をしていない年代については、ほぼ九十何%と減ったりとか、ふえても110%ぐらいしかふえていないのに、ここの部分だけが大きく膨らんでいるというのは、それも一因ではないかなというふうには考えております。

〔3番議員挙手〕

○議長（赤尾俊春君） 松岡唯史君。

○3番（松岡唯史君） この前の一般質問でも少し御紹介したと思うんですけども、大垣市の例を見ると、大分前になるんですけども、無償化する前と後では医療費の過剰な受診というのはふえていないと、医療費の膨張は起こっていないというような例を挙げさせていただきましたが、それもそうなんですけれども、今から再質問しようと思っていたんですが、低所得世帯も含めた子どもの重症化を防ぐという効果についてちょっと御質問したいんですが、乳幼児医療費助成制度は子どもの重症化を防ぐとも言われておられて、平成29年9月5日付の毎日新聞の記事によりますと、低所得地域は、乳幼児医療費助成制度の対象年齢を引き上げると、全体的に入院が少なくなり、例えば12歳から15歳に引き上げると、入院費は5%減る関連性が見られたとのことであります。中でも、外来で対処する入院を防げる外来治療可能疾患の入院が減ってきたとのことです。この記事では、低所得地域では、家計が苦しく病院に行けなかったり、慢性的な病気にかかりやすかったりした患者が医療費の助成で外来診察を利用しやすくなり、結果として入院が減った可能性があるという見方をしていました。

また、低所得者というわけでもなくて、高校生になってから受診抑制をされている市内の御家庭もあり、歯医者に行かなければならないが、経済的な負担からなかなか行けないとい

った声も聞いております。

こうした調査結果や高校生を持つ保護者の方の話を聞きますと、乳幼児医療費助成制度は、受診抑制の解消に寄与すると考えるのが当然だと思いますし、先ほどの御答弁の中で医療費がほかの世代よりふえているという点も、もしかしたら受診抑制がかかっているのかもしれない。

高校生の健康を守るという面からも受診抑制を解消して、重症化を防ぐために医療費の無償化を高校生世代までに拡充すべきだと考えますが、市長はどのような御認識でしょうか。

○議長（赤尾俊春君） 健康福祉部長 近藤敏弘君。

○健康福祉部長（近藤敏弘君） お答えいたします。

今、平成28年度の人口1人当たり国民医療費という資料がございまして、入院のところを見てみますと、確かに5歳から14歳のあたりで入院、全体の医療費に占める割合は、ほかの年代と比べると、ほかの年代は全て20%を超えていますけれども、ここだけが10%台であるということは、重症化が防げている可能性はあるかなというふうに思います。

ただ、高校生の5歳刻みの医療費を見ますと、全年代の中で一番金額が少ないんですね。平均で33万2,000円、高齢者がかなりかかっていますけれども、15歳から19歳は、先ほど申し上げましたように8万900円、この年代が一番少なくて、ちなみにその上下を申し上げますと、10歳から14歳が10万5,000円、20歳以上が8万3,000円ということで、この年代が一番少ないということは、受診を控えて重症化している可能性は非常に少ないのかなというふうに思います。

医療費を補助することによって、これ以上医療費が減るとするのは、この年代が一番少ないので余りないのかなという、これは予測ですけれども、そんなふうに考えます。

〔3番議員挙手〕

○議長（赤尾俊春君） 松岡唯史君。

○3番（松岡唯史君） 御答弁ありがとうございます。

ただ、今の御説明は、一部分は理解するんですけれども、ただ私の経験からしても、高校生のころというのはなかなか病気もしなかったですし、部活動でけがとかをすることはあるんですけれども、一方で、アトピーですとか、定期的に病院に通わなければいけない子もいたりして、そういう中で医療費が少なくなっているということも考えられるのかなと思いますし、私もインターネット、ホームページで調べたところ、同様の金額が出ておりますので、その辺は理解しておるつもりなんですけれども、逆に言うと、それだけ医療費が少ないということは、係る予算というのも少なくなってくるわけですし、そうしますと、先ほどの最初の話に戻るんですけれども、予算額2,600万円程度かかってくるわけなんですけれども、そういう中で何とかできないものだろうかというふうに私は考えるわけでありまして。

ただ、なかなか期待する御答弁がいただけませんので、2つほど提案してみたいと思います。

私自身は、現時点におきましては、本来高校生世代まで、つまり18歳までの医療費を窓口無料にするのが望ましいとは思いますが、例えば財政事情によって現状で難しいということであれば、例えば高校生世代、18歳までではなくて16歳とか17歳まで無償化にするという、そういう方法というのもありではないかというふうに思います。

また、償還方式ではありますけれども、岐阜県の山県市などのように地域振興券ですとか商品券を活用する方法もあるかとは思いますが。窓口の無料ではありませんので、一旦は支払わなければならないですし、医療費の一部負担というのはあるかもしれませんけれども、少なくとも今よりは負担が減る保護者の方が見えるわけでありまして、また市内の振興にも商品券とか地域振興券ということであれば役立つように思います。そういったことも含めまして、ぜひ少しでもこの制度を前進させるようなことで検討いただけないでしょうか。

○議長（赤尾俊春君） 健康福祉部長 近藤敏弘君。

○健康福祉部長（近藤敏弘君） お答えいたします。

確かに山県市は、地域振興券で自己負担1,000円というふうだと思います。

ほかにも、500円とかの自己負担を求めて、あと商品券でお返しするというような市もありますし、先ほど御質問の中にありましたように入院のみというところもあったりとか、いろんな方法で援助しているというところがありますし、議員が言われますように、年齢を区切って、例えば1学年だけするというようにすると、先ほどの2,500万の3分の1とかという金額になると思います。

ただ、これは一度始めますと、それを効率化するか縮小していくというのは非常に難しい事業だというふうに考えますので、先ほど御意見をいただきましたような他市の様子を見て慎重に考えさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

〔3番議員挙手〕

○議長（赤尾俊春君） 松岡唯史君。

○3番（松岡唯史君） ぜひ前向きに御検討をお願いします。

この質問の最後になりますが、平成30年2月21日付、朝日新聞デジタルにこれに関連する記事がありましたので読ませていただきます。

無料化の拡充は、安易な受診を招くとの批判も聞きます。ただ、今は子どもがどんどん減り、自治体が子育て世帯を奪い合っている状態です。既に府内では、摂津市以外に4市3町が18歳までの無料化に踏み切っています。間髪入れず施策を打たなければおくれをとります。市の国民健康保険ベースに限って見れば、子どものレセプト件数は、無料化の後でも急増しておらず、安易な受診がふえているとは言い切れません。子どもは、ちょっとした変化で受

診することで早期発見につながることもあります。長期的に見れば医療費は減ることになります。これは大阪府摂津市長が話していたものであります。

まさに今、少子・高齢化、人口減少と言われる本市におきましても、子育て支援、少子化対策は、最重要課題の一つだと思います。ぜひ市長には、高校生世代までの医療費無料化を求める市民の要望に耳を傾けて賢明な御判断をしていただきまして、医療費無料化の拡充を進めていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

続きまして、デマンド交通に関する再質問をさせていただきます。

市内におけるデマンド交通の課題という点につきましては、特定の利用者が占めておって、今、取り合っているというような状態だというような御答弁がありましたけれども、私が調べた中では、30名程度の方が年間の総利用回数の6割以上を占めているとのことでありました。利用されている方としては、当然、正規の手続を経られて利用されていますし、必要だから利用されているわけですので何の問題もないとは思いますが、デマンド交通ですとか市の公共交通全体から見ると、バランスにやや欠けるのではないかなあという感じがいたします。

今後、より多くの人に利用してもらいたいと考えた場合に、具体的な改善策ですとか、今、意見交換会が行われておりますが、意見交換会で出た御意見などがあれば教えていただけないでしょうか。

○議長（赤尾俊春君） 市民環境部長 寺村典久君。

○市民環境部長（寺村典久君） 議員の御質問にお答えいたします。

御承知のとおり、市長の答弁でも申しましたとおり、また議員仰せのとおり、約6割の方が特定、専有しているということで、今も意見交換会の中で課題を抽出して、またそれに対してどういう形でいくのがいいのかという皆さんからの御意見をいただいているところでございます。

その中でも、この問題については、デマンドをもっとふやせばいいという意見もございます。もっと料金を上げればいいという意見もあります。あと、もう一つは、デマンドでなく、今、地域でやっておられる、例えば石津地区社協ですとか下多度地区社協、こういった部分の移送サービスに対して補助金を出して、そういうのを全地域で広げたらどうだといった御意見等々もございます。

また、今現在も市民の3,000人の皆さんにアンケート調査を実施し、またデマンド交通利用者、コミュニティバスの利用者、養老鉄道の利用者等々の方々にアンケート調査を行って、現在、集計をしているところでございます。

その意見を全て反映することは非常に難しいかもしれませんが、いい条件、案件の中で、できることを進めてまいりたいなというふうに考えておりますので、よろしく願いしたい

と思います。

[3番議員挙手]

○議長（赤尾俊春君） 松岡唯史君。

○3番（松岡唯史君） 御答弁ありがとうございます。

料金の見直しですとか、パスポートの価格の見直しとか、そういったことも検討課題の一つだと思いますけれども、利用方法がわからない方もお見えになるわけでありまして、そういう方に利用の仕方を覚えてもらう。説明会だけではなしに、試乗してもらってというようなことまでも考えながら、より周知に努めていただくことも一つかと思しますので、ぜひよろしく願いいたします。

あと、もう一つだけお聞きしたいんですけれども、意見交換会が今行われておりまして、その資料の最後のページに「今後の方針 イメージ図」というものがありまして、デマンド交通という言葉がその中に出てこないんですね。かわりに公共交通と福祉的交通というくくりになっておりまして、先ほどおっしゃられた中で解釈しますと、福祉的交通を充実させていくということも考えられているのかなと思うんですが、そういった中で、例えばデマンド交通はやめるというような、そういったお考えというのはないのか、確認をさせていただきます。

○議長（赤尾俊春君） 市民環境部長 寺村典久君。

○市民環境部長（寺村典久君） 先ほど申しましたとおり、あらゆる手段を今検討している段階でございます。デマンド交通を充実させるという方法も一つですし、デマンド交通をなくしていくというのも一つだというふうに考えておりますので、よろしく願いしたいと思います。

[3番議員挙手]

○議長（赤尾俊春君） 松岡唯史君。

○3番（松岡唯史君） ありがとうございます。

現在のデマンド交通の利用者層とか利用先、そして今後の高齢化の進展などを考えますと、福祉的交通の重要性というのは大変よくわかります。アンケートとか意見交換会など、市民の方、利用者の御意見、できるだけ反映をしていただきまして、もちろん財政の制約はあるでしょうけれども、財政の削減のためにサービスが低下することがないように、より利便性のあるデマンド交通をよろしく願いいたします。

また、交通というのは通勤とか通学とか、あと観光、福祉ですとか、かなり広い分野にまたがるということを思いますので、公共交通、福祉的交通など公共交通に特化したような専門の部署、交通部門、交通課みたいなものを設けていただくこともぜひ検討していただきますようお願いを申し上げまして、私の一般質問とさせていただきます。

○議長（赤尾俊春君） これで松岡唯史君の一般質問を終わります。

ここで10時30分まで休憩をいたします。

（午前10時16分）

○議長（赤尾俊春君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時29分）

◇ 浅井まゆみ君

○議長（赤尾俊春君） 5番 浅井まゆみ君の質問を許可します。

浅井まゆみ君。

〔5番 浅井まゆみ君 質問席へ〕

○5番（浅井まゆみ君） 議長の許可を得ましたので、私は2点質問させていただきます。

1点目、災害時の妊産婦及び乳幼児に対する支援について、2点目、肺がん検診の受診率向上に向けた取り組みについて伺います。

まず初めに、災害時の妊産婦及び乳幼児に対する支援についてお願いいたします。

災害時、妊婦、産婦、乳幼児を抱える親御さん、特にお母さんにとっては被災直後の避難行動、移動には大きなハンディがあります。そして、過去の被災地で見られた妊産婦の困難として、切迫流産、早産、母乳がとまる、子育てへの意欲喪失などがありました。また、免疫力が未熟な乳幼児は、風邪の罹患、哺乳ができないことによる脱水症状、不安や恐怖による赤ちゃん返りなどが見られたようです。

妊産婦及び乳幼児にとって避難時の周囲の反応による影響は大きく、冷えや暑さ、不衛生な状態は、大変な危険にさらされる要因となり得ます。こうしたことから、既に一定の配慮や対策がなされていますが、さらなる避難所環境、医療、物資、栄養、生活等の妊産婦及び乳幼児への総合的支援の充実が必要と考えます。

欧州などでは乳児用液体ミルクが広く普及しています。日本においては、2016年4月に起きた熊本地震で電気やガスなどのライフラインが寸断する中、フィンランドからの救援物資として支給され、昨年夏の西日本豪雨でも活用されました。

この液体ミルクは、常温で約半年間保存可能なことから災害時の物資としての需要が高まる中、私ども公明党は、液体ミルクの災害用備蓄品としての普及を目指し、2017年2月に党女性委員会が政府と意見交換を実施、また同年3月の参院予算委員会で、国内での製造・販売が認められていなかった液体ミルクの早期解禁などを主張しました。

その結果、昨年8月、厚生労働省が規格基準を定めた液体ミルクの改正省令を施行し、国内でも製造や販売が可能となり、ことし3月より国内メーカー2社から販売されるようにな

りました。

赤ちゃんにとって被災生活時の食料は、母乳であり、ミルクです。ふだんは母乳を与えているお母さんも、被災のショックや環境の変化によって母乳が出なくなることもあり、清潔な水や燃料の確保が難しい災害時に、この液体ミルクは、赤ちゃんの命をつなぐ貴重な栄養源となるのではないのでしょうか。

そこで、お尋ねいたします。

1. 現在、本市においての妊産婦及び乳幼児への避難所環境への配慮、備蓄品等の支援の現状をお聞かせください。

2. 乳児用液体ミルクを避難所や保育園などでの備蓄や、災害時に調達できるような体制が必要と考えますが、いかがでしょうか。また、煮沸消毒を必要としない使い捨て哺乳瓶もあわせて備蓄はできないのでしょうか。

次に、肺がん検診の受診率向上に向けた取り組みについて伺います。

国立がん研究センターによれば2017年にがんで死亡した人は37万3,334人に上り、そのうち死亡者数及び死亡率の一番多い部位は肺との報告がなされ、男性が1位、女性が2位となっています。

また、2016年8月には、国立がん研究センターが受動喫煙による肺がんリスクが1.3倍にふえるとの報告を発表し、国も2020年の東京オリンピックを見据え、2018年7月19日には受動喫煙防止法を成立させるなど、肺がん対策に向けた環境整備は一步ずつ前進している状況です。

一方、総務省が公表している2017年度肺がん検診受診率（職域は除く）は、全国平均で7.4%にとどまっており、がん対策推進基本計画で設定されているがん検診受診率の目標値50%とは大きく乖離している状況です。

日本対がん協会によれば、医療技術の進歩に伴い、肺がんも早期のうちに発見・治療すれば、約8割が治る時代となっているとのこと。また、無症状のうちに検診を受診した人は、早期の肺がんが発見される可能性が高いことから、肺がん検診が非常に重要であることが示されています。

そこで、本市の肺がん検診受診率向上に向けた取り組みについて伺います。

1. がんの罹患者及び死亡者数は。
2. 国保加入者の肺がん検診率は。
3. 個別の受診勧奨は実施しているか。
4. 個別検診は実施しているか。
5. 特定健診と肺がん検診の同時受診は可能か。

以上でございます。

○議長（赤尾俊春君） 浅井まゆみ君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長 松永清彦君。

〔市長 松永清彦君 登壇〕

○市長（松永清彦君） 浅井まゆみ議員の1点目の妊産婦及び乳幼児に対する支援の御質問にお答えします。

1つ目の妊産婦及び乳幼児のための避難所環境への配慮、備蓄品等の支援の状況につきましては、議員仰せのとおり、妊産婦及び乳幼児はもとより、高齢者や障がいを持った方など特別な配慮が求められる方にとっては、直接の被害だけではなく、必ずしも生活環境が十分でない避難所での長時間の避難生活を余儀なくされた結果、健康を害し、その後の日常生活を取り戻すのに支障を来す事例もあると伺っております。

介護の必要な高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、病弱者など、一般的な避難所では生活に支障を来す方には、そうした方に特化した福祉避難所の設置が必要であると認識しております。平成28年4月に国が「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」を策定され、本市においても、このガイドラインに基づき避難所の設営を行っていくこととしております。

今後も、避難所の適切な開設・運営が行えるよう関係機関と連携し、必要な対策を進めてまいります。

また、備蓄につきましては、学校等の避難所には紙おむつ、哺乳瓶、乳首等が、ひまわり、ゆとりの森、やすらぎ会館には、これらに加え粉ミルクも備蓄しております。

2つ目の乳幼児液体ミルクの備蓄や災害時に調達できる体制が必要では、また使い捨て哺乳瓶もあわせて備蓄してはにつきましては、議員仰せのとおり、乳幼児液体ミルクは、粉ミルクのようにお湯に溶かして冷ます必要がないため、すぐに乳児に飲ませることが可能であります。乳児用液体ミルクに注目が集まったのは、熊本地震の際にフィンランドから救援物資として被災地に届けられたことを契機に関心が高まり、国内販売が開始されたことで誰でも購入が可能となりました。しかし、現時点では、価格が高い、保存期間が短い、飲み残しの保存ができないなどのデメリットもあります。

先進自治体では、公立の保育所に常時乳児用液体ミルクを備蓄できるよう、ふだんは買い置きしている液体ミルクを使用し、使ったらその分を買い足すローリングストックという手法を活用して備蓄し、大規模災害が発生した際には、各避難所へ配布するという方法で備蓄しております。

本市でも同じ方法で導入できないかを検討しましたが、公立認定こども園でミルクを必要とする園児の在籍は、現在不在である等から、現時点での紙パックの液体ミルクが常温未開封で6カ月ほどの保存期間を考えると、ロスを極力少なくする手法での導入が困難であるとの判断をし、調達の体制につきましては、基本的には流通備蓄を活用することとし、県の生

活必需物資の調達に関する協定の締結先に加え、新たな協定締結先を検討してまいります。

なお、使い捨て哺乳瓶については、液体ミルクとセットで導入が望ましいと考えています。

また、健康課が乳児を持つ保護者110名の方を対象に液体ミルクについてのアンケートを実施した結果、ふだんの授乳に使用したいと回答した方が約26%、離乳食に利用したいと回答した方が約37%、またもしものときにストックしたいと回答した方が約79%と、災害時の利用を考えておられる保護者が多い結果が出ております。

今後は、妊産婦及び乳幼児等を持つ保護者さんに対し、避難する際に備えておきたいもの等、必要な情報をわかりやすく説明した普及啓発用のチラシを作成し、平常時からの備えについて理解し、準備していただくことが重要であると認識しております。今後、一層の働きかけを行うとともに、関係機関と連携し、必要な対策を進めてまいります。

2点目の肺がん検診の受診率向上に向けた取り組みについての御質問にお答えします。

1つ目のがん罹患患者及び死亡数については、平成27年、がんの罹患患者数は313件で、多い部位順に、1位が肺がん51件、同じく胃が51件、3位が大腸43件、4位が前立腺26件、5位が乳房21件。

男女別に見ますと、男性の罹患数は163件で、1位が肺の37件、女性の罹患数は150件で、1位が大腸の25件となっております。

次に、がんの死亡者数は128人で、多い部位順に、1位が肺29人、2位が胃で25人、3位が大腸で12人、4位が肝臓・胆のう・胆管の11人、5位が膵臓7人となっております。

男女別に見ますと、男性の死亡者数は79人で、1位が肺で22人、女性の死亡者数は49人で、1位が胃で10人となっております。

2つ目の国保加入者の肺がん検診率については、平成30年度地域保健・健康増進事業報告から、国保加入者の検診対象者は4,956人で、受診者が659人、受診率は13.3%であります。

3つ目の個別の受診勧奨は実施しているかについては、個別の受診勧奨としての取り組みとしましては、1つに、過去3年間、市の肺がん検診を受診されたことがある人に個別案内を送付しております。2つ目に、65歳の人に検診車による肺がん・結核検診の個別案内を送付しております。3つ目に、65歳以上の人で病院などほかで検診を受けている人を除き、全員に検診車による肺がん・結核検診の個別案内を送付しております。4つ目には、60歳、65歳の国保加入者で未受診者に対し、個別訪問による受診勧奨を実施しております。

4つ目の個別検診は実施しているかにつきましては、肺がん・結核検診を実施しており、受診は、集団検診と個別検診のどちらかを選択する方法となります。

集団検診は、検診車により市内56カ所を巡回し、胸部エックス線検査と喀たん検査による検診を行います。

個別検診は、医師会病院におきまして、喀たん検査と胸部CT、または胸部エックス線検

査のどちらかで検査を行います。

5つ目の特定健診と肺がん検診の同時受診は可能かにつきましては、特定健診と肺がん・結核検診の同時受診は、市内医療機関ではできませんが、市医師会病院で実施する人間ドックを受診する方は、同時に受診することができます。

肺がん・結核検診の周知につきましては、今後も、個人案内や市報、ホームページ及びチラシの配布等により検診受診率のさらなる向上に努めてまいりますので、御理解をいただきますようお願いをいたします。

以上、浅井まゆみ議員に対する答弁とさせていただきます。

○議長（赤尾俊春君） 再質問ございますか。

[5番議員挙手]

○議長（赤尾俊春君） 浅井まゆみ君。

○5番（浅井まゆみ君） ありがとうございます。

まず、妊産婦さん、乳幼児のための避難所の環境整備でございますが、備蓄品につきまして、先ほど松田議員の御質問にもありましたように女性に配慮したということで、母乳を与えるお母さんのために目隠しになるパーティションのようなものは備蓄されているのか、お伺いいたします。

○議長（赤尾俊春君） 総務部総務課防災専門官 兒玉靖君。

○総務部総務課防災専門官（兒玉 靖君） パーティションを備蓄しております。

[5番議員挙手]

○議長（赤尾俊春君） 浅井まゆみ君。

○5番（浅井まゆみ君） ありがとうございます。

やはり女性は着がえも必要ですし、いろいろそういった配慮したものがあるといいかなということを思いましたので、備蓄されているということですのでありがとうございます。

厚生労働省から過去の被災者支援で得られた教訓を踏まえての支援のポイントというのが示されているんですけども、主なポイントは、妊産婦及び乳幼児は、災害時の要配慮者に該当するという認識を避難所関係者さんと共有すること。母子保護、産後の回復、乳幼児の体調管理、感染予防などのための保温、栄養、休息、衛生などに配慮すること。妊娠中の腹痛や出血、産後の発熱や傷の痛み、乳幼児の様子がいつもと異なる等々の症状がある場合には救護につなぐことなどが示されております。

妊娠・出産・育児の段階において御自身やお子さんの健康を保つために留意すべき事項について、日ごろから十分に理解を深めていくことが自助の観点からも重要であります。そのため、妊娠届の提出時に母子健康手帳や健康管理などに関する資料をお渡しする際に、これらの資料にある妊娠・出産・育児について基本的知識を得ていくことが災害時の対応に役立つ

つとを考えます。

さらに、災害時は、主治医と異なる医療機関を受診することも想定されます。過去の病歴や妊娠の経歴などの情報が記載されている母子手帳などを常に携帯すること、また災害時にも御自身が要配慮者であることを周囲に伝えるためのマタニティマーク、それをよく見えるところにつけて外出する、避難されることもお伝えしていただくとよいと思います。

また、ベビママ学級とか母親学級、また子育てサークルなどに職員が出向いて行う講話において、妊婦や乳幼児のいる家庭での災害の備えや安全対策、実際に災害に備えた心構えを身につけていただくことも大切ではないかと思います。

こういった母子手帳交付時、また母親学級、乳幼児健診などで自助の観点でお母さんたちへの防災教育は可能と考えますが、現在、このような取り組みはされているのでしょうか。

○議長（赤尾俊春君） 健康福祉部長 近藤敏弘君。

○健康福祉部長（近藤敏弘君） お答えいたします。

その防災に特化したものというのは、現在、特には行っていませんが、いろんなお知らせをする中で防災に備えは要りますよというような幾つかの中の一つとしてはお知らせしている程度でございます。

○議長（赤尾俊春君） 再質問ございますか。

[5番議員挙手]

○議長（赤尾俊春君） 浅井まゆみ君。

○5番（浅井まゆみ君） これからよろしく願いいたします。

それから、液体ミルクについてですが、先ほど協定締結先を考えているということでお話がありましたが、どこを協定先に考えていらっしゃるのか、教えていただけますでしょうか。

○議長（赤尾俊春君） 防災専門官 兒玉靖君。

○総務部総務課防災専門官（兒玉 靖君） 大垣市に本社があります株式会社ユタカファーマシー様と、現在、協定に向けて調整中であります。

○議長（赤尾俊春君） 再質問ございますか。

[5番議員挙手]

○議長（赤尾俊春君） 浅井まゆみ君。

○5番（浅井まゆみ君） ぜひよろしく願いいたします。

それから、ふだん飲ませていないと、粉ミルクでもそうなんです、メーカーが違ったりすると抵抗を感じられるお母さんもいると思います。

そこで、乳幼児健診などで試飲ができるような体制をしていただくと、いざというときに抵抗なく飲んでいただけるのかなあというふうに思いますので、その点はいかがでしょう。

○議長（赤尾俊春君） 健康福祉部長 近藤敏弘君。

○健康福祉部長（近藤敏弘君） お答えします。

これ、試飲を備蓄と関係なく、こういうのを備えていただくといいですよというような啓発としてはできるかなと思います。ただ、これを備蓄してもらえるかという話になると、ちょっと防災のほうとの協議も要ると思いますので、試飲ということだけであれば、方法としては可能かなということだと思います。

〔5番議員挙手〕

○議長（赤尾俊春君） 浅井まゆみ君。

○5番（浅井まゆみ君） よろしく願いいたします。

先ほど健康課のアンケートにも79%の方がもしものときにストックしたいとお答えになっていて、災害時の利用を考えてみえるということですが、災害用備蓄については基本的には御自身で備蓄していただくということになると思いますが、先日の九州北部での豪雨災害では、突然の豪雨で、あっという間に冠水してしまったということがありました。家にも帰れず被災してしまったということがあったんですが、それで佐賀の順天堂病院でも、3日間備蓄していたので大変助かったという事例がありました。こういった場合もあると思いますので、ある程度の備蓄は必要ではないかと考えるんですが、例えば庁舎に来ていらっしゃって、豪雨に限らず、地震が起きまして帰られなくなってしまったという場合もあると思うんですが、こういった場合の認識を少しお伺いいたします。

○議長（赤尾俊春君） 防災専門官 児玉靖君。

○総務部総務課防災専門官（児玉 靖君） 確かにそういったものは必要かとは思いますが、とりあえず、現在、市では粉ミルクを備蓄しておるということを周知いたしまして、もし災害時のことを考えるのであれば、液体ミルクを御自身で持って外出していただく等の手段をとってもらえるように、こちらのほうもあわせて周知していきたいと思っております。

〔5番議員挙手〕

○議長（赤尾俊春君） 浅井まゆみ君。

○5番（浅井まゆみ君） そうですね。やはり御自身で準備していただくということが基本になってくると思いますが、使い捨て哺乳瓶というのも必要になってくると思いますので、チラシ等でこれから啓発していただけるということですので、使い捨て哺乳瓶についても同時に備蓄していただけるように、PRのほうもよろしくお願いいたします。

今、販売が始まって、価格も大変高いということで、少し備蓄もしにくいと思いますが、これからどんどん需要も高まってくると値段も少し安くなってくると思いますので、またその辺も御考慮いただきまして、よろしくお願いいたします。

参院予算委員会におきまして、私どもの公明党の佐々木さやか参議院議員がこの液体ミルクの備蓄が各自治体などで進むよう、国の「男女共同参画の視点からの防災復興の取組指

針」に液体ミルクの活用を盛り込むよう要請し、片山さつき男女共同参画担当大臣は、液体ミルクについては乳児支援に必要な物資として、来年度改定予定の指針への追加を検討したいと明言されました。

こうした国の動向も考慮し、ぜひ前向きに御検討いただきますようお願いいたしまして、この質問を終わります。

次に、肺がん検診の受診率向上についてですが、実は私の父も約10年前に肺がんで亡くしました。見つかったときはステージ4でしたので、早くに検診を受けていれば、もう少し長生きできたのかなというふうに思いまして、本当に悔やまれてなりません。

先ほど答弁の中におきましても、やはり本市においても肺がんの罹患数、死亡者数ともに男性は1位ということでした。がん検診の方も13.3%と、非常に低いのに驚きました。つまり、対象者の1割程度しか検診を受けていないということになりますが、これに社会保険などで職場で受けている方を含めると何%ぐらいになるのでしょうか、わかれば教えていただきたいんですが。

○議長（赤尾俊春君） 健康福祉部長 近藤敏弘君。

○健康福祉部長（近藤敏弘君） お答えいたします。

社保に限らず職域でのがん検診ですが、これは市が実施しています健康増進法に基づくものではなくて任意で実施されているということで、対象者とか実施方法もさまざまですので、全体を把握するということはできていません。

ただ、市が出しています検診の受診率なんですけれども、肺がんでいいますと、40歳から69歳の推計対象者といまして、国勢調査による人口から就労者数を引いた、いわゆる社保の方の奥さんとかで会社で受ける機会がないとか、そういう人を含んで、さらにそこに農業従事者を足して、そこから受診者数を計算しますと、ちなみにこれを計算しますと、平成30年度の検診率は28.8%ということで計算をしております。ですので、済みません、社会保険だけということではちょっと把握しておりません。

○議長（赤尾俊春君） 再質問ございますか。

[5番議員挙手]

○議長（赤尾俊春君） 浅井まゆみ君。

○5番（浅井まゆみ君） もう少し職場で受けている方を含めると検診率も上がるのではないかなというふうに思っておりますが、個別の受診勧奨についてももしっかり取り組んでいただいているようですので、受診勧奨をして受診率は上がったのか、どうでしょうか。

○議長（赤尾俊春君） 健康福祉部長 近藤敏弘君。

○健康福祉部長（近藤敏弘君） 実は肺がん検診なんですけど、平成29年度から集団検診、バスで回る検診を肺がん検診というふうで位置づけることができるようになりましたので、それ

を足していますので。それまでは医師会病院でのCTとレントゲンの数字しかなくて、ちょっと推移は大きくはわからないんですけども、小さい範囲で上下して、ほぼ横ばいというような感じです。

○議長（赤尾俊春君） 再質問ございますか。

〔5番議員挙手〕

○議長（赤尾俊春君） 浅井まゆみ君。

○5番（浅井まゆみ君） ありがとうございます。

また、しっかり取り組んでいただければなというふうに思います。

国は、がん検診の受診率向上のための施策として、特定健診とがん検診の同時受診を推奨しております。多くの自治体で導入されているんですが、厚労省が発行する今すぐできる「受診率向上施策ハンドブック」では、同時受診の際に検査項目のオプトアウト方式を導入することが効果が期待できる施策の一つと紹介されています。オプトアウト方式とは、断らない限り特定健診と同時にがん検診がセットで受診できるということです。

東京都中央区では、既に肺がん、大腸がん、前立腺がん、眼圧、骨粗鬆症、肝炎検査は、特定健診からのオプトアウト方式を導入しているとのことで、受診率も特定健診とほぼ同等の数値、特定健診約37%、がん検診33%となっているようです。

本市では、現在、オプトイン方式、つまり希望すれば特定健診と同時にできる検診は、肝炎ウイルス検診、胃がんリスク（ABC検診）、前立腺がん検診の3つですが、肺がん検診もこのオプトアウト方式で追加できないか、再度お尋ねいたします。

○議長（赤尾俊春君） 健康福祉部長 近藤敏弘君。

○健康福祉部長（近藤敏弘君） お答えいたします。

特定健診は、健診の中に採血がありますので、先ほど議員がおっしゃられます肝炎ウイルス検診等は同時にできているわけですけども、肺がん検診は特定健診の項目ではないので、今のところ別で申し込むという形になっています。

同時ではないんですけども、先ほど市長の答弁でもお答えさせていただきましたように、医師会病院であれば特定健診だけでも単独でもやっていますので、日にちによっては同時というか、同日受診ということは可能です。

ただ、市内の医療機関は、レントゲン検査は可能なところもあるんですけども、検査としては使ってみえますけれども、検診としてはいろいろ条件があって、今のところできていないというのが現状でございます。

医師会病院での同時受診をもう少し広げていくというか、そのような検討をさせていただいて、少しでもというふうに思います。以上でございます。

〔5番議員挙手〕

○議長（赤尾俊春君） 浅井まゆみ君。

○5番（浅井まゆみ君） ありがとうございます。

厚労省が発行した「受診率向上施策ハンドブック」には、がん検診を受けない理由は、たまたま受けていない、面倒だからなど比較的曖昧なものが多く、特定健診を受ける際に、当たり前のようがん検診を受けることができれば受診率は改善するものと考えられるとあります。

このような現状を踏まえると、肺がんを含むがん検診を先ほど申しましたオプトアウト化することは、受診機会を広げ、海津市民の健康を守ることに繋がると考えます。

肺がん検診の受診率を高め、早期発見・早期治療を促進することは、海津市民の健康維持のためには非常に重要です。ぜひ市民を肺がんから守るため、肺がん検診の受診率向上に向けた積極的な取り組みをお願いいたしまして、私の質問を終わります。

○議長（赤尾俊春君） これで浅井まゆみ君の一般質問を終わります。

◇ 二ノ宮 一 貴 君

○議長（赤尾俊春君） 続きまして、2番 二ノ宮一貴君の質問を許可します。

二ノ宮一貴君。

〔2番 二ノ宮一貴君 質問席へ〕

○2番（二ノ宮一貴君） では、議長の許可をいただきましたので、一般質問通告書に従って質問させていただきます。

私の質問は1点、本市における交通事故発生状況と今後の対策について、質問相手は市長であります。

質問内容、昨年、海津市において交通事故で亡くなったりけがをされたりした人は、人口1,000人当たりで4.18人、岐阜県内21市の中で一番多かった。これは、本年の高齢者交通安全大学の開校式での海津警察署長の挨拶の中で参加者に伝えられ、新聞にも掲載されました。

ちなみに、県平均は3.13人、本市の4.18人は、県内全42市町村ではワースト4位となってしまいました。

先日、海津警察署の担当課で交通事故の要因・特徴などを聞いてきました。

まず、本市に限らず、交通事故・重傷事故の要因の一つになっているのがスピードの出し過ぎです。本市の特徴として、揖斐川と長良川の堤防道路、水田や畑の中を走る直線的な道路や信号機の少ない道路などスピードが出やすい道路が多くあり、そのような場所で交通事故が起こっています。

ある資料によると、ドライバーが危険を感じブレーキを踏んでから車が停止するまでの停

止距離は、時速20キロで8メートル、40キロで20メートル、60キロで37メートル、80キロで58メートルとあります。これは、あくまでも目安であり、反応速度や路面状況などで変わりますが、スピードが速ければ速いほど停止距離が長くなります。

また、スピードが速くなるにつれ視野が狭くなり、判断ミスや操作ミスなどを引き起こす可能性も高まるので、制限速度を守って運転することはとても大切です。

ほかには、市域が愛知県や三重県と接しており、通勤・通学を含めた交通量が多いことも要因の一つだと言われました。

警察としては、ことしは特にスピード違反の取り締まり強化を行っているそうです。これは県警とも連携して、交通事故の発生しやすい場所を重点的に、市内全域を対象に行っているそうです。本来は安全運転が当たり前ですが、取り締まりをしているからゆっくり走ろうと思って運転することで交通事故が減少するとの調査結果もありますので、効果が出るのを期待します。

本市としては、このような状況を受けて、今後どうしていくのか、その対策が重要になります。交通事故は、まず自分が気をつけるのが大切ですが、それだけでなくものではありません。警察や交通安全協会などの関係機関と協力して行う対策、あるいは行政単独で行う対策も必要です。

まずは、市民に本市における交通事故の発生状況を知ってもらい、さらに、現在も行われている交差点での安全運転やシートベルトの着用を呼びかける街頭活動や、交通安全教室などの啓発活動で市民の安全運転への意識を高めるのが大切だと思います。

また、近年は、高齢者の方が関係する交通事故の割合が全国的に増加傾向にあります。それも影響しているかと思いますが、本市でも運転免許証の自主返納者数が年々増加しています。そのため、運転免許証を自主返納してからの日常生活について御家族や地域のサポートのほか、コミュニティバスやデマンド交通などの地域公共交通が重要な役割を担ってくると思います。

交通事故は、とうとい命を奪ったり、けがをしたり、被害者の人生、加害者の人生をも大きく変えてしまうかもしれません。一件でも交通事故が減るように、皆さんと一緒に取り組んでいかなければなりません。

そこで、市長にお尋ねします。

1つ目、本市における交通事故発生状況について、直近3年間の人身事故件数と死傷者数を教えてください。

2つ目、本市における交通事故発生件数を減らすため、現在行われている主な取り組みと今後の計画、目標値などがあれば教えてください。

3つ目、運転免許証の自主返納について、手続にかかる費用と海津市高齢者運転免許証自

主返納支援事業の詳細を教えてください。

以上3点について、よろしくお願いいたします。

○議長（赤尾俊春君） 二ノ宮一貴君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長 松永清彦君。

〔市長 松永清彦君 登壇〕

○市長（松永清彦君） 二ノ宮一貴議員の本市における交通事故発生状況と今後の対策についての御質問にお答えします。

1つ目の直近3年間の人身事故件数と死傷者数にはつきましては、人身事故件数は、平成28年が128件、平成29年が82件、平成30年が88件となっており、死傷者数は、平成28年が195人で、うち死者は3人、平成29年が109人で、うち死者は3人、平成30年が140人で、うち死者は4人となっております。

2つ目の交通事故発生件数を減らすための主な取り組みと今後の計画及び目標値にはつきましては、交通安全啓発事業として、チャイルドシート等購入費補助事業、通学路の交通安全対策事業、防犯灯LED化事業、交通安全指導員の配置事業、道路のパトロール及び高齢者運転免許証自主返納支援事業のほか、県警、海津警察署及び市交通安全協会と連携して、各種交通安全活動に取り組んでおります。

議員仰せの本市の事故形態の特徴でもある田園事故をなくすための取り組みとして、本年6月7日に「海津田園事故根絶作戦」と称し、田園死亡事故のあった地域を重点的に、私と海津警察署長、市交通安全協会会長ほか協会役員等と巡回訪問したところであります。

また、広報啓発活動として、市報において海津警察署管内交通事故発生状況を毎月掲載しており、今月の市報には交通安全に関する特集記事を掲載し、広報啓発活動に努めております。

さらには、道路利用者の安全を図るため、定期的に職員によるパトロールを実施して、事故多発地点や危険箇所を把握するとともに、自治会等からの要望を踏まえ、海津警察署等と連携しながら、カーブミラーやガードレール等の交通安全施設の整備を進めております。

次に、今後の計画につきましては、生活道路対策として歩行者等の安全な通行を確保することを目的として、平成29年4月に県公安委員会より高須小学校周辺が「ゾーン30」の指定を受けておりますが、地元自治会から区域の拡大の要望も出ており、今後、海津警察署と連携を図り取り組んでまいります。

目標値につきましては、「第2次総合計画実施計画」に掲げております交通事故発生死傷者数では、関係機関と連携して啓発活動を実施し、前年の死傷者数の1%以上の減を目標としております。子ども・高校生の交通事故死傷者数では、交通安全教室や指導を実施することにより、死傷者数が前年度以下となるよう啓発活動を実施することとしております。

3つ目の運転免許の自主返納の手續にかかる費用、海津市高齢者運転免許証自主返納支援事業の詳細につきましては、運転免許返納にかかる費用は、県公安委員会による運転経歴証明書発行の際、1,100円の手数料金が必要となりますが、県交通安全協会が全額補助しておりますので、本人の負担はありません。

次に、海津市高齢者運転免許証自主返納支援事業につきましては、高齢者による交通事故の減少を図ることを目的に、運転免許証の自主返納を支援するもので、本市の住民基本台帳に記載されている満65歳以上の方で運転免許証を自主返納された方を対象としております。

自主返納された方には、コミュニティバス回数券、養老線1日フリーきっぷとコミュニティバス回数券のセット、名阪近鉄バスのセット回数券、養老鉄道のマイレールチケット21のいずれか一つを5,000円分交付するものです。それに加え、デマンド交通では、運転免許証自主返納者で運転経歴証明書を提示された方の運賃を半額としております。

なお、過去3年間の高齢者運転免許証自主返納支援事業の実績は、平成28年度は38件、平成29年度は66件、平成30年度は73件となっております。

今後も交通事故のない安全・安心なまちづくりに努めてまいりますので、御理解、御協力をお願いいたします。

以上、二ノ宮一貴議員に対する答弁とさせていただきます。

○議長（赤尾俊春君） 再質問ございますか。

〔2番議員挙手〕

○議長（赤尾俊春君） 二ノ宮一貴君。

○2番（二ノ宮一貴君） 答弁ありがとうございました。

まず最初に、直近3年間の数字ですが、皆さん、この数字をお聞きになられて、海津市の現状、直近3年間ですけど、どのように思われたかなと思うんですが、ちなみに岐阜県は、死者全体で、直近、平成28年が90人、平成29年が75人、平成30年が91人と、海津市と同じようにとは言いませんけれども、ふえたり減ったりしているということで、力を入れてみえるんですが、その死者に関してはそうなんですが、ただ、負傷者数と人身事故の件数は、岐阜県においては年々減ってきているんですね。なので、ある程度の取り組みの成果は出ているのではないかなと思うんですが、その中で海津市は、人身事故の件数も負傷者の数も年々減るのがいいと思うんですが、1%以上の減という目標もある中で減ったりふえたりという現状があります。

ただ、その中でも物損事故においては昨年は市内で960件ということで、過去10年間で一番少ない数でした。なので、事故自体は、若干ですが減ってきてはいるんですが、その中で死傷者が多いということは、やっぱり事故の質と申しますか、そういうところに着目するのが大切かなと思います。

市長も言われましたが、田園型事故という、大変見通しがいい交差点が市内には多いんですけれども、そういうところで事故になっているということが多いです。私の質問の中でも言わせていただきましたが、なぜそこで重傷になるかという、一つは、スピードがよく出るので、そこで事故が起これば、当然重傷になる可能性が高いということと、どちらかがとまるだろうと思って走っているの、そのままぶつかって大きい事故になるということも考えられます。

このような中で、先ほどことしに入ってからも行われている対策ということで幾つか上げていただいたんですけれども、こういうふうはその事故の特徴に合った対策が求められると思います。今まで継続している対策を、もちろん継続することは大切で、それがあがるがゆえに物損事故も減ってきているということに要因はあると思うんですが、ことし、その中で行われた「海津田園事故根絶作戦」というものがありました。市長初め警察署長、それから関係機関の方と啓発のために巡回されたということですが、その中で、ことし7月末時点の統計も紹介させていただきたいんですが、これは岐阜県警のホームページの海津署管内のページにありまして、ことし7月末時点ですが、人身事故件数が56件、これは昨年の同時期より20件ふえています。それから、負傷者数が71人、これも同時期より20人ふえています。死者の数が2人、これは同時期に比べてお一人ふえているんですが、8月に、悲しいことにもうお一方の死亡事故が起きておりますので、現在、3名の方ですので、去年の4人ということを考えますと、これも昨年同様か、あるいはそれを上回る数となりそうな今の予測です。

物損事故についても7月末時点で534件と、これも過去最低を記録した去年の数を下回るかどうか非常に微妙な数字で、これもふえてしまいそうな要因もあります。

このような中で、やっぱり海津田園事故根絶作戦以外にも何かしら手を打たないと、この状況は変えられないように思うんですが、これ以外にも何か新しいといいますか、より重点的に行うような対策がありましたら教えていただきたいです。

○議長（赤尾俊春君） 市民環境部長 寺村典久君。

○市民環境部長（寺村典久君） 今の御質問でございますが、交通事故につきましては、当然のことながら、やはり運転をされる方のモラルといいますか、マナーの問題が一番であるというふうに存じます。

市長の答弁でも申しましたとおり、今月号の市報にも、ちょうど今月の21日から秋の交通安全運動が始まるわけです。ここにも特集として、シートベルトの着用ですとか、今の田園事故に対する注意、田園型事故の防止策は3つということで、1つ目が見通しのよい道路では、意識して顔を左右に向けて確認をします。2つ目に、少し頭を前後に動かして、ピラーの死角に入り込んでいる車両を発見する。3つ目に、交差点付近は十分減速して、左右の安全性を確認しながら通行するというようなことを、あえてここに書かせていただいております。

す。

くしくも、この記事を書いている中で、このやっている最中に先ほどの事故が起きてしまったわけでごさいます、私もその事故現場を何回も見させていただいたところでごさいます、どちらが優先道路かわからないという物理的な問題も生じておりました。この問題につきましては、道路管理者、市でごさいます、建設課等々と警察とも相談しまして、いわゆる側線が消えていて、どちらが優先道路かわからない状態である。また、優先道路でないほうに注意喚起の看板を設置するというような対策をとるような準備をしておるところでごさいます。

市内各所にそういったところがあるかと思いますが、そういったところも道路パトロール等々で確認をし、また通学路に関しては、通学路の協議会、教育委員会や関係機関等の連絡会議でごさいます。そちらも踏まえて協議をして、物理的なものは取り組んでまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

[2番議員挙手]

○議長（赤尾俊春君） 二ノ宮一貴君。

○2番（二ノ宮一貴君） ありがとうございます。

物理的に対応できる対策は、もちろんその線が薄かった、消えていたということは行政でしかできないこと、関係機関しかできないのでお願いしたいんですが、例えば今の田園事故の防止で、顔を上げて左右に振る、それからミラーに隠れている車はないか見る、それから減速するというのは、やっぱり運転手自身の意識の問題にもなりますので、これからもそのような啓発活動を進めていただきたいと思います。

それで、その田園事故に関しては、海津市の全事故の約半数が田園事故なんですけど、しかもそこにかかわっているその加害者、被害者は、8割が市民、市内在住の方ということで、やはり市内の方へのそういった発信というのは大切だと思いますので、そのことも含めてお願いしたいと思います。

ただ、海津市の直近3年の死傷者数の年齢構成を見ますと、岐阜県は大体6割ぐらいが高齢者なんですけれども、海津市においては、これは年々、平成28年から50人、29人、21人と割合的には減ってきているという状況があります。高齢者の方も意識して運転されているということもありますが、逆に言うと、その高齢者以外の方へこの事故の現状をどう伝えて対策をとっていただくということも大切ですので、そういったことを考えますと、市報ですとなかなかそういった方に伝わり切れない部分もありますので、またSNS等を活用してこの現状を知っていただいて、その当事者といいますか、年齢層の方にも意識づけをお願いしたいと思いますし、あと事故にかかわる方の約4割前後は市外の方という現状もありますので、SNS等はそういった市外の方への発信にも有効だと思いますので、またそういった

ことも検討いただきたいと思います。

それから、それに関して、あとはその対策としまして3つ目の質問でお聞きしました高齢者の方、減ってきているとはいえ関連していることは変わりませんので、事故を起こさないようにしていただくということは大切だと思いますが、この自主返納者は、海津市も警察に聞きましたら、平成28年度から順に、66人、98人、120人と年々ふえております。それに伴って、この海津市の支援事業に申請していただいている人数もふえておるわけですが、先ほど説明していただいた詳細ですね、この支援事業についての支援内容ですが、どれも5,000円程度のものの中から選ぶということなんです、おわかりのとおり、免許を返納してから、この一時的な支援をしたら終わりというわけではなく、免許を返納してもその方々の生活というのは続くわけなんです。ですので、何か一時金的ないっときの支援ではなくて、継続的な支援が必要ではないのかなあとと思いますけれども、そのあたりは、先ほど松岡議員の質問でも出まして、今、公共交通の意見交換会等でも出ておるとは思いますけれども、私は公共交通のあり方というよりは、その免許を返納していただいた方の生活ということに関して、そのように継続的な支援が必要ではないかというふうに思うんですが、そのあたりはどのように思われておりますか。

○議長（赤尾俊春君） 市民環境部長 寺村典久君。

○市民環境部長（寺村典久君） 今の御質問でございますが、市長の答弁でも申し上げたところでございますが、1回5,000円程度の交付のものほかに、デマンドについては300円のを150円、半額、これは一回きりではございませんので、継続した支援という形になっておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

あと、松岡議員の答弁でも申しましたが、現在、公共交通網形成計画を策定の最中ですので、そちらに基づいて今後検討していく必要があるというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（赤尾俊春君） 再質問ございますか。

[2番議員挙手]

○議長（赤尾俊春君） 二ノ宮一貴君。

○2番（二ノ宮一貴君） ありがとうございます。

今、そのように意見交換会をしながら、またアンケートも集計しながらという段階で、なかなかこうしていくというのはこれからの検討事項ですので、今、こうするという事は難しいかもしれませんが、そのようにさまざまな意見がある中でよりよい公共交通を形成できるように、また検討していただきたいと思います。

また、デマンド交通だけを言いますと、実際、5台では、もうこれからのニーズに沿えないというのはわかり切っていることだと思いますので、そこは先ほど答弁にもありましたが、

台数をふやすとか、ほかの福祉の面でカバーするとか、やはり担当課を超えた協議も必要だと思いますので、そういったところで委員会等、課を超えた、また会議等々を検討していただいて、公共交通ということに特化した話し合いをしていただければと思います。

最後に、提案といいますか、申し上げたいのは、やはり行政だけではなかなか厳しい対応、それから対策等もあります。予算もかかることもあると思います。限られた予算の中で、より効果的な交通事故の減少の対策を講じていく必要があると思うんですが、そのためには現在起こっている事故の状況の分析をしっかりと、できる限り効果的な対策を打つ必要があるのではないかと思います。

ただ、この海津市においては、現在、車がないとどうしても不便を感じる方が多いと思いますので、やはり車を運転するというを前提に、その運転する皆さんが、一人ひとりの意識改革が一番重要なのかなと思います。

また、警察のほうでもやれることはやっけていただいております。先日も揖斐川の堤防を走りましたら、移動式のスピードの取り締まり装置が設置してありました。そんな中ではありますが、そのように強化している中でも、先日、258号線の城南中学校のそばの交差点で信号機が倒れるような事故も起こっておりますので、また一進一退かもしれませんけれども、市民もそうですし、行政も、あと関係機関も連携した対策をこれからもして、事故が起こっては、誰もこれは得しませんので、ぜひ早急な対策、継続的な対策をお願いして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（赤尾俊春君） これで二ノ宮一貴君の一般質問を終わります。

◇ 伊 藤 誠 君

○議長（赤尾俊春君） 続きまして、6番 伊藤誠君の質問を許可します。

伊藤誠君。

〔6番 伊藤誠君 質問席へ〕

○6番（伊藤 誠君） 議長の許可をいただきました。私からは、2点質問をさせていただきます。

1点目、公共施設管理につきまして、質問相手は市長でございます。

2点目、小学校のプール利用につきまして、これは教育長にお尋ねいたします。

2点関連をいたしておりますので、よろしく申し上げます。

1点目の質問です。

公共施設等総合管理計画は、昨年9月末時点で全地方公共団体の99.7%に当たる1,783団体で策定済みとなっています。本市も含め各地方公共団体は、令和2年度までに個別施設ごとの具体的な対応方針を定める個別施設計画の策定と、これらの計画に基づいて具体的な取

り組みを進めていく段階に入っています。

このような状況の中で、昨年2月、総務省は公共施設等総合管理計画の策定指針を改定し、同年4月には「公共施設等の適正管理の更なる推進について」を発出しました。その主な改正点は、大きく以下の4点に集約されるのではないかと思います。

1つ、個別施設計画策定の進捗を管理し、総合管理計画の進捗状況の評価等を集約する部署や、部局横断的な取り組みを検討する部署を設置する。

2. P D C Aサイクルの期間ごとに設定した数値目標に照らして取り組みを評価し、総合計画の改定につなげるなど、P D C Aサイクルの確立に努める。

3. 30年以上程度の期間に関し、普通会計と公営事業会計、建築物とインフラ施設を区分し、維持管理、修繕改修及び更新等の経費区分ごとに示す。また、既存施設を耐用年数経過時に単純更新した場合の見込みも記載し、効果額を示す。

4. ユニバーサルデザイン化の推進方針について記載する。

上記を踏まえまして、以下、お尋ねをいたします。

1つ目、個別施設計画の進捗状況は。

2つ目、上記1の現状と今後の対応は。

3つ目、P D C Aサイクルの推進方針としては、その期間や手法、評価等の議会への報告や公表方法等について記載することを想定しているようですが、市の方針をお聞かせください。

4つ目、ユニバーサルデザイン化事業は、先日行われました海津っ子議会で中学生議員からも質問がありました。この事業に関する市の方針は。

5つ目、取り組み支援のため、平成29年度から公共施設等管理推進事業債が創設され、平成30年度からはユニバーサルデザイン化事業もその対象に追加されました。この事業債は、原則令和3年度までですが、その利用方針、利用予定は。

2つ目の質問です。

地盤沈下が主な原因で、石津小学校のプールが現在使用できなくなっています。そのため、当校の本年度の水泳の授業は、週2回、バス移動の上で市民プールを利用して行われたとのこと。

本市の小学校のプールは、昭和40年代から昭和50年代にかけて新築されたものが多く、近い将来、使用不可能、あるいは修繕に多額の費用を要するという事態も容易に想定されます。

そこで、お尋ねします。

少子化が進み、小学校の統合検討委員会も設置されている中、小学校の水泳に関する授業方針や、プールの個別施設管理等を踏まえ、市民プールを含め各小学校のプール使用中・長期的な考えをお示しくください。

以上2点、お願いいたします。

○議長（赤尾俊春君） 伊藤誠君の質問に対する市長、教育長の答弁を求めます。

最初に、市長 松永清彦君。

〔市長 松永清彦君 登壇〕

○市長（松永清彦君） 伊藤誠議員の1点目の公共施設管理計画についての御質問にお答えします。

本市では、平成27年12月に総務省が示す公共施設等総合管理計画の指針に従い、本市が保有する公共施設等について全体の状況を把握し、現状や将来にわたる課題等を客観的に把握・整理し、長期的な視点のもとに、公共施設等の更新・統廃合・長寿命化等を計画的に行うことにより財政負担の軽減・平準化を図り、公共施設等の最適な配置を実現するため、公共施設等総合管理計画を策定いたしました。

1つ目の個別施設計画の進捗状況はと2つ目の個別施設計画の現状と今後の対応はにつきましては、本市の総合管理計画では、建物系施設、インフラ系施設に分け管理に関する基本的な方針を定めており、国からも令和2年度までに個別施設計画を策定するよう求められています。既にインフラ系施設については、先行して建設課及び上下水道課において長寿命化に係る施設計画が策定されており、また学校教育施設についても施設計画策定に係る手引きが示されたことから、教育総務課において、今年度、策定予定としております。

それ以外の施設につきましては、現在、総合管理計画の基本方針、公共施設マネジメントに基づき、施設所管課における個別施設ごとの維持保全等に係る将来見通しと評価や、今後の方向性を踏まえ、全庁的な取り組みによる公共施設のマネジメントにより、個別施設ごとの具体的な対応方針を定めた市建物系公共施設個別施設計画を作成中であり、これを個別施設計画と位置づけ、進めていく計画でおります。

個別施設計画は、企画財政課内の行政改革推進事務局を中心に、施設を管理する主管部局と調整を図るとともに、庁内の執行部幹部職員で組織する行政改革推進本部及び庁内の各課係長級職員で組織する行政改革推進プロジェクト委員会により、全庁的・総合的に取り組むこととしておりますが、その中で公共施設統廃合整備等に関することにつきましては、課長級による公共施設検討委員会、行政改革推進プロジェクト委員による公共施設検討作業部会を設置しており、今年度は方向性を再検討することとしております。

ただし、旧平田庁舎跡地周辺の公共施設等については民間利活用可能性調査を実施しており、その結果も踏まえた計画とするため、来年度、本格的に協議を進め、策定していく方針であります。

結果についてまとめましたら、議会に報告させていただく予定でおります。

3つ目のPDCAサイクルの推進方針についての市の方針については、公共施設等総合管

理計画は、40年間を計画期間としており、本市の公共施設等の更新費用を49%圧縮することを目標としております。

計画の見直しについては5年ごとに行うことを基本とし、社会情勢等の変化が生じた場合には適宜見直しを行うこととしており、次期総合管理計画策定時に評価を行い、評価結果につきましては、当然、議会に報告すべきであるものと考えておりますし、公表方法につきましては、他の計画等で実施しているように、市報、ホームページ及び施設での閲覧等を考えております。

4つ目のユニバーサルデザイン化事業に関する市の方針につきましては、さきの海津っ子議会では、誰にでもわかりやすい看板についての提案をいただき、適切に進めていきたい旨、回答いたしました。

ユニバーサルデザインとバリアフリーは、発案されたきっかけや背景は大きく異なりますが、事業や整備がよく似ていますのでよく混同されています。バリアフリーは、障がい者・高齢者などに配慮され策定されていますが、ユニバーサルデザインは、個人差や国籍の違いなどに配慮されており、全ての人が対象とされています。

公共施設等につきましても、ユニバーサルデザインを進めていく必要があると認識しておりますが、新公共施設等総合管理計画では、さきに述べましたように、今後40年間で公共施設等の更新費用を49%圧縮することを目標としていることから、類似施設の重複や過剰配置、稼働率の低下している施設等について、他施設との機能統合、用途転換、廃止等を行うなど施設の見直しの必要がありますので、その点を踏まえて今後検討してまいり、次期計画にはその旨の記載について検討してまいります。

5つ目の公共施設等適正管理推進事業債の利用方針、利用予定につきましては、公共施設等適正管理推進事業債の対象事業に新たにユニバーサルデザイン化事業が追加されましたが、平成30年度から令和3年度までの4年間の措置で、充当率が90%、元利償還金の普通交付税措置率は、財政力に応じて30から50%とされています。

一方で、令和6年度まで延長された合併特例債は、充当率95%で、元利償還金の普通交付税措置率が70%でありますので、ユニバーサルデザイン事業に特化するのではなく、有利な合併特例債を活用し、事業を推進してまいりますので、御理解をいただきますようお願いいたします。

以上、伊藤誠議員に対する答弁とさせていただきます。

○議長（赤尾俊春君） 続いて、教育長 中野昇君。

〔教育長 中野昇君 登壇〕

○教育長（中野 昇君） 伊藤誠議員の2点目の小学校のプールの利用についての御質問にお答えいたします。

学校のプールは、昭和30年に起きました多数の児童が溺死した紫雲丸事故及び海での水泳授業中に生徒が溺死しました橋北中学校水難事件が大きなきっかけとなり、全国的に学校プールの設置が進んだとお聞きしております。

議員仰せのとおり、本市におきましても、昭和40年代から昭和50年代にかけて建設されたものが多く、老朽化が進行しております。石津小学校では、今年度からプールが傾き、水泳授業では使用できないと判断し、市民プールを利用し、各学年で10時間の水泳授業を行ったところであります。また、石津小学校以外の水泳授業時間数は、本年度、各学年平均は8.2時間であり、夏休みのプール開放は、東江小・大江小・西江小学校、3校のみ2日から3日開放しております。

まず、小学校の水泳に関する授業方針につきましては、第2次海津市教育振興基本計画の基本目標「学校教育の充実」において「生きる力」を育む教育の推進を掲げておりまして、小学校での水泳学習は、水の事故から身を守るために泳ぎを習得することや、総合的な身体的能力向上の観点から非常に重要であると考えております。現状では小学校の体育専任教員が少ないため、命にかかわる事故のおそれのある水泳授業は、教員の負担が大きいためであるなどの課題もあります。

次に、プールの個別施設管理につきましては、今年度、学校施設の個別施設ごとの長寿命化計画を策定するため、建築の専門家による建築物の点検・劣化状況の評価を実施しております。プール施設におきましても、評価結果を踏まえた今後の整備内容や時期を検討してまいります。老朽化したプール施設を更新する場合、プール1カ所ですら約1億5,000万円から2億円ほどの建設費用及び毎年の維持管理費が必要となることから、中・長期的な維持管理に係るトータルコストの縮減と予算の平準化を実現するには、プールの共用化や市民プールを利用する等の取り組みを行い、学校施設の維持管理の効率化を図っていかねばならないと考えております。

全国的にプールの維持管理には多額の費用がかかることなどから、水泳授業に民間施設のスイミングスクールなどを利用する動きが広がっております。これは民間施設を利用する場合、天候に左右されず、計画どおりに水泳授業が実施できることや、教職員の施設管理や安全管理の負担が大きく軽減できることなど、こういったメリットがあることによるものです。

以上のことから、市民プールを含め各小学校のプール使用中・長期的な考えにつきましては、小学校のプール施設が使用できなくなった場合や修繕に多額の費用を要する場合には、石津小学校のようにスイミングスクールを兼ね備えた市民プールを活用することが経費の縮減と教職員の負担軽減につながると考えております。

また、経費の負担の問題だけではなく、新学習指導要領による新たな教育環境の充実や、地域・時代に即した学校施設の役割などを総括的に考慮いたしますと、プールのあり方や運

営につきましては、従来の学校で行う方法ではなく、体育の授業を地域の中で行うという考え方に切りかえ、学校と市民が共同利用するスポーツ施設に経費の節減により捻出した予算を充てること、また市民プールでのインストラクターの協力による児童への専門的な水泳指導の充実に加え、質の向上と安全の確保を図ることこそが少子化時代の要請であるとも考えております。これにより、スポーツ・地域の活性化にもつながることなどからプール施設の更新は行わない方針でおりますので、御理解をいただきますよう、よろしく願いいたします。

以上、伊藤誠議員に対する答弁とさせていただきます。

○議長（赤尾俊春君） 再質問ございますか。

[6番議員挙手]

○議長（赤尾俊春君） 伊藤誠君。

○6番（伊藤 誠君） ありがとうございます。

ちょっと順番は違いますが、先に2つ目の質問について、小学校のプールの件について再質問を先にさせていただきますので、よろしくお願いします。

今、教育長から答弁がありました。これは全体的に私としても基本的には賛成の立場でありますが、一応市民の皆様いろいろな疑問もございますので、二、三ちょっと再質問をさせていただきます。

施設管理という点におきましても、市民プールの使用の是非の前に、現在、石津小学校は、ことは使われておりませんが、ほかの小学校のプールの使用頻度といたしますか、各学校ごとで年間に何日ぐらい使って、先ほど時間は各学年10時間とか8.2時間とかとお伺いしましたが、使用日数というのは、何学年もあるものですから、トータルで各学校、何日ぐらいプールというのは使用なさっているものでしょうか。

○議長（赤尾俊春君） 教育長 中野昇君。

○教育長（中野 昇君） 今、御質問がございました年間の使用日数ですが、おおむね学校は6月の中旬ごろから7月中・下旬、1カ月、また1カ月ちょっとというぐらいの期間、プール開きを行っております。

本年度、先ほど時間数で言いましたけれども、1人当たりの時間数ですので、ほぼ開設日数と匹敵するのではないかと思います。一番多いところで11日から12日間、少ないところは1学年3時間から4時間しか水泳学習を行っていないところもありまして、平均しますと8時間ほどです。その中で石津小学校は、5日間、市民プールへ通いましたが、1回につき2時間分の授業をとということで、5日の実施の中で10時間ずつ、子どもたちは水泳学習を本年度は行っております。

[6番議員挙手]

○議長（赤尾俊春君） 伊藤誠君。

○6番（伊藤 誠君） ありがとうございます。

施設に対して使用時間が非常に短いものなんだなということを改めて感じました。

それでは、今回、石津小学校におきまして、実際、市民プールを利用して授業が行われたわけですが、児童とか、それから御父兄の反応というのはどんな感じだったんでしょうか。

○議長（赤尾俊春君） 教育長 中野昇君。

○教育長（中野 昇君） 質問の2つ目の子どもたちの様子や保護者さんの反応ということですが、校長先生とか学校の教員から聞いておりますうちでは、子どもたちは大いに喜んでおります。時間がある程度、今まで以上に2時間分確保されるということや、単純ですけれども、バスに乗って移動できるという、子どもらしい感想だと思えますけれども、親さん方からも、何かほかの面で要求とかということはありません。

また、教員についても、非常に管理しやすいし、授業時数が、きょうは気温が低いからとか、雨降りだからきょうはプールが開設できませんというようなことはなく、必ず授業が実施できますので教員にとっても非常に喜ばしいことだという、そういうことを聞いております。

〔6番議員挙手〕

○議長（赤尾俊春君） 伊藤誠君。

○6番（伊藤 誠君） せんだって、石津小学校の校長先生からも少しお話をお伺いしましたら、市民プールを利用してやることは、いろいろ安全面から考えてもメリットはたくさんあるけれども、余りデメリットのほうは感じないというようなお話も伺っております。安全面であったり、非常にそういった意味では逆にいい傾向なのかなと、いいことなのかなというふうに私は感じております。

ただ、ことしの場合、石津小学校からですと、単純にバスで移動しますと、単純に移動時間だけでも片道約15分ぐらい、往復で30分ぐらい時間的にかかるわけですが、これは全体の授業時間ということに関しては、この時間は何らかの方法で、その30分という時間をほかの方法で何か補えるようなことは考えていらっしゃるんでしょうか。

○議長（赤尾俊春君） 教育長 中野昇君。

○教育長（中野 昇君） 移動時間の確保につきましては、おおむね学校現場では、3時間目と4時間目の間に20分ほどの長い休み時間があります。あと、午後5・6時間目を使う場合には、お昼休みの時間を早く切り上げて移動時間に充てるとか、それぞれ学校の一日の授業内容を踏まえながら、プール活動が充実できるように実施しておってくれると思っております。

〔6番議員挙手〕

○議長（赤尾俊春君） 伊藤誠君。

○6番（伊藤 誠君） この件について最後の質問になるかもしれませんが、学校の指導要領を見ますと、最悪施設が十分に確保できないときは、授業をしなくてもその心得だけはやってねというような感じの文言があるわけですが、本市におきましては、実際、プールでの授業を行わずにそういう心得だけということは、恐らく考えてはいらっしやらないと思いますけれども、当然今後、学校でプールが使用できなくなっても市民プールを利用して行く。その場合には、市民プールのキャパみたいなものも最終的にはちょっと問題にしなきゃいけないかなというふうに思いますが、この辺は市民プールのキャパという点ではいかがなんでしょうか。これはちょっと将来的なことで、今、質問することがいいことかどうか分かりませんが、お願いします。

○議長（赤尾俊春君） 教育長 中野昇君。

○教育長（中野 昇君） 市民プールのキャパというお話でございましたが、一時期に複数校、何校かの学校が同じ時間帯ということは、やっぱり市民プール側も大変受け入れは難しいと思います。ただ、市民プールは温水プールを抱えてみえますので、そういう意味で、別にプール、夏に暑いから泳ぐわけですけれども、別に水泳学習を夏にやらなければならないという決まりはありませんので、冬にやってもいいですし、秋にやっても、春にやってもいいわけですので、いわゆる水泳指導を行う時間帯を検討していくとか、あるいはまた近隣の学校は、例えば石津小学校は、今はプールを使わずに市民プールを使っておるわけですけれども、西江小学校のプールと一緒に使わせてもらうとか、一つのプールを一校で稼働させるというふうじゃなしに、隣の学校の子もそこへ来てということも、そのときの状況によっては、私は対応として一つの方法かなということを考えております。

〔6番議員挙手〕

○議長（赤尾俊春君） 伊藤誠君。

○6番（伊藤 誠君） ありがとうございます。

私も教育長に基本的に同意見でございますので、よろしく願いをいたします。

それでは、もう一つの質問、公共施設の管理計画の再質問に移らせていただきます。

今回の改定で横断的な組織というのが一つ改定の中にあるということで質問させていただいてありますが、市長答弁いただきました平成27年12月にできました総合管理計画の中で推進体制としての組織図がありますが、基本的にはこれとは、部署横断的な組織というのは、これは基本的に変わっていないというふうな理解でよろしいのでしょうか。

○議長（赤尾俊春君） 総務部長 白木法久君。

○総務部長併選挙管理委員会事務局書記長（白木法久君） 市長答弁にもございましたように、行政改革推進プロジェクト委員会の中で検討しております。

[6 番議員挙手]

- 議長（赤尾俊春君） 伊藤誠君。
- 6 番（伊藤 誠君） この中で行政改革推進審議会というのがありまして、これは適宜というところで、前回、機会があったときに伺ったときは、余り開催されていないというようなお話がございましたが、これができましてから、この審議会というのは何回開催されていますでしょうか。
- 議長（赤尾俊春君） 総務部長 白木法久君。
- 総務部長併選挙管理委員会事務局書記長（白木法久君） 毎年1回、開催しております。行政改革審議会は、この計画だけではなしにほかの行政改革のことについても審議しておりますので、毎年1回は開催しております。

[6 番議員挙手]

- 議長（赤尾俊春君） 伊藤誠君。
- 6 番（伊藤 誠君） ありがとうございます。
- 今回の改定の主な特徴的なものに、先ほど答弁をいただきましたユニバーサルデザイン化というのが特徴的だというふうに思いますが、海津っ子議会でありました多言語化案内、それからバリアフリー化、その他にも非常に、今、市長答弁にありましたように幅広い概念でございますので、いろいろほかにも授乳室であるとか、観光施設の洋式トイレだとか、幅広いわけですが、当面、多言語案内、バリアフリー化が主な対応策になるのではないかとこのように思いますが、これらに関しまして、市民から何か具体的に要望というのは今まで何らかの形で出ているのでしょうか。
- 議長（赤尾俊春君） 総務部長 白木法久君。
- 総務部長併選挙管理委員会事務局書記長（白木法久君） お答えします。
- 個別的には特に把握しておりませんが、施設の改修のときには、できる限りそういったことに配慮しております。
- また、統合庁舎建設に当たりましてはユニバーサルデザインに配慮した設計をとということで、そういった建築をさせていただいておりますし、建築年の古い建物につきましても、今後の個別施設計画の策定の中で検討していきたいというふうに考えております。

[6 番議員挙手]

- 議長（赤尾俊春君） 伊藤誠君。
- 6 番（伊藤 誠君） ユニバーサルデザイン化に関して、今、特に具体的に計画をなさっている施設はありますでしょうか。
- 議長（赤尾俊春君） 総務部長 白木法久君。
- 総務部長併選挙管理委員会事務局書記長（白木法久君） 特に今のところ考えておりません

が、新たなものをつくるときには、常にそういった設計のほうでそういったものを取り入れていくという考え方は持っております。

[6番議員挙手]

○議長（赤尾俊春君） 伊藤誠君。

○6番（伊藤 誠君） 個別施設管理もこれからしていくには非常に、当然お金もかかるわけでございまして、各施設で使用料が付随している施設も多くありますが、そのほかにネーミングライツ、以前これも質問させていただいたこともありますが、ネーミングライツを使用する、今後、採用の検討をするということはお考えの中にはありませんでしょうか。

○議長（赤尾俊春君） 総務部長 白木法久君。

○総務部長併選挙管理委員会事務局書記長（白木法久君） 今、平田庁舎跡地のほうで庁舎跡地の周辺公共施設等民間利活用可能調査等をやっておりますが、その結果によりまして、ちょっと施設の方向性等が変わってきますので、今現在、来年度に向けて全体の施設について募集をしたいというふうに考えておりまして、今、その要項等をちょっと検討しておるところでございます。

[6番議員挙手]

○議長（赤尾俊春君） 伊藤誠君。

○6番（伊藤 誠君） ネーミングライツにつきましてはだんだん、当然、全国でも採用件数もふえておりますし、またいろいろ採用の仕方も変わってきておりまして、大きな建物一帯ということから、だんだん小さな範囲での採用というものもふえてきておるようでございまして、ちょうど今、一つの例として、大阪の枚方市がちょうど7月からきょう、9月5日までを募集期間として、23施設について募集を行っております。その中には、当然、駅前の広場の花壇であるとか、公園とか橋というものもあるんですが、図書館の中でもエントランスホール、それから多目的室、自習コーナーと分けて小さな単位でそれぞれ募集をしておられます。また、広告代理店に対して市民会館大ホールの壁画であるとか、そういったものも一部募集をなさっています。これがきょうが締め切りだと思いますので、ちょっと私も結果については注目をしているところでございまして、ネーミングライツにつきましては、メリット・デメリット、当然いろいろあることは承知しておりますが、自治体と、それから企業さん、そしてまた当然利用なさる市民の方、それぞれの御理解、自治体と企業についてはかなりのメリットがあると思いますが、当然、利用なさる方の御意見というのものも、それから御理解というのものも必要だと思いますので、これは慎重にいかなくちゃいけないということは当然承知しておりますが、ぜひともメリットが大きくてデメリットが小さいのであれば、この事業を進めていただく価値はあるのかというふうに思っておりますので、よろしく願いをいたします。

それから、これもちょっと今回の質問の肝の部分になるのかもしれませんが、公共施設管理と申しますか、近年、ファシリティマネジメントというような概念で捉えられる場合が増えてきております。一言で申しますと、施設管理ということになるのでしょうかけれども、広い意味での定義の一例としましては、土地建物・設備等を対象として経営的な視点から管理・運営を行うことにより、施設に係る経費最小化や施設効用の最大化を図ろうとする活動という定義の仕方も一例としてあります。つまり、簡単に申しますと、単に施設を管理することではなくて、その管理の先にある目的とか効果というものに注目するものという認識を私は持っているわけですが、施設を管理して、最終的に本市にとって何を實現していくのか。市長の答弁の中では、先ほど若干その辺に触れた答弁もございましたが、今の現にあります管理計画、この中で私も過去にいろいろ御質問させていただく中で、大変申し上げにくいんですが、この管理計画は、ちょっとどうかすると管理計画をつくること自体が目的になってしまって、その先にある目的とか、そういったものがどうもはっきり見えてこないなあというふうに感じるときが何回もありましたので、今度の改定をされる公共施設の総合管理計画の策定の折には、何らかの形で本市の目的と申しますか、何を目標として管理を行うんだという部分を若干明確にさせていただけたらなあというふうに思います。

このファシリティマネジメントという各自自治体でその定義みたいなものをはっきりなしているところも、もちろんないところもありますが、残念なことに、ファシリティマネジメントとは施設を管理することというふうに定義づけをなしている自治体も幾つか実際にはあります。ところが、中にはきちんと目的を明示している自治体も、これは決して大きな自治体ということではなくて、人口数万から10万程度の自治体ではっきりと明確に定義なしているところもあります。二、三紹介をさせていただきますが、例えば施設の長期的な保全や利活用というものを目的にするとか、もう一つ、施設を効率的かつ市民サービスの視点に資する資源として十分に活用するためとか、それから少ない経費で公共サービスの向上に努めるとか、施設に係る経費の最小化や施設効用の最大化を図ると、そういった具体的な管理計画の後にある、先にある目的というものをしっかりと設定して、この計画の策定に次回は当たっていただきたいということを強く思いますので、この点をよろしく願い申上げて、答弁は求めませんが、お願いを申し上げまして質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（赤尾俊春君） これで伊藤誠君の一般質問を終わります。

ここで1時まで休憩をいたします。

(午後0時06分)

○議長（赤尾俊春君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 橋 本 武 夫 君

○議長（赤尾俊春君） 7番 橋本武夫君の質問を許可いたします。

橋本武夫君。

〔7番 橋本武夫君 質問席へ〕

○7番（橋本武夫君） では、議長の許可をいただきましたので、通告に従い、2点質問をさせていただきます。

まず、1点目は地方創生について、2点目は企業版ふるさと納税についてです。お尋ねをいたします。

1. 地方創生について。

私は平成29年第1回の一般質問において、前例にとらわれない大胆な発想の人口減少対策を実現するために、地方創生人材支援制度を利用してはどうかと質問しました。そのときの市長のお答えは、地方創生人材支援制度については、ある程度マッチングさせる必要もありますので、他市町の事例を見ながら適宜検討していきたいというものでしたが、本年7月から地方創生人材支援制度を活用して財務省から高木康一氏を派遣していただき、地方創生担当部長の任に当たっていただいています。

どのような検討がされ、地方創生人材支援制度を活用されたのか、またどのような理由で高木氏に来ていただくことになったのか、その経緯の説明をお願いいたします。

地方創生担当部長の職務の内容としては、庁内政策協議の主導及び進捗管理を行い、地方創生に関する政策立案機能の強化を図り、総合戦略における政策・事業全般の推進について指導・助言していただくことと伺っています。市長が高木地方創生担当部長に特に期待することは何でしょうか。

2015年10月、海津市創生総合戦略が制定され、2019年度は5カ年計画の最終年度となっています。つまり、第1期が終わり、2020年度から2024年度の第2期地方創生の次のステージに入ることになります。

国では、第2期においては、1. 地方に仕事をつくり、安心して働けるようにする、2. 地方への新しい人の流れをつくる、3. 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる、4. 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携するという4つの基本目標に向けた取り組みを実施するに当たり、新たな①地方への人・資金の流れを強化する、②新しい時代の流れを力にする、③人材を育て生かす、④民間と協働する、⑤誰もが活躍できる地域社会をつくる、⑥地域経営の視点で取り組むという視点に重点を置いて施策を推進するものとしています。

本市においても、これまでの取り組みの成果、反省を踏まえて、次期創生総合戦略がつけられるものとは思いますが、今後、どのような点を重視して地方創生を進めていくお考えでしょうか。

2つ目、企業版ふるさと納税制度について伺います。

地方創生応援税制、いわゆる企業版ふるさと納税制度を利用した企業の税軽減について、政府は現行の寄附額の約6割から約9割に引き上げる方向であること、また本年度までとなっている制度の期限は、5年程度延長する方向であると報道されています。

企業版ふるさと納税制度を利用するためには、地方版総合戦略に位置づけられた事業であって、雇用の創出や結婚・出産・子育て支援などの地方創生に資する効果が高い事業について、当該事業に係る地域再生計画を作成し、国の認定を受ける必要がありますが、制度の使い勝手を高めるため、事業の詳細が固まる前でも企業が寄附できるようにすることや、自治体が複数の事業計画を一括して国に申請できるようにすることも検討されているようです。

企業のイメージアップにはなるものの、自治体からの見返りはなく、メリットが見えづらかった現行の制度が改められると、企業版ふるさと納税制度を利用する企業はふえると予想されます。

本市においては、ハリヨのすむ湧水地の改修事業に企業版ふるさと納税制度を活用した事例がありますが、さらに地方創生に資する事業のアイデアを出して企業版ふるさと納税制度を活用することにより、新たな財源確保に取り組む考えはありませんか。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（赤尾俊春君） 橋本武夫君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長 松永清彦君。

〔市長 松永清彦君 登壇〕

○市長（松永清彦君） 橋本議員の1点目の地方創生についての御質問にお答えします。

地方創生人材支援制度は、地方創生に積極的に取り組む、原則人口10万人以下の市町村に対し、意欲と能力のある国家公務員や大学研究者、民間人材を市町村長の補佐役として原則2年間派遣いただけるもので、平成27年度からこれまでに全国237市町村に派遣されています。

県内では、これまでに平成27年度に池田町、平成29年度に山田市、平成30年度に飛騨市に派遣されており、本市では、7月から2年間、財務省から派遣いただきました高木康一氏に地方創生担当部長として赴任いただきました。

1つ目のどのような検討がされ、地方創生人材支援制度を活用されたか、またどのような理由で高木氏に来ていただくことになったのかにつきましては、本市の人口は、1995年の4万1,694人をピークに減少し続けており、毎年500人ほどが減少している状況です。そのため

に第2次総合計画では、人口減少に歯どめをかけるため、雇用の拡大、子育て環境の充実により、若年世代の就業や結婚・出産を契機とする市外への転出の抑制と移住・定住の促進を図り、まちなぎわいを創出することが必要であり、さらに公共交通の充実による生活利便性の向上、地震や洪水、土砂災害等に備えた強靱で安心・安全なまちづくりが必要不可欠であるとしています。その重点施策として、地域のにぎわいと活力の向上、子育て環境の整備、安心・安全な生活環境の整備の3つを掲げております。

人口減少対策として、それぞれのセクションにおいて各種施策を行っておりますが、効果的な成果としてあらわれていない状況であり、そのため本市で抱えている問題、特にこの人口減少問題について総合的に把握・分析し、自主的な地域社会の形成を図る上で有効な制度や法規立案、戦略立案、企画力にたけている方で、財政運営の知識を持ち、中・長期の財政を見通す能力のある方を求め、第2次総合計画及び創生総合戦略の目標達成に向け、部長職として市職員とともに行動していただける人材の派遣申請を決定したものであります。

2つ目の地方創生担当部長に特に期待することは何かにつきましては、部長には、本市が抱える問題、特に人口減少問題について取り組んでいただきたいと考えておりますが、そのために地方創生に関する政策立案機能強化を図り、本市総合戦略における施策・事業全般の推進について、指導・助言及び各関係機関との調整役を担ってもらうこととしております。

重点的な勤務内容といたしましては、1つに、市内全体の地方創生、人口減少対策の総括、観光・農業・地域経済振興、移住・定住対策、少子化・子育て支援などの政策立案、2つに、総合戦略の推進及び政策調整、3つに、シティプロモーションの強化、市総合計画、創生総合戦略、人口ビジョン、行政改革大綱及び集中改革プラン等の進捗管理及び改定、4つに、地方創生を推進するため、職員の地方創生の目的意識と能力向上のための指導育成、5つ目に、国・県等関係機関との調整及び情報収集、財源の確保、6つ目に、市長特命事項及び重要施策の実施等をお願いしたいと考えております。

3つ目のどのような点を重視して地方創生を進めていくのかにつきましては、国の第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略は、12月に策定される予定となっておりますが、策定に向けた方向性は既に示されており、第1期で定められた4つの基本目標に対して、地方への人・資金の流れを強化するなどの6つの重点施策が盛り込まれる予定であります。

地方創生事業の内容は多岐にわたり、国の掲げる重点施策全てに対して取り組むことは必要ですが、本市では、特に1番目の地方への人・資金の流れを強化するに対して重点を置き、進めてまいりたいと考えております。

地方への人・資金の流れの強化は、将来的な地方移住にもつながる関係人口の創出・拡大、企業や個人による地方への寄附・投資等を用いた地方への資金の流れの強化が上げられます。

本市の第2期創生総合戦略は、現在、素案の作成中ではありますが、国や県の創生総合戦

略の内容に沿った形で人口減少問題等の本市の課題に対処すべく策定を進めてまいります。

2点目の企業版ふるさと納税制度についての御質問にお答えします。

企業版ふるさと納税は、市外に本社のある企業が寄附を通じて市の地方創生の取り組みを応援することによって税制上の優遇措置が受けられる仕組みであります。

本市では、市指定天然記念物であるハリヨを観光資源と捉え、ハリヨの保護及び水環境の保全のため、津屋川水系ハリヨ生息地の周辺環境整備等の事業をこの企業版ふるさと納税制度を活用して平成29年度から進めてまいりました。

今年度は、北部浄水公園駐車場整備工事を初め、ハリヨ生息地の除草、大垣東高等学校によるハリヨ個体数調査、ハリヨを題材とした芸術鑑賞会等の事業を計画しており、この事業に対して御賛同いただける企業から御寄附をいただく予定であります。

議員仰せの制度改正につきましては、現段階では決定しておりませんが、現行の制度が企業にとって有益なものに、そして市町村にも活用しやすい制度になると思われまので、地方創生や財源の確保の観点からも魅力的な事業の創出を検討してまいりたいと考えておりますので、御理解、御協力をいただきますようお願いいたします。

以上、橋本武夫議員に対する答弁とさせていただきます。

○議長（赤尾俊春君） 再質問ございますか。

[7番議員挙手]

○議長（赤尾俊春君） 橋本武夫君。

○7番（橋本武夫君） 御答弁をいただきまして、ありがとうございました。

企業版ふるさと納税も地方創生の一制度でございますが、本当いうと分ける必要もなかったのかもしれませんが、特に今回は制度が変わりそうということで特別に別の項目にさせていただきましたけれども、いわゆる関連ということで1番、2番をまとめた追加の質問になるかもしれませんが、よろしく願いをいたします。

まず最初に、特に高木部長に期待することは何かと質問させていただきました。特にと言いましたので1つか2つかなと思ったら6つも答えていただきまして、部長、大変荷が重いのかなという、責任重大だなと思うんですが、その市長の期待に対しまして部長の抱負であるとか、取り組む姿勢であるとか、お聞かせ願いますでしょうか。

○議長（赤尾俊春君） 地方創生担当部長 高木康一君。

○総務部地方創生担当部長（高木康一君） 地方創生担当部長で赴任してまいりました高木と申します。

地方創生と一口で言っても、昔は地方活性化というような言葉もあったんですけど、個人的には地方創生とは何かというと、本当に一言であらわすと、人が来ること、人を呼ぶことだと思っております。

最初に、地方創生人材支援制度による派遣の書類を内閣官房に提出する際に私が書かせていただいた言葉を読み上げさせていただきますと、「少子・高齢化と地方の衰退は、日本経済が抱える最大の構造的な課題であると認識、国ではなく、より現場に近い地方自治体の立場から、その対応策を考え抜き実行に移していきたい」と、そういうふうなことになっております。

究極的な目標としては、地方に住んでいただく、定住していただく人をふやしていく。それは市税の確保というような観点からも大変重要だと思うんですけど、それをやっていきたいと思っているのですが、それも一足飛びにそこに行くのもなかなか難しいので、かつ私の赴任任期が基本的には2年ということもありますので、その前段階として、まずは関係人口の創出というものにしっかりと頑張っていきたいなと思っております。

関係人口の創出というのは観光客、その関係人口というものの定義というのもまだ本当に明確なものがあるわけではございませんが、観光客を含め何かしらの形で海津市に関係していただく。例えば、観月会というのがもうすぐありますけど、海津市に来ていただいて月を見ていただくであるとか、海津市で釣り、川の魚を釣るというので来ているという、東海地方から、あと関西地方から来ている人がたくさんいるという現状がございますので、そういうような感じで釣りを楽しんでいただくであるとか、その単なる観光だけじゃなく、いろいろな形で海津市にかかわると、そういうふうな人口の創出をまずしっかりとやっていき、ひいては定住人口というのもしっかりとふやしていきたいなと個人的には考えています。以上であります。

○議長（赤尾俊春君） 再質問ございますか。

〔7番議員挙手〕

○議長（赤尾俊春君） 橋本武夫君。

○7番（橋本武夫君） ありがとうございます。

もう少し部長にお尋ねしたいんですけども、第2期まち・ひと・しごと創生戦略会議策定に関する有識者会議の第4回がことし5月に行われております。その中で人材組織の育成及び関係人口に関する検討会というところの中間報告（案）なんですけど、その中に、もちろん人材組織の育成、関係人口について検討されるんですけども、そのテーマのほかに、そのテーマを超えて地方創生全体の推進のための必要なワードとして横展開、また自分事というのが大事になってくるんじゃないかなというのがその検討会で示されております。

この人材組織の育成、関係人口だけでなく、地方創生全体にかかわる重要なテーマとして「横展開」、それから「自分事」というキーワードに対して部長はどのようにお考えか、お聞かせください。

○議長（赤尾俊春君） 地方創生担当部長 高木康一君。

○総務部地方創生担当部長（高木康一君） 先ほど議員の先生からも中間報告（案）の概要について指摘していただきまして、「横展開」と「自分事」というキーワードが中間報告（案）で上げられたと、で、まさにこの観点というのは非常に重要だと個人的にも認識しております。

その「横展開」というのが果たして何かということなんですけど、横展開というのはいろんな意味があるのかもしれないですけど、今回の中間報告（案）の概要で出てきたのが、別の言葉で言いかえますと、多様なほかの団体とも横の、例えば市役所だけではなく、いろんな組織と連携して、その活性化をやっていくのが重要だというふうなことだと個人的には認識させていただきました。この点は大変本当に重要なことだと個人的にも思っております、少し大上段に構えた話になるかもしれませんが、日本のGDP（Gross Domestic Product）は、現在、何が一番大きな構成要素を占めるかということ、そのうちのC（消費）でございます。それは民間消費支出でありまして、それが半分以上を占めております。つまりは日本という、先進国全てなんですけど、日本という国は、民間企業の活力、民間の人々の活力でもっている。国の消費ではなく、民間の企業の活力で栄えている国であるということがここからも見えると思います。つまり、民間の企業や民間の人々と連携していくということがまさに活性化において非常に重要でございまして、その点をしっかりと意識していただく、そこが大事かと思えます。

また、少し抽象的な話になるかもしれませんが、やはり日本全体だとは思いますが、やはりお上に対する期待といいますか、それが非常に高いというふうな現状がございます。お上、市役所なり国に対する期待というものが非常に市民の方も高いという現状があると思います。

しかし、現状、日本という国は、それに民間の消費というものもすごく大きくなっておりまして、そういうふうな国だけでなく、民間の方々とも効果的に連携をしていくということが活性化において大変重要であると認識しております。

そして、もう一つの「自分事」というキーワードなんですけど、こちらでも非常に重要だと考えておりまして、民間の方々、市民の方々がその地域の活性化というのを市役所や公務員にただ任せるだけではなく、自分事と捉え直して一緒に協働して何か新しいことをやっていくと、そういうことができれば、非常にこの海津という市も、もっともっと活性化していきるのではないかなと個人的には思っております。以上であります。

○議長（赤尾俊春君） 再質問ございますか。

〔7番議員挙手〕

○議長（赤尾俊春君） 橋本武夫君。

○7番（橋本武夫君） 部長が非常に横展開、自分事ということを重要なワードとして捉えら

れていることはわかりました。

特に横展開については、民間との連携等々については、恐らく想像なんですけど、部長の今までの経歴から見ると、そういったいろんな個別の成功例とかを広げていくような政策をつくることは得意な経歴をお持ちだというふうに認識しておりますので、そういった点についても、市役所内だけでなく、海津市全体にいろんな好例を広げていただきたいというふうに思っております。

また、自分事に関しては、私も部長が見えるというニュースが出てから、市民の方からこれで大丈夫やなというふうに非常に期待をされておりましたが、部長一人が見えたからといってどうなるものでもない、どうこうというのは失礼ですけども、一人が頑張れば何とかなるというものでないと思っております。地方創生については、先ほど部長がおっしゃられましたように、職員の皆さんも、そして海津市民一人ひとりが地方創生、自分のこととして考える。一緒に考えていくという姿勢が非常に大事なのではないかなというふうに私も思っておりますので、認識を一緒にしながら頑張っていきたいというふうに思っておりますが、続きにお聞きしました、特にこれを今後の地方創生で取り組んでいくことは何かという点について、市長のほうからは、一番初めにあります人・資金の流れを強化することにさらに重点を置いていくというふうに伺いました。この資金の中には企業版ふるさと納税も入るのかなという感じもしておりますけれども、関係人口についても話をいただきましたけれども、先ほどの①②と言いましたところの地方への人・資金の流れを強化する、新しい時代の流れを力にするということに関しましては、その方針の中で出ている関係人口の創出・拡大、またAIの活用とかSDGsの推進については、既に以前の私の一般質問で取り上げておりますので、きょうはそれ以外にこれを強化してほしいなというところのお話をさせていただきます。

それは第2期の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」策定に関する有識者会議の中間取りまとめ報告書の骨子（案）の中で、これも先ほど言った、ことし5月の資料なんですけれども、その中に「地方創生を担う人材・組織の育成について」という項目がありました。その中に、将来的な地元定着やUターンにもつながることから、高等学校を中心の一つに据えて、将来の地元を担う人材育成を第2期総合戦略の柱に位置づけることが必要、その際、高等学校は、地域社会・行政・企業をつなぐ一つのハブとして地域人材の育成に極めて重要であるというふうに、この中間取りまとめの報告書では出ております。

高校についてこうやって取り上げるということは、地域にとっての高校というものは、もう文科省マターでも教育委員会マターでもなく、地方創生マターであるということを国が打ち出しているという、新しい高校との関係、それを地域でつくっていきなさいということであろうかと思えます。

その中で、特にこの会議の冒頭の片山地方創生担当大臣の挨拶の中でも、地域の高校は非常に大事です。高校に地域の未来を支える人材育成をしていただくというふうには大臣もおっしゃっております。つまり、これまでの第1期の地方創生の動きというのは、地方に仕事をつくって、そこに人を呼び込んで、まちの活力を取り戻すということがこれまでの大きな流れであったかと思うんですけども、この後、今後は、第2期では仕事を起点とするだけでなく、コミュニティづくりや人材育成などの人を重視し、中・長期的に地方創生につなげる戦略を描いていくということだと思います。

そういった中で高校生とかかわっていくことがいかに大事であるかということなんです、ちょっと長くなるかもしれませんが、なぜ高校生に期待するかというと、一つのデータがございます。これは多分聞かれるとびっくりするかと思うんですが、基礎的な学力、それから専門知識、こういったこれまでの考え方にプラスして、2008年からは、経済産業省の提唱でありますけれども、社会人基礎力というのが第3の能力として注目されております。

この3つの能力というのは、前に踏み出す力、考え抜く力、チームで働く力という3つの力で、その要素としては、主体性、働きかける力、実行力、課題発見力、計画力、創造力、発信力、傾聴力、柔軟性、状況把握力、規律性、ストレスコントロール力、これがいわゆる経産省の定めている社会人基礎力の12の能力要素なんですけれども、こういった社会人基礎力と呼ばれるもの、これが大学入学後にはほぼ変わらない。つまり、高校生のうちにこの社会人基礎力を上げる努力をしていかないと、大学入学後ではそういったものは上がりませんよというのが新しく調べたデータで出ております。

つまり、ということは、地元の高校生と関係を結び合いながら、この社会人基礎力を上げていくことが非常に大事だろうと。この社会人基礎力を上げるためにどうするかというと、学校の中だけで勉強しているだけでは、当然上がるわけではありません。地域と交流を持ち、そこで成功体験を得ることによって成長すると。また、これからの流れとしては、課外の活動としての交流だけではなく、カリキュラムの中でもそういったものに取り組んでいくことが大きな流れになりそうだとということでもあります。

高校生のうちに地元の人との交流を持ち、何らかの成功をそこでおさめる。例えば、イベントに協力してカリキュラムが達成できたとかという、そういう喜びを高校生までに持っておくと、一旦、当然進学等々で離れられることがあるかもしれませんが、そういったことがあって、ふるさとを愛する力、そういったものがあると、一旦出た人が帰ってきてくれる。例えば、大学に進学した後でも、そこでまだまだつながりを持っていたら、真っすぐそのまま、また地元卒業後帰ってきてくれるかもしれないし、ある程度の年数を都会で過ごしても、また地元に戻ってきてくれるかもしれないと。

例えば、前回の平成29年のときの質問の中で市長と人口減少の話をしているときに、市長

さんのお話で、ハウス農家の方は結構収入があるものだから、三十五、六になったときに地元に戻ってきてくれる、そういったお話をさせていただきました。そのときには金銭面の話でしたけれども、金銭面だけでなく、地元に戻ってくる喜び、そういったものを捉え与えてあげれば人は戻ってきてくれる。縁もゆかりもない人に移住してくださいと言うよりも、海津市で生まれ育った人に、一旦出た後でも戻ってきていただける、そういった環境をつくるためにも、高校生と非常に交流、関係を持ち、もちろんそのためには高校と地域とのコーディネーター役を務めるような人を育成することも必要なかもしれませんが、そういったことを非常にこれから大事にしていって、海津市を担う、地方創生を担う人材を今のうちから高校生に対して働きかけることによってつくっていくことが大事ではないかというのが新しい方針になりそうであります。そういった点に関してどのようにお考えか、お聞かせください。

○議長（赤尾俊春君） 地方創生担当部長 高木康一君。

○総務部地方創生担当部長（高木康一君） 第2期における新たな視点として、地方への人・資金の流れを強化する以外にも、新しい時代の流れを力にする、人材を育て生かす、民間と協働する、誰もが活躍できる地域社会をつくる、地域経営の視点で取り組むという、それ以外にも5つの視点があるということは当方も把握しております。

先ほど地方への人・資金の流れを強化するという観点に関係人口の創出・拡大ということや、資金の観点からはふるさと納税、企業版ふるさと納税の観点から上げさせていただいたんですが、もちろん他の視点に関しても大変重要であると認識しております。

そのうちの人材を育て生かすという観点に関しても大変重要だと認識しておりまして、海津市では、高校卒業後、大学進学や就職のため地元を離れる人が多く、人口減少の一因にもなっているというふうに把握しております。

そのような高校生に、地元が好き、将来は地元で働きたいという気持ちを醸成するということは大変重要なことであると個人的にも考えておりまして、いろいろデータとかで、また海津市に新しく家を建てたとかのデータを見ても、やはりもともと海津市に縁がある。親御様や親戚が海津市に住んでいるというような方が非常に多くて、そういうような方は、やはり海津市にもともと関わっていた方が海津市への縁を大事にして戻ってきてくださっているというような現状があるということなので、そのような郷土愛といいますか、そんなものをしっかりと醸成していくということは大変重要であると思っております。そのため、地元高校に対して行政や地域が連携を図ることは大変重要な施策になってくると思います。

まだ自分が赴任してくる前からの取り組みなんですが、海津明誠高校では、海津まちゼミへの参加や地元商店との商品企画・販売など、地域と連携してまちづくりに参加していると聞いております。また、広域的な取り組みでは、鯖江市の鯖江JK課とも地域の関係者とは

もに交流を行っていると聞いております。

今後地域と海津明誠高校との取り組みに対しては、移住・定住の観点からも継続的にサポートしていかねばならないと考えております。以上です。

○議長（赤尾俊春君） 再質問ございますか。

〔7番議員挙手〕

○議長（赤尾俊春君） 橋本武夫君。

○7番（橋本武夫君） 今、部長のほうから海津明誠高校と地元とのかかわりをお話ししていただきましたけれども、私もこの話を聞いたセミナーでたまたま一緒になった県立高校の先生が、海津明誠高校は結構地元との交流は大切にしてみえるんですよというお話を聞かせていただきました。私も地元ですので、そのある程度わかっていたんですけども、意外に地元とのかかわりを持っている高校というのはそんなにないみたいで、今のところ、海津明誠高校の取り組みというのは、県下でも先生が知ってみえるぐらい活発なものであるというふうなことなんだそうです。また、今後ともそういった活動をもとにしながら、さらに進めていただいて、地方創生の取り組みの中でのそのかかわり方とかという新しい取り組み方も模索をして検討していただきたいなというふうに思っておりますので、よろしく願いをいたします。

次に、企業版のふるさと納税制度について、もう少しお伺いいたします。

先ほども申し上げましたけれども、企業に対してのメリットがあるような制度改正ということで、企業が企業版のふるさと納税がしやすくなる環境ができるのではないかと、またそれを狙った改革であるというふうに思うんですけども、そうはいつでも、使いやすい制度になったからといって自治体側がやる気を出さないと、これは何もならない話で、当然、自治体が動かなければ地方に資金が動くわけではない。内閣府が認定するような事業を企画立案して企業に売り込んでいく、企業にPRしていくことが必要になってくるだろうとは思いますが、そのための方法として内閣府が認定するような事業をいかに企画立案するかというところでは、これも企画財政課だけに任せておいていいという問題でもないと思うんです。それこそ市役所の職員が全て自分事として捉え、企業版ふるさと納税をしていただけるような企画をみんなで考えていく必要があると思うんです。そのために全職員を対象にした企業版ふるさと納税対象事業の企画アイデアコンテストというようなものを作って、広く職員の皆さんが自分事として捉え、またあるいは職員の皆さんが持っていらっしゃる夢を実現するためにも、そういった企画、アイデアを出していただけるような取り組みをしてはどうかというふうに思っておりますが、いかがですか。

○議長（赤尾俊春君） 地方創生担当部長 高木康一君。

○総務部地方創生担当部長（高木康一君） 貴重な御意見、ありがとうございます。

企業版ふるさと納税の新しい税開発に向けた市内コンペに関しましては、他市町の事例等があれば参考に検討させていただきます。

ちょっと市内コンペとは違うかもしれないんですが、現在、平成26年度から活動してまいりました人口減少対策検討プロジェクトチームにかわって、新たに海津市活性化有志グループというものを立ち上げていて、地方創生等に資するアイデアを若手の市の職員から出し合って議論する機会を週に1回、2週間に1回なり行っております。このような場で若手の職員の意見も吸い上げて、しっかりと新しいプロジェクトといいますか、そういうのをしっかりと議論していくということも有益なのかなと個人的には認識しております。以上です。

○議長（赤尾俊春君） 再質問ございますか。

[7番議員挙手]

○議長（赤尾俊春君） 橋本武夫君。

○7番（橋本武夫君） ありがとうございます。

何度も繰り返しになりますが、職員の皆さんが提案をできるような環境といいますか、やる気を出すようなふうに仕事をしていただきたい。

若手の職員さんが上のほうの役職の方々の顔色を気にしながら、そんたくしながら何か言うというようなことはないように、多分若い職員さんのほうが夢も希望も持っておられると思うので、そういった意見を生かせるような制度にしていっていただきたいなど。そして、認定が得られるような事業を企画していただいて、企業版ふるさと納税の制度が生かせるような、そしていろいろな資金が入ってきて、新たな財源の確保というふうに結びつけていただけるような動きをしていただきたいなというふうに希望しております。

ちょっとまだ時間がありますので、触れませんと言いましたが、関係人口について少し触れさせてください。

先ほどの部長の話の中でも、関係人口について非常に重視しているところでございました。前回、関係人口に関して質問させていただいたときに、その質問が終わった後でしたかね、市長のほうから、実は海津市には非常にその関係人口が多いんだよという御指摘をいただきました。非常に多い関係人口をどうやって有効に、その海津市のために何かしらしていただけるように働きかけていくかということが非常に問題だと思います。これもそれぞれの持ち場持ち場で関係人口とかかわる方が違うと思います。関係人口を有効に海津市のために、地方創生にかかわっていただける、そういったふうにしていくためにも、これもまたそれぞれ職員の方がそれを自分事として考え、関係人口との新しいかかわり方をしっかりと構築していく、そういった仕組みをつくるのも大事なのかなというふうに思っております。そういったことができるように、市役所の中で、組織は柔軟に動けないものかもしれませんが、今までの慣例にとらわれることなく、せつかく新しい部長もいらっしゃいましたので、

これまでの悪いところは直して、新しく大胆に発想できるところは大胆に発想していただいて、地方創生の成功に向けて、これはしっかりやらないと本当に消滅してしまいかねませんので、本当に正面から全力で取り組んでいただきたい。ただ、部長にはその先頭に立っていただく。そして、市民全員が協力、また自分事として考えて地方創生に取り組んでいく、そういう取り組みにさせていただきたいと、このようなふうには思っております。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（赤尾俊春君） これで橋本武夫君の質問を終わります。

◇ 里 雄 淳 意 君

○議長（赤尾俊春君） 続きまして、1番 里雄淳意君の質問を許可します。

里雄淳意君。

〔1番 里雄淳意君 質問席へ〕

○1番（里雄淳意君） それでは、議長のお許しをいただきましたので、2点質問をさせていただきます。いずれも質問相手は教育長でございます。

1. 幼児教育・保育の無償化について。

いよいよ10月1日から幼児教育・保育の無償化が始まります。新たな制度が導入されるということで、当面、保護者・事業者・行政間で細かな点について手探りの状態が続くことが考えられ、特にお子さんの入園を考えられている保護者の中には不安や疑問を感じている方も少なくないと思われれます。

そこで、新たな制度をできるだけ多くの方々に御理解いただき、また不安を抱かれている方々に少しでも安心いただけるよう、実際にお聞きした御意見について答弁をお願いいたします。

1. このたびの幼児教育・保育の無償化の目的は。

2. 3から5歳児クラスの幼稚園、保育所、認定こども園等の利用料が無償になるということであるが、認定こども園の2歳児クラスで満3歳の誕生日を迎えた園児は無償になるのか。無償にならないのであれば、満3歳が無償の対象になる幼稚園（1号）との整合性は図られるのか。

3. 本市では全園が認定こども園であり、親が就労し、保育が必要とされる、いわゆる2号、3号という保育園児、親が就労していない1号認定の幼稚園児が混在して在園しており、これまでは利用料に格差があったが、無償化によって利用できる時間が長い2号を選ばれる保護者がふえることが想定されないか、そうなった場合のメリット・デメリットとして考えられることは。

2. 海津市史の編さんについて。

現在、本市には郷土史として「海津町史」（通史編上巻・下巻、史料編1・2・3巻、民俗編）、「平田町史」（上巻・下巻、史料編）、「南濃町史」（通史編、史料編）が存在するが、どの町史も1巻につき約1,000ページを超えるようなものが大半で、大変立派なものであるが、いずれも作成されてから約半世紀が経過しております。

そこで、令和7年に迎える本市の合併20周年に当たり、海津市史編さんを記念事業の一つとして位置づけることはできないでしょうか。もちろん、新たな海津市史の作成ということになれば、かなりの時間と労力、そして何よりも経費が必要になってくるとは容易に想像できますが、市史を有することは、合併20周年を迎える本市においては必要なことであると思われませんが、どのようにお考えになりますか。

○議長（赤尾俊春君） 里雄淳意君の質問に対する教育長の答弁を求めます。

教育長 中野昇君。

〔教育長 中野昇君 登壇〕

○教育長（中野 昇君） 里雄淳意議員の1点目の幼児教育・保育の無償化についての御質問にお答えいたします。

幼児教育・保育を無償化する子ども・子育て支援法が改正され、10月1日から施行されます。本市におきましても、無償化制度のスタートに向けて各種準備を進めているところであります。

無償化制度の保護者説明会をこの7月から市内12の認定こども園や海津総合福祉会館において開催し、多くの保護者の皆様に参加していただきました。

また、9月号の市報やホームページに無償化関係の情報を掲載して、市民の皆様にも周知を図っております。

1つ目の幼児教育・保育の無償化の目的はにつきましては、幼児教育・保育の無償化制度は、国において少子・高齢化という国難に正面から取り組むため、10月に予定される消費税率の引き上げによる財源を活用し、認定こども園などの利用者負担額を無償化し、安心して子どもを産み育てられるよう子育て家庭の経済的負担の軽減を図ること、さらには、幼児教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培うものであり、子どもたちに質の高い幼児教育の機会を保障することは極めて重要であることから創設されました。

2つ目の認定こども園の2歳児クラスで満3歳の誕生日を迎えた園児は、無償になるのか、無償にならないのであれば、満3歳が無償の対象になる幼稚園（第1号認定）との整合性は図られるのかにつきましては、平成27年4月からスタートしました子ども・子育て支援新制度により保育の必要量の認定制度が導入され、1号認定（満3歳以上の教育認定）、2号認定（満3歳以上の保育認定）、3号認定（満3歳未満の保育認定）の3つの認定区分ができました。制度上は、認定こども園を利用するには、満3歳になったら、保育の必要性に応じ

て、1号認定、2号認定を受けることが可能となっております。

本市におきましては、この新制度に移行したときより、就学前児童の安定した幼児教育には、年度を通じた教育の提供が子どもにとって最良の方法と考え、市内認定こども園では、年度途中で満3歳となる子どもを1号認定として受け入れることは行っておりません。

その理由としましては、3歳児クラスでは、毎年1期から5期の年間指導計画に沿った幼児教育を提供しており、満3歳になった子どもがその都度入園してくることで指導計画の実施に支障を来し、幼児教育が後退することが予想され、また園の行事にも影響が出てくることなどが懸念されます。

また、3歳児クラスの定員は、配置基準により決まっており、それに基づき担当保育士を配置していることから、年度の途中でクラスをふやすこと、保育士を途中採用することは極めて困難であるなどが上げられます。

10月から幼児教育・保育の無償化制度がスタートしますが、国が進める無償化制度の開始年齢は、職員配置基準及び公定価格等に係る年度を単位とした現行の運用を踏まえ、小学校入学前の3年間分の利用料を無償化することを基本的な考え方とし、満3歳になった後の最初の4月から小学校入学までの3年間を対象としております。ただし、幼稚園におきましては、満3歳になった日から無償化の対象とすることになります。

本市では、現状の運営方法と国の基本的な考え方を踏まえ、満3歳になった後の最初の4月から小学校入学までの3年間を無償の対象としてまいります。したがって、2歳児クラスで満3歳の誕生日を迎えた園児は、無償にはなりません。

幼稚園（1号認定）との整合性につきましては、市外の私立幼稚園との整合性を図ることは困難であります。さきに説明しましたとおり、市内の認定こども園においては整合性を図られておると捉えております。

無償化制度が始まり、満3歳の幼稚園の途中入園に対するニーズの高まりや、近隣市町の動向にも注視しながら、今後、私立の園と十分協議し、この点については継続検討してまいります。

3つ目の無償化によって利用できる時間が長い2号を選ばれる保護者がふえることが想定されないか、そうなった場合のメリット・デメリットとして考えられることにはつきましては、議員仰せのとおり、保育料が無償であれば、夏休みもなく、毎日の利用時間が長い保育部を選択される保護者がふえるのではないかと想定しております。

まず、メリットとしましては、保育料が無償となることにより、夏休みなどの長期の休みでも子どもを気軽に預けることができることで就労時間を変更することなく、安心して長い時間就労することができ、安定した収入確保にもつながることなどが考えられます。

次に、デメリットとしましては、長時間預かる子どもがふえることで保育士の負担がふえ、

保育士不足や保育士の離職が加速することになる、こうなれば年度途中の入園が困難となり得るおそれが生じます。

また、子どもにとっては、成長過程において保護者と過ごす家庭保育・家庭教育の時間はとても大切であると思いますが、無償化制度により必要以上に長時間園児を預けられるケースも想定され、子どもにとって果たしてそのことがよいことかと思料しております。

本市では、人口減少及び少子化が進む中、大切なお子さんを保護者の希望される園に受け入れが可能となるよう、また幼児教育の質の向上に取り組み、安心して子育てができる環境を整えてまいります。

2点目の海津市史の編さんについての御質問にお答えいたします。

議員仰せのとおり、本市におきましては、旧町ごとにそれぞれ町史が編さんされており、海津町史は、通史編（上・下）、史料編（1から3）、民俗編の6巻、平田町史は、上・下巻、史料編の3巻、南濃町史は、通史編、史料編の2巻が発刊されております。発刊年は昭和59年以前のものであり、約半世紀が経過しているものもあります。また、町史は書籍として発刊しておりますが、その重要性を鑑みて、合併してからデジタル化を進め、保存にも努めております。

本市が誕生してからことしで15年目となり、一体感を感じることができるまちづくりを進めていくためにも、今の市全域を一つと捉える市史の編さんは、非常に重要であり、必要不可欠なことであると考えております。

ただし、市史編さん事業は、単に旧町ごとの町史を一つにまとめればよいというふうではなく、先ほど申し上げましたとおり、旧町の町史が編さんされてから古いもので55年ほど、新しいもので35年ほどが経過していることから、その間に行われた歴史研究の成果や、産業構造、市政全般などが変化しており、既に町史で記述されている内容の検証とその見直し、前回の編さんから現在までの市の動向など、全般の内容を盛り込む必要が出てまいります。

そのためには、予算の確保、市史編さん室の設置、市史編さん委員会を立ち上げ、市史全体の方向性の決定、編さん者の選定、史料の収集、部会ごとの調査・研究、執筆など、多くの時間が必要となってまいります。

近隣の大垣市におきましては、平成26年度までに史料編6巻、通史編2巻、考古編、民俗・輪中編各1巻の計10巻と別冊2巻を発刊されております。平成15年から平成25年まで、実に11年間の長い歳月をかけ市史の編さんに取り組みされており、市史編さん室にはおよそ10名の職員が配属され、それぞれが数名ずつ所属する部会を持って、市史編さん事業には、常時五、六十名の方が携わっておられたということでもあります。

議員仰せの合併20周年に当たり海津市史編さんを記念事業の一つとして位置づけることはできないのかにつきましては、市史の編さんは、現在の本市には必要なことであり、前向き

には検討してまいりたいと考えております。しかし、市史編さん事業は、幅広い分野にまたがることから、膨大な時間と多くの人材の確保など、十分に協議を重ねる必要があることから、5年後に迫る合併20周年に合わせて完成することはできないと憂慮されますが、市史の刊行に向けて体制づくりなどを進めてまいりたいと考えておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

以上、里雄淳意議員に対する答弁とさせていただきます。

○議長（赤尾俊春君） 再質問ございますか。

〔1番議員挙手〕

○議長（赤尾俊春君） 里雄淳意君。

○1番（里雄淳意君） どうも御答弁ありがとうございます。

一昨日、海津市からのメール配信サービスで無償化についての御案内もいただきました。そしてまた、今月号の市報に掲載された無償化に関する記事も読ませていただきました。大変本当にお忙しい時期に一般質問に御対応いただきまして、まことにありがとうございます。

それで、まず1点目から質問させていただきたいと思います。

先ほどこのたびの無償化制度というのは、少子・高齢化という国難、国の難題に取り組むため、消費税率引き上げの財源による国の政策として創設されたということですが、国の政策ということであるならば、無償化に関する経費は国費での負担という認識でよろしいのでしょうか。

もし、国費で全額負担でないということであれば、本市の負担額の割合というのはどのくらいになるのでしょうか。

○議長（赤尾俊春君） こども課長 渡辺昌代さん。

○教育委員会事務局こども課長（渡辺昌代君） 里雄議員の質問にお答えをさせていただきます。

無償化は、全額国費でということではあるんですが、全額国費になる部分は、今年度、初年度分の10月から3月分までが、国のほうが消費税率分が市の財政に入っていないということで、子ども・子育て支援臨時交付金という形で補填をされるものでございます。

それで、来年度以降、その負担割合なんですけど、私立の園の場合は、今までどおり、施設型給付費ということで、国2分の1、県4分の1、市4分の1です。

公立の園の場合は、これも従来どおり、市のほうが10分の10の負担になりますが、公立の場合、この無償化ということで、保育料が今までは入ってきたわけなんですけど、それが入ってこなくなるということでございます。以上でございます。

○議長（赤尾俊春君） 再質問ございますか。

〔1番議員挙手〕

○議長（赤尾俊春君） 里雄淳意君。

○1番（里雄淳意君） 無償化といっても半年間ということで、後は市、うちの負担がこれまでどおり、私立、そして公立とあるということでありますが、保育料が入ってこないということになると、特に公立は10分の10、もちろん交付金が何かあるんでしょうけれども、大体昨年度の実績でどれくらいかかるものかを答えられたらお願いしたいと思います。

○議長（赤尾俊春君） こども課長 渡辺昌代さん。

○教育委員会事務局こども課長（渡辺昌代君） お答えさせていただきます。

平成30年度の決算から見ますと、これは公立の保育園のみなんですけど、幼稚部の保育料が432万4,000円、保育部の保育料が2,271万5,450円、合わせまして2,703万9,450円です。以上でございます。

○議長（赤尾俊春君） 再質問ございますか。

〔1番議員挙手〕

○議長（赤尾俊春君） 里雄淳意君。

○1番（里雄淳意君） 無償化になるので市のほうも楽になるのかと思ったら、結構2,700万、また保育料が入ってこないということで大変なことになる、負担がかかるということでありますが、いずれ公立も私立も含めて、こういう園のあり方ということも検討していく必要があるんでないかと、そんなことを今感じさせていただきました。

それでは、2点目について再質問をさせていただきます。

御答弁では、満3歳児の受け入れは困難という、その理由として、年少クラス、これは3歳児クラスですから3歳と4歳児が、いわゆる年少クラスですね。ここで満3歳児の受け入れを前提としておられるという御答弁でなかったかなということを思うわけではありますが、本市の乳幼児教育、保育施設の12園は、全て認定こども園でありますので、2歳児クラスというものが存在します。その2歳児クラスで満3歳児を受け入れるということになれば、さっき言ったように、保育課程に無理が生じるとか、そういう問題もクリアできると思うんですが、満3歳児を2歳児クラスで受け入れるということは難しいんでしょうか。

○議長（赤尾俊春君） こども課長 渡辺昌代さん。

○教育委員会事務局こども課長（渡辺昌代君） お答えします。

2歳児クラスとなりますと、今度は同じクラスで同じ教育、保育を提供しているのにもかかわらず、誕生日の違いだけで2号認定で入ってみえる方で無償になるお子さんとそうでないお子さんが出てくるということで、混在するということが不公平になるということ。

それから、特に海津市の現状としまして、私立の園では1号認定のお子さんは教育時間が公立よりも長い設定をしておみえでして、保育の短時間認定の児童と、今度満3歳で1号認定となった場合、その保育部の短時間認定の方と差がほとんどない状況になるということで、

その無償になるとならないとでは不公平感が出てくるということ。

それから、2歳児の場合、保育士の配置基準が6対1で、1人の保育士で6人のお子さんを保育することができるんですが、1人でもふえますと保育士を補充する必要が出てまいります。現在、保育士不足の中、途中採用というのが非常に困難な状況で、受け入れのできる園ばかりではないという状況があります。

また、満3歳の方を2歳児で受けることになりますと、今度は保育が本当に必要な未満児、3号認定の2歳児のお子さんのほうを受け入れることが難しくなることがありまして、そうすると、今度は待機児童の発生にもつながってくるということになります。以上でございます。

○議長（赤尾俊春君） 再質問ございますか。

〔1番議員挙手〕

○議長（赤尾俊春君） 里雄淳意君。

○1番（里雄淳意君） いろんな困難な理由というのを今お述べいただいたわけですが、けれども、最後、待機児童の問題ということをおっしゃったんですが、今、海津市内で定員がいっぱいで待機児童というのは出ておるのでしょうか。

○議長（赤尾俊春君） こども課長 渡辺昌代さん。

○教育委員会事務局こども課長（渡辺昌代君） 待機児童は発生しておりません。

○議長（赤尾俊春君） 再質問ございますか。

〔1番議員挙手〕

○議長（赤尾俊春君） 里雄淳意君。

○1番（里雄淳意君） であるならば、市内に12園もございますので、入れない園があっても近くの園を紹介するとか、そういうことが可能でなかろうかと、そんなことを思うんですが、その辺はひとつ難しいということで、また検討いただけたらと思います。

本来、この無償化制度は、平成27年4月にスタートした子ども・子育て支援新制度がもとになっておると、そのように私は認識しております。その子ども・子育て支援新制度には、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めるということがうたわれております。このために消費税を上げて、そして無償化ということになった。地域の子育て支援の量の拡充と質の向上ということを目的としてございます。そういう観点からでも、満3歳児の誕生日を迎えた子どもさんを1号認定で受け入れないというのは、子育て支援新制度の趣旨、また無償化の趣旨に反するように私はちょっと思うのですけれども、またそういうことも感じます。

そして、何よりも近隣市町の動向に注視していくという、今、そういう御答弁をいただいたんですが、既に池田町や養老町では、2歳児クラスで満3歳児の1号認定の受け入れを行

っております。満3歳の誕生日を迎えたお子さんが隣の園に通うという、こういう施設に通われるというケースも出てくることは想定されるんじゃないでしょうか、その辺をよろしくお願いいたします。

○議長（赤尾俊春君） こども課長 渡辺昌代さん。

○教育委員会事務局こども課長（渡辺昌代君） 近隣市町のほうへということなんですが、やはり保護者の方にありましては、近いところということが一番魅力なところではないかなと思います。

先ほど近隣市町はというお話がございましたが、今、先生がおっしゃられた満3歳をやってみるところの担当のほうにも、うちのほうからちょっとお尋ねをしたんですが、制度としてあるので認めてはもらってやるんですけども、ちょっとお聞きした中では、やはり職員配置であるとか、保育室の面積、定員など、基準の範囲内での受け入れにどうしてもなるということで、地域の入園の希望の方に対して全てが応えられるわけではないんですけどというようなお話は伺っております。

○議長（赤尾俊春君） 再質問ございますか。

〔1番議員挙手〕

○議長（赤尾俊春君） 里雄淳意君。

○1番（里雄淳意君） 教育長からの御答弁で制度上はオーケーだと、可能だということをお願いしております、その中で日本中、平等に消費税率が上がる中、隣の町は3歳児を受け入れる、こっちの町はだめというのは、これはちょっと余り整合性が図られないと。本市内では、もちろん整合性を図られます、皆さん同じ決まりですので、そう思うんですが。

それと、何よりも実際苦しんでいるお母さんのお声も聞いております。2人のお子さんをお持ちのお母さんで、長子が2歳、第2子がゼロ歳でありまして、もちろん子育てに一生懸命取り組んでおられるお母さんですので働いて見えませんということで、上の子は保育園にも通わずに、1人で2人の面倒を見ておられます。そのお母さんも、今度無償化になると聞いておったんで上の3歳になった子どもを幼稚部1号で預けたいという、そういうこともお聞きしておるし、そのことによって助かるというお母さんも大勢いらっしゃるんじゃないかと、そんなことを思います。

だから、現代の子育てというのは多様な選択肢を用意してあげることが重要なことではないかなと。もちろん、理想とか、いろんな困難なことがあると思うんですけども、いろんな選択肢を用意してあげることが子育てに必要であろうと思います。

それから、3点目に移らせていただきます。

これまでは2号認定の保育部は、子どもを預けられる時間、利用時間は長いけれども、利用料金が安いという理由で1号認定の幼稚部を選択されていた方も無償化によって2号認定

の保育部を選択されるケースが増加し、それによるメリットとして、今、安心して長時間就労できると、これは親さんであります。これは無償化の趣旨であります、安心して子どもを産み育てられるよう、子育て家庭の経済的負担の軽減を図るということに込めていると思うんですけども、一方のデメリットについてであります。2号認定の保育部を選択する人がふえることによって保育士不足が起こるのではないかという懸念があるとの御答弁でしたが、幼稚部、保育部の違いによって園施設への補助内容の違いというのはあるのでしょうか。

○議長（赤尾俊春君） こども課長 渡辺昌代さん。

○教育委員会事務局こども課長（渡辺昌代君） 園への補助内容ということですね。

補助といいますか、その園の考え方にもよるかと思えますけれども、今、幼稚部の方が無償であれば長い時間預かっただけの保育部へというふうに流れるということは想定される場所ではあるんですが、そうしますと、公定価格というか定員のところで、来年度以降、定員を設定する際、定員の保育区分を現在よりも幼稚部を減らして保育部のほうを今よりも多い区分にされることが考えられるんですけども、そうしますと園運営に影響が出てくるのではないかなあと考えられます。そうしますと、現在の保育士さんの確保に関しましては、いろいろ園のほうで考えるところだと思います。

○議長（赤尾俊春君） 再質問ございますか。

[1番議員挙手]

○議長（赤尾俊春君） 里雄淳意君。

○1番（里雄淳意君） ちょっと私が調べた限りでは、幼稚部で2号認定がふえると、かなり補助が1号よりも条件が悪いということを聞いたんでありますけれども、そうすると、いずれにしても、先ほど課長がおっしゃられたように、園の運営が難しくなるということであれば、先生の配置ということが非常に難しくなると。しかも、日本では非常に配置基準という、先生1人で何人の子どもの見るかという基準でありますけれども、保育園では保育士1人に対して30人、幼稚園では先生1人に対して35人と、これは実は先進国で非常に最低レベルであると、全然足りないという、こういうことが言われております。ただでさえ保育士の配置が少ない状況であるということであって、無償化によって保育士が不足すれば、保育士の方々の負担がふえて、教育・保育の質の低下にもつながるおそれがあると。

韓国でも2013年にゼロ歳から5歳児の一律無償化を行ったんですけども、これを境に保育園での虐待の件数が急増したそうであります。無償化の始まる2012年には135件だったのが、5年後の2017年には約6倍の815件にふえたというデータもあります。これは、恐らく先生方の負担、ストレス、そういうものからこのようなことになったのではないかなと推測されるわけですが、ぜひ保育士の置かれている厳しい状況を改善する意味でも保育士不足対策には力を入れていただけたらなと、そのように思います。

先ほど子どもにとって長時間園で過ごすほうがいいのか、家庭で過ごすのほうがいいのか、憂慮しますという教育長の答弁をいただいて、私もそのようなことを感じることもありますし、思わないこともなくはないんですが、これまではお母さんと一緒というのが理想だったわけでありまして。しかし、今や子どもは地域社会で育てるという意識が共有されなければ、子どもも、その子育てをする親さんも守ることができないんじゃないかなと思います。これだけ複雑化する社会状況の中、やっぱり地域社会で育てるという、こういう意識が共有されなければならないと思います。本市でも、この無償化を機に、その点を改めて確認して始めるということが必要であろうと思います。

ちょうど1年前の9月議会で育児休業退園について質問させていただきまして、早々に育児休業退園の廃止ということを行っていただいて、大変助かったと言われる親さん方がいらっしゃると思います。こういう一つ一つの具体的な課題に対応していくことが、地道でありますけれども、少子・高齢化と、こういう対策につながっていくんであると思います。ありがとうございます。

では、2点目に移らせていただきます。

済みません、通告書では20周年というのは「令和7年」と書いておりますけれども、今、御説明いただいた「令和6年」のようでありまして、訂正をお願いいたします。

来年度から体制づくりの準備を進めていただけるという御答弁をいただきまして、ありがとうございます。

漠然と市史編さんというのは大変な作業なんだろうなという、そんなことを思っておったんですけど、今お聞きしまして、時間から人数から、職員まで配置せんならんと、大変なことだなという、こんなことを思ったんですけども、10年以上かかると、これは大体どのような、一般的で結構であります、どういう工程、日程で進んでいくものでしょうか。

○議長（赤尾俊春君） 教育委員会事務局長 伊藤一人君。

○教育委員会事務局長（伊藤一人君） お答えします。

先ほどの答弁でも申し上げましたとおりですが、発刊計画から発行までについてですけれども、まず準備段階から全体の費用総額と、それから全工程を把握、管理をどうするかをそれぞれ段階ごとに考える必要があります。

それで、順を追って整理しますと、まず大まかな構想を立てることと、編集委員会組織の必要性とか、委員の条件、それから編集室の設置などの体制づくりを進める、この体制をまず決めるということが第1点です。

次に、その編集委員会を立ち上げまして、構想企画・進行計画ということで、構成、内容、形式などを検討する、これがずれますと費用にも大きく影響いたします。この検討をしまして、編と章立て、それから執筆分担の担当を決めます。それから、史料の収集、調査に入っ

て、いよいよ原稿の執筆、それと原稿整理をまとめ上げるということで行うということです。その間、編集委員会で構成メンバー、それから執筆の担当分担を決めて、定期的に編集会議を持って進行状況と内容のチェックを行いながら、原稿の完成を目指して、さらにその後、いよいよ製本の発注を行う工程で進めていくという段階をとります。

中でも史料収集と調査については、先ほど答弁でも言いましたように、今までの町史の見直しをするに当たって、根拠づけする史料の調査をしないといけません。これは市史については、だろろうで書く市史では困るので、ちゃんとした史実を書くには根拠づけた史料をしっかりと調査するということが、これは相当な時間がかかってきます。ですから、想定で大垣市の10年と言っていますが、調査によっては10年、15年かかる場合もありますが、多額の費用を使いますので、しっかりと調査をして進めていくということで考えておりますので、まずはどういう体制でこれを進めていくか。そして、どういうものをつくるか。ただ単に一つのものにつくるのではなくて、たくさんいろんな分野に分かれますけれども、その辺のところをしっかりと見詰め直してから進めるという作業になりますので、かなり時間がかかるということで御理解いただきたいなと思います。以上です。

○議長（赤尾俊春君） 再質問ございますか。

〔1番議員挙手〕

○議長（赤尾俊春君） 里雄淳意君。

○1番（里雄淳意君） ありがとうございます。

本当に大変な作業になるんだなということ改めて思いました。

今、どういう体制ということ、まず最初にやるという御答弁をいただいたんですが、私の地元でも、今、定年された方なんですけれども、大学で史学を研究されておった方もいらっしゃると思います。それから、多分恐らく市内にいっぱいいらっしゃると思いますので、人選については幅広くお声がけをいただけたらなと、そんなことを思っております。

近い将来、海津市史を手にとれるように、ぜひ、大事業となりますけれども、どうぞよろしくお願い申し上げまして、質問を終わらせていただこうと思います。ありがとうございました。

○議長（赤尾俊春君） これで里雄淳意君の一般質問を終わります。

ここで14時30分まで休憩をいたします。

（午後2時17分）

○議長（赤尾俊春君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後2時29分）

◇ 伊 藤 久 恵 君

○議長（赤尾俊春君） 9番 伊藤久恵君の質問を許可します。

伊藤久恵君。

〔9番 伊藤久恵君 質問席へ〕

○9番（伊藤久恵君） それでは、議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

まず1つ目といたしまして、国道258線の4車線化について、質問相手、市長でございます。

2番目、子育て支援について、質問相手、市長、教育長でございます。

質問内容、1. 国道258号線の4車線化について。

基幹道路や橋梁の整備は、経済活動や住民の生活環境等に与える影響が大きく、本市と郊外を結ぶ基幹道路の整備によって人口規模が大きい大垣市、桑名市とのアクセスの向上は、地域浮揚、地域活性化や生活環境改善につながるもので、まちづくりにとって重要な要素となります。

そこで、本市における幹線道路である国道258号線の4車線化に向けての道路整備計画について、4点質問いたします。

①国道258号線道路整備計画の現在の進捗状況は。

②国道258号線の4車線化の必要性については。

③今後の国道を含めた本市の都市計画道路の見通しは。

④最近、交通事故が多発している海津、国道258号線の走行車両はふえていないが、揖斐川・長良川堤防を走行する車両はふえ、スピード違反や無理な追い越し等による事故が多発している、それと国道258号線との関連はないかを伺います。

2. 子育て支援について。

現在、国及び地方自治体において、少子・高齢化の進展に伴う人口減少に歯どめをかけるための最重要な施策として子育て支援に関する事業を拡充しています。

そこで、子ども・子育て支援事業計画の進捗状況と今後について質問します。

①子ども・子育て支援新制度とはどのようなものか。

②本市の事業計画の進捗状況と取り組みについて。

③本年度、事業完成年度に当たり、来年度の第2期計画の策定に向けて事業計画の課題と特に重視すべき点について。

これらをわかりやすく説明してください。

次に、去る5月14日の新聞報道で「苛酷な多胎育児 寄り添う社会を」「愛知の虐待死実刑 減刑求め1万人嘆願書」の見出しが目に入りました。

昨年1月、豊田市で生後11カ月の三つ子の次男を畳に投げ落とし、死なせたとして傷害致死罪に問われ、実刑判決が下されました。それに対して多胎家庭の支援団体が減刑と執行猶予を求める嘆願書、1万1,000人を超える署名を提出しました。双子や三つ子、いわゆる多胎児の苛酷で孤独な子育て環境に悩んでいる親への行政の支援を期待する声なども多数寄せられました。

実刑判決について意見を言うつもりはありませんが、私も1歳4カ月になる双子の孫を持つ者として、他人事ではない、現実の問題であると強く感じます。特に核家族の場合、父親は仕事に出ており、母親一人でのワンオペ育児（ずうっと一人で育児している状態）が続き、大人との会話もなく、ストレスがたまってきます。多胎児育児、かつワンオペ育児では、さらに苛酷です。多胎児が増加傾向にある中、これからの行政による子育て支援のサポート体制が急務になってきています。

そこで、質問します。

④多胎児を子育て中の親や妊婦に対して、子育て支援事業の中でネットワークによる育児相談や情報の共有など、多胎児のサポートはできないか、伺います。

以上でございます。

○議長（赤尾俊春君） 伊藤久恵君の質問に対する市長、教育長の答弁を求めます。

最初に、市長 松永清彦君。

〔市長 松永清彦君 登壇〕

○市長（松永清彦君） 伊藤久恵議員の1点目の国道258号線の4車線化についての御質問にお答えします。

一般国道258号につきましては、大垣市内の一般国道21号を起点として、三重県桑名市内の一般国道23号を終点とする延長41.6キロメートルの幹線道路であり、国土交通省岐阜国道事務所が管理しております。この国道258号は、西濃地域はもとより、滋賀方面から名古屋港、四日市港への物流軸を担う市内唯一の国道であり、交通渋滞の緩和、物流効率化の支援等、当市の発展において必要不可欠な幹線道路であるとともに、日常生活においても欠くことのできない道路であります。

さらには、災害時の緊急搬送や物資輸送といった緊急輸送を担う緊急輸送道路になっていることから、重要な道路であると認識しております。

これまでに29.8キロメートルが4車線化され、供用しておりますが、市内の11.5キロメートルは、暫定2車線の現状となっております。

1つ目の国道258号線道路整備計画の現在の進捗状況はにつきましては、本市では、交通量増加に伴い、主要交差点付近における交通渋滞や交通事故が発生していたことから、平成21年度から平成26年度にかけて駒野藤沢交差点より羽沢羽根谷交差点までの区間約1キロメ

ートルで車線の拡幅等の交差点改良事業が実施され、交通渋滞の緩和と城南中学校統合に合わせた歩道整備など、安全性の向上が図られております。

一方、舗装の劣化が進んでいることから、今年度、南濃町太田地内から境地内のうち、特に傷みの激しい区間の補修を実施する計画であると伺っております。また、津屋川を渡る駒野橋や駒野排水路橋の耐震工事を実施していただいております。

2つ目の国道58号線の4車線化の必要性につきましては、暫定2車線区間では、慢性的な渋滞を引き起こす要因となっていること、歩道がないため、児童・生徒等を含む歩行者の安全が確保されていないなど、さまざまな課題があること。また、南濃町駒野地内には駒野工業団地の造成工事が、志津新田地内では東海環状自動車道のスマートインターチェンジも計画されていることから、早期の4車線化が必要不可欠であると認識しております。

さらに、観光面につきましても、道の駅「月見の里南濃」や、南濃温泉「水晶の湯」などの観光施設に県内外から多くの観光客に訪れていただいております。養老町境から道の駅までを最優先として4車線化を強く要望しております。

そのため、本市としましても、国道258号線の全線4車線化に向けて、引き続き関係機関と協力しながら、国に対し強く要望を続けてまいりたいと考えております。

3つ目の今後の国道を含めた本市の都市計画道路の見直しはにつきましては、現在、本市における都市計画道路は、東海環状自動車道のみであり、国道258号線は指定されておられません。

将来、4車線化を進めるに当たって、当初の4車線化の計画で確保されている用地内で工事ができるか検討し、用地の追加取得が必要になったとしても軽微な変更であり、新たに都市計画道路への指定は不要であると伺っております。

その他の道路につきましても、必要性が生じた場合、都市計画道路の指定について検討してまいりたいと考えております。

4つ目の揖斐川・長良川堤防を走行する車両の増加と国道258号線との関連はにつきましては、国土交通省が実施している平成27年度全国道路・街路交通情勢調査によりますと、本市における国道258号や揖斐川・長良川堤防道路の交通量は、前回調査の平成22年度と比較して、ともに減少しております。

一方、議員仰せのとおり、揖斐川と長良川の堤防道路においては、昨年は1件、本年は既に2件の死亡事故を初め、多くの交通事故が発生しておりますが、堤防道路での事故の主な要因としましては、スピードの出し過ぎや無理な追い越しなどによるものと伺っております。

また、例えば国道258号の桑名市多度町柚井交差点から県道北方・多度線を経由し、木曾三川公園から揖斐川や長良川への堤防道路を通過して北進するなど、道路利用者の目的地によってさまざまな利用経路が考えられ、必ずしも国道258号と関連があるとは言えないと考え

ております。

いずれにいたしましても、交通事故の再発防止に向け、道路管理者や海津警察署等の関係機関と連携しながら、必要な交通安全施設の整備を働きかけてまいります。

2点目の子育て支援についての御質問にお答えします。

1つ目から3つ目の御質問につきましては、後ほど教育長より答弁させていただきます。

4つ目の多胎児を子育て中の親や妊婦に対して子育て支援事業の中でネットワークによる育児相談や情報の共有など、多胎児のサポートはできないかにつきましては、子育て支援は、母子保健事業において妊娠期から就学時期までに4つの乳幼児健診と8つの教室・相談、または生後2カ月までの第1子を対象に、保健師、助産師、栄養士による「すくすく赤ちゃん訪問」や、母子保健推進員による「こんにちは赤ちゃん訪問」の実施など、多くの専門職のかかわりにより、切れ目のない支援を行っております。

また、今年度からは2カ月児を対象に、育児不安に対応し、育児力を高めるために、新たに「ベビママ学級」を実施しております。これらは多胎児の子育てに特化した支援ではありませんが、全ての妊産婦や赤ちゃんを持つ保護者が安心して出産を迎え、子どもの健やかな成長発達を促すことができるよう、保健師、助産師、管理栄養士などの専門職により、一人ひとりの生活スタイルや成長発達状況などに対応したきめ細かな支援を行っています。

しかし、本市におきましても、平成30年度では2組の多胎児の出生があり、令和元年度中に4組の出生が見込まれ、議員仰せのとおり、多胎児の苛酷で孤独な子育て環境に悩んでいる保護者への新たな支援が必要であると考えております。

多胎支援ネットワークづくりとしましては、令和2年度に設置予定の子育て世代包括支援センターに多胎児の集いの場を設けるなど、関係機関の協力を得ながら多胎児家庭をサポートしていける仕組みづくりを検討してまいります。

少子・高齢化を迎えた今、妊娠から子育てまでの切れ目のない支援体制を構築し、地域や社会全体で包括的に支援していく体制づくりに努めてまいりますので、御理解をいただきますようお願いいたします。

以上、伊藤久恵議員に対する答弁とさせていただきます。

○議長（赤尾俊春君） 続いて、教育長 中野昇君。

〔教育長 中野昇君 登壇〕

○教育長（中野 昇君） 伊藤久恵議員の2点目の子育て支援についての御質問にお答えいたします。

1つ目の子ども・子育て支援新制度とはどのようなものかにつきましては、子ども・子育て支援新制度は、子ども・子育てをめぐるさまざまな課題を解決して子育てしやすい社会を実現するため、平成27年4月からスタートしました。この制度は、平成24年8月に成立しま

した子ども・子育て支援法に基づき、幼児期の学校教育や保育・地域の子育て支援について、量の拡充や質の向上を進めていくための制度であります。

この制度により本市で新たに導入されたものとして、1つには保育の認定制度の導入で、1号認定（3歳以上の幼稚部）、2号認定（3歳以上の保育部）、3号認定（3歳未満の保育部）、この3つの認定区分ができ、保育部の利用要件が保育に欠ける事由から保育の必要性の事由になり、保護者が就労を理由とする場合、保育標準時間利用と保育短時間利用に区分されました。

2つに、これまで幼稚園・認定こども園（短時部）は、4・5歳児を対象としておりましたが、認定こども園において1号認定を受けた3歳児も受け入れることとしました。

3つに、幼稚園保育料においても多子軽減制度を導入し、兄弟で利用する場合は、年長の子どもから順に、2人目は半額、3人目以降は無料となりました。

4つに、幼稚園・保育園・認定こども園の利用者負担金は、保護者の所得によって負担する、そういった金額が違う応能負担となり、市民税額によって算出することとしました。

5つに、認定こども園の普及の推進により、市内では全園が認定こども園に移行いたしました。

2つ目の事業計画の進捗状況と取り組みにつきましては、市子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく市町村事業計画として位置づけられ、平成27年度から平成31年度までの5年間を計画期間としております。

平成29年度には、国の通知に基づき、中間年の見直しを行い、改定版を作成しております。

本市の事業計画では、認定こども園における教育・保育の提供量と地域子ども・子育て支援事業（法定13事業）としての延長保育、留守家庭児童教室、病児保育、妊婦健康診査、乳児家庭全戸訪問などがあり、ニーズ量や提供量を定めて実施しております。

平成29年度に中間見直しを行った結果、認定こども園における教育・保育の提供量は、ニーズ量を確保できており、待機児童を出すことなく受け入れる体制が整っております。

地域子ども・子育て支援事業の法定13事業につきましては、主となる延長保育事業及び一時預かり事業は、市内全ての園で実施され、地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）は、公立で1カ所、私立は、全て自園に併設されるなど、子育て中の親子の交流、育児相談ができる身近な場所として御利用いただいております。

保護者の疾病、出産、育児疲れなどにより子どもの養育が困難になった場合には、子どもを児童養護施設等で一時的に預かることができる子育て短期支援事業も行っております。

また、来年度より利用者支援事業として、健康課主管の子育て世代包括支援センターの設置を準備しているところであります。

ファミリーサポートセンター事業につきましては、実施に向けた検討をしておりますが、

実施には至っておりません。

3つ目の来年度の第2期計画の策定に向けて事業計画の課題と特に重視する点につきましては、現在、第2期子ども・子育て支援事業計画の策定中であり、昨年度には、本計画を策定するための基礎資料を得るために、小学生以下のお子さんをお持ちの全ての保護者を対象に市民アンケート調査を実施し、88%と高い回答率を得て、多くの保護者の意見を伺うことができました。

このアンケート調査結果、統計データから見ました主な課題及び国の動向、方向性により、次期計画の体系につきましては、ことし7月10日開催の市子ども・子育て会議に諮り、承認をいただいたところであります。

具体的な課題としましては、1つには、妊娠、出産、産後、子育ての不安が解消され、安心して子どもを産み育てることができる身近で気軽に相談できる仕組みや体制づくり、2つには、発達に課題のある子どもと家族への継続した相談支援・発達支援などを図るための関係機関との連携、3つに、関係機関と連携した生活に困難な家庭への支援、4つに、近年増加しております外国人家庭や障がいのある子どもなど配慮が必要な子どもへの支援、5つに、子ども人口の減少や公立認定こども園の老朽化による教育・保育施設の適正配置の検討などがあり、どれも重視するものばかりで、多種多様な課題を基本施策等に反映させてまいります。

また、市民アンケートの中で子育てしやすいまちとなるために重要な施策を質問しましたところ、就学前児童保護者・就学児童保護者ともに、子育てへの経済的支援の充実、小児医療の充実を上げられた方が40%を超える結果となりました。

10月からの幼児教育・保育の無償化は、保護者の経済的支援の一助となるものと考えておりますが、小児医療の充実につきましては、全国的にも小児科医の確保が困難な状況にあるため、非常に難しい課題であると認識しております。

第2期事業計画を策定するに当たり、関係部局との連携を図りながら計画の内容を精査し、実のあるものにしていきたいと考えておりますので、ぜひ御理解をいただきますよう、よろしく願いいたします。

以上、伊藤久恵議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（赤尾俊春君） 再質問ございますか。

[9番議員挙手]

○議長（赤尾俊春君） 伊藤久恵君。

○9番（伊藤久恵君） 御答弁ありがとうございました。

まず最初に、1問目の国道258号線についてでございますけれども、まずこれを取り上げようかなと思ったときに、国道ですので市とは余り関係ないかなとは思いましたが、国道

258号線は、多度から海津市に入った途端、実家が南のほうにあるものですからよく通るんですが、道が本当がたがたでありまして、多度町も養老町も既に道路整備がほぼ終わっております。桑名市多度町の交通渋滞も見事に解消されましたし、養老町を見ても、ますます発展しているように見えます。しかし、本市に入りますと、国道は2車線となりまして、これが国道かと思うほど、時代が昔返りしたような感覚がいたします。また、あちこちから車が出てきて走りにくいとおっしゃる方もありまして、この現状をどのように思われるかということをお尋ねしたいと思いました。よろしく願いいたします。お尋ねします。

○議長（赤尾俊春君） 建設水道部長 石原敏彦君。

○建設水道部長（石原敏彦君） 伊藤議員の御質問にお答えします。

議員の仰せのとおり、海津市につきましては、11.5キロの区間が暫定2車線ということで、まだ4車線化には至っていないところでございます。

現在も国のほうに対しまして4車線化を強く要望しているところでございますが、やはり東海環状自動車道のこともございまして、それとあわせて2つを要望しておるところでございます。

議員がたがいまお話しされましたように、桑名のほうから走って多度の海津市に入ったところがちょっとがたがたであるとかといった形のお話でございますが、それにつきまして、国道につきまして本年度緊急事業ということで、議員がおっしゃられたことは、市報かいづの9月号に掲載させていただきましたが、国のほうにつきましても、その舗装状態を把握しておられまして、当市の国道につきまして、山崎交差点から今の境の高架の区間までにつきまして、市報に載せさせていただきましたが、6月から12月の全体工期でございますが、9月下旬より11月下旬の2カ月で舗装の打ちかえをしていただくと、補修をするという形で伺っております。

この内容につきましては、この全体計画は6月から12月で、今、調査をしておるところでございますが、国道といたすのは、舗装が表層5センチ、基層5センチ、その下は安定処理とって分厚いんですけれども、表面が5センチ、5センチの舗装の部分をコアという形で数カ所、順番に抜いていきまして、表面上ですとクラックが入っておるんですが、どこまでクラックが入っておるかということ調査していただきまして、例えば5センチでとどまっておれば5センチめくる。だけれども、その下まで行っておれば、5センチと5センチで10センチめくる。10センチ全部になれば範囲が、工事費が限られておりますので半分になってしまうんですけれども、そういった調査を今やっただいておりまして、その工事中につきましては片側交互通行という形で、場合によりましては両サイドの2車線とも舗装の打ちかえという形もあろうですし、片側の車線について直していくといった形で、特にひどいと、議員が仰せのとおり、高架橋からのところを重点的にという形で伺っております。

それと、昨年とことしにつきましても、駒野工業団地があるところについて津屋川の前後に、まず駒野工業団地の高架橋、それから津屋川のところには駒野橋、そしてその隣には排水路が3橋ございますが、昨年よりそこも舗装面につきましても、その表面を削って打ちかえというのが切削オーバーレイなんですけれども、その工事と耐震補強という形で、逐次悪いところについては強く要望しておりますので、御理解のほど、よろしく願いいたします。以上です。

○議長（赤尾俊春君） 再質問ございますか。

〔9番議員挙手〕

○議長（赤尾俊春君） 伊藤久恵君。

○9番（伊藤久恵君） ありがとうございます、丁寧に。主婦目線ですとなかなかわからないところを教えていただきまして、ありがとうございます。

市報の15ページでしたか、たしか舗装修繕工事ということで書いてありましたけど、これはどのくらいの費用がかかるんでしょうか。

○議長（赤尾俊春君） 建設水道部長 石原敏彦君。

○建設水道部長（石原敏彦君） 国のほうからお聞きしまして、施工業者は大垣市のTSUCHIYA株式会社、契約金額は1億1,550万円ということですので、かなりついておりますので、大まかに工事をしていただけたと思いますので、よろしく願いいたします。以上です。

○議長（赤尾俊春君） 再質問ございますか。

〔9番議員挙手〕

○議長（赤尾俊春君） 伊藤久恵君。

○9番（伊藤久恵君） ありがとうございます。

1億かけてということで、かなりきれいになるかなということを期待しております。

平成27年に藤田議員が国道258号線のことで質問されたとお聞きいたしましたけれども、4年たっても余り大きく変化がないということで、一向進展が見られないというということで、国土交通省への要望もしていらっしゃるとお聞きしたんですけど、具体的にはどのような、何回行ったとか、どのような形でされているのかを教えてください。

○議長（赤尾俊春君） 建設水道部長 石原敏彦君。

○建設水道部長（石原敏彦君） 議員御質問の要望のほうでございますが、まずこの管理しておりますのが国土交通省中部地方整備局岐阜国道事務所になりますので、その所長宛てのほうには、近々ですと、平成29年度におきまして、市長名で全区間が4車線化で整備されることで、この地域の産業経済の活性化や住民生活の利便性の向上、また観光客の円滑な移動等に資することに重要な路線であるという形で、早期要望という形で要望書を提出しております。

す。

また、毎年でございますが、東海環状とともに、この国道でございますので、これについては中部地方整備局、あるいは東京の本省のほうですね、そういったところにあわせて要望書というのを、各団体がございますので、それに伴いまして要望をしておるところでございます。以上です。

○議長（赤尾俊春君） 再質問ございますか。

[9 番議員挙手]

○議長（赤尾俊春君） 伊藤久恵君。

○9番（伊藤久恵君） ありがとうございます。

この4車線化をしますと、中央分離帯の設置であるとか、交差点の統合とかということが起きますので、店舗なんかに入りにくくなると、容易に右折ができなくなるというような懸念の声もございますけれども、それらに対応するべく信号でのUターンが可能になるように、これは市だけではないんですが、警察のほうとの連携の中で、そういうお店に対する配慮というのをしていただけますように、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、先ほど出ました東海環状自動車道のことでございますが、ちょっと主婦目線でもとんでもないことを聞くかもしれませんが、高速道路というのは有料ですので、私は、そのお支払いした料金というので高速道路ができたりとか、あとその維持管理がされていると、思っていたものですから、国のほうの財源がそちらが優先だよとかとおっしゃるんだけど、これはどういうふうに道というのはできているのかなということでもちょっと疑問に思ひまして、初歩的なことでございますけれども、教えていただければと思います。

○議長（赤尾俊春君） 建設水道部長 石原敏彦君。

○建設水道部長（石原敏彦君） 議員の御質問は、有料道路、高速道路関係だと思っておりますけれども、高速道路関係につきましては、民間会社が行う方法も確かにございます。たしか東海北陸自動車道等はそういった形で整備されておると思っておりますけれども、東海環状自動車道の当市の西回り区間につきましては、一般国道475号として位置づけておりまして、国土交通省より一般国道として重要であるといった形で一般国道と位置づけております。

仕組みとしましては、合併施行方式と申しまして、まず国道のほうで用地の取得とか整備の工事のほとんどをいたしまして、最終段階に入りまして高速道路会社のほうに移行いたしまして、そこが舗装とか標識とか料金所、そして最後に運営といった形で、そういう方式が高速道路の整備の効果も早いといったこともございまして、そういった形で合併施行方式によりしておるといった工事でございますので、どうしても東海環状自動車道を優先いたしますという形となっております。以上です。

○議長（赤尾俊春君） 再質問ございますか。

[9 番議員挙手]

○議長（赤尾俊春君） 伊藤久恵君。

○9番（伊藤久恵君） ありがとうございます。

その東海環状自動車道ですけど、本年度予算として関・養老間では183億4,000万、そして養老・海津では98億5,000万ということを計上されているようでございますが、今後、海津と三重県の北勢がいち早くつながることを願って、開通することを願います。

それから、最後4番目の揖斐川堤防、長良川堤防を走行する車両がふえてということでございますけれども、交通調査を実際にしているわけでないのだからわからないんですけど、私もそちらのほうに住んでおりますので、いつも堤防を眺めていますと、以前より本当に交通量がふえたなということを思いますし、やはりかなりのスピードで走っておりますので、それが258号線と関連があるかどうかということとはわからないとおっしゃいましたけれども、今後とも、やはり県外からの車両が多く参りますので、交通事故もふえていますので注意が必要かなということを考えております。

最後に、この4車線化についてですけど、私が思っているのは、やはり地方創生の面でありますとか、特に重要なのが災害時に2車線か4車線かを比べた場合、2車線では通行中の車だけでいっぱいになってしまっていて、それこそ災害対策の車両であるとか、緊急用の医療の車両なんかは通れないのではないかなと思います。やはり4車線化していただくことによって、そういう緊急時に対応できる258号線になってくれたらなということを感じております。

駒野の工業団地も着々と工事は進んでおりますし、工場などを誘致されて258号線とも接合されてきますので、耐震化の工事も進んでおりますので、ぜひとも4車線化に向けて力強く要望していただけますことをお願いいたします。

ちょっとはしよりますけれども、次に子育て支援のことでございますけれども、多胎児のことでございますけれども、先ほど教育長から詳しく子育て支援の説明をいただきまして、認定こども園は、海津は県下で一番に取り組みされたということをお聞きしておりますし、子育てに関してすごく海津市は一生懸命だなということを感じております。

多胎児のことで、自分のことで申しわけないんですけども、本当に多胎児というのは、うちは双子でございましてけれども、育児というものに関して一人だから大変じゃないということとは申しませんし、年子の子もいますし、双子とか三つ子だけが大変ということではないんですけども、やはりおとついの新聞でございましてけれども、9月3日の中日新聞、多胎児の家庭の支援ということで、岐阜県内のNPO法人ぎふ多胎ネットというところが保健師や助産師など専門職向けに、多胎妊娠から育児に関する研修会というものを開きました。その中でおっしゃるには、多胎と単体（一人）の子の育児の方法は、本当に全く違うと。経験者に聞き、お母さんの支援を一番に考えることが、いろんな虐待とか、そういうことをなく

すことにつながるということをおっしゃっています。この多胎ネットのNPO法人では、産前・産後にホームヘルパー派遣やら健診サポートなど、いろんな支援策も考えていらっしゃる、やはり最後に、行政側が多胎家庭の理解を深めて支援を充実させてほしいと書かれておりますけれども、子どもへの虐待とか母親の健康悪化などリスクを複数抱えているということが多くございますので、うちの場合もそうですけれども、出産後、母親は退院しても、子どもがNICUやGCUに入院していたりしますものですから、子どもにミルク（母乳）を届けたくても、自分も帝王切開で産んでいるわけですから車に乗れないんですね。誰かサポートがいないとミルク一つも届けることができないとか、本当に苛酷な環境の中でやっております。ですから、そういうところに対して、先ほどおっしゃっていただきましたけど、そういう親とか妊婦に対して多胎児のサポートはできないかという質問に対して、子育て世代の包括支援センター、そこでサポートの検討を考えているということをおっしゃってくださったんですが、どうかよろしく実現のほどをお願いいたしたいと思います。

時間がなくて、本当はお話したいんですけども、この多胎児に対する支援というもの、こういうサークルとか、そういうものを立ち上げていただけますことをお願いしたいと思います。

それから、私が考えているのは、海津市は、結構子育て支援センターに行っても、対応はすごくよくて充実しています。子育てを中心にまちを発展させたらどうなのかなど。子育てナンバーワン海津ぐらいの、何かそういう銘打って、本当に子育てしやすいまちなんだということ売りにして、多くの人を、若者時代の人口をふやす。また、そういう若者がふえてきますと、インフラとか道路なんかも整備いたしまして、どんどん発展していくまちという、ショッピングモールもできるとか、そういう人口がどんどんふえてくるという、そういうイメージを皆さんで共有して希望を描きたいなということを感じております。

最後にですが、子ども総合窓口というものを設置していただけたらなということを考えております。また、次回の質問なんかでもさせていただきますが、そこに行ったら、子どものことはどこに行ったらいいかすぐわかるような窓口ができたらいいなということをお願いいたしまして、済みません、私ばかりしゃべりましたけれども、よろしくお願いいたします。

きょうの質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（赤尾俊春君） これで伊藤久恵君の一般質問を終わります。

◇ 飯 田 洋 君

○議長（赤尾俊春君） 続きまして、8番 飯田洋君の質問を許可します。

飯田洋君。

〔8番 飯田洋君 質問席へ〕

○8番（飯田 洋君） 議長の許可を得ましたので、私はマイナンバーカードの今後の取得及び利用についてお尋ねをいたします。

政府が国・地方の全ての公務員に個人番号の記載されたマイナンバーカードを2019年度末、つまり本年度末までに取得させる。8月うちから交付申請書を一斉に配って、未取得者に手続を強く促すほか、身分証との一体化を拡大して携帯が必須な状況をふやす計画で、実質的な義務化となる。1割強で低迷している普及率を高めるため、公務員本人・扶養家族の計700万人強が率先して取得を済ませる。

また、マイナンバーカードは、2021年（令和3年）3月に健康保険証としての本格運用が始まる予定、これに伴う申請増加に備え、公務員が先につくって事務集中を避ける狙いもある。ただ、住民への浸透は、カードを持つ利点がどこまで高まるかに左右されそうだと新聞報道が過日ありました。

また、関連して健康保険証として使えるようにする改正健康保険法は、ことし5月に成立、さらにロードマップ（案）も示されています。

8月8日時点で交付枚数は1,755万枚、人口比は13.8%、政府は、6月、2022年度（令和4年度）、3年後にはほとんどの住民がカードを持つと想定した対応方針を決めたが、開きは大きいとも。

そこで、①昨年にもマイナンバーカードについて質問がありました。本市の普及状況は、平成30年4月末現在で交付枚数3,229枚、交付率は9%でしたが、最近の本市の実態はどのような状況ですか。また、今回、公務員を特別に取得対象に上げていますが、公務員（職員）の取得状況について調査結果があればお聞かせください。

②また、マイナンバーカードのメリットとして、児童手当等の手続がオンライン申請可能と利便性を上げられています。特に福祉関係の20項目が電子申請可となっていますが、昨年の利用実績は、またその件数は対象者の何%になりますか。

③内容は少し違いますが、合併前の平田町では、町の重要課題として下水道事業を掲げ、事業を推進しました。まず、議員・役場職員の加入設置を進め、普及を図った時期がありました。

今回、国の方針として、公務員本人・扶養家族が率先して取得を済ませる、事実上、カードの取得義務化を進めると捉えられていますが、交付申請書を一斉に配って未取得者に手続を強く促すことは、まだ始まったばかりですが、本市においては具体的にどのように進められますか、また達成目標はありますか。

④2021年（令和3年）3月に健康保険証としての本格運用が始まる予定ですが、保険加入者全員がマイナンバーカードを持てば、現在の健康保険証にかえることができますが、切りかえの期間ではマイナンバーカードと現様式健康保険証が混在し、事務のふくそうが予想さ

れますが、事務上の対策は講じられていますか。

⑤現在、市役所窓口での手続では、印鑑証明、戸籍・住民票等の交付申請時の本人確認は、運転免許証です。運転免許証のない人はその他の方法になりますが、今後はマイナンバーカードにかわる予定はありますか。

市役所に出向くには車を利用しますので、必ず運転免許証は携帯します。マイナンバーカードを携帯することは、不安や危険性を考え、ほとんどないのが現状です。

今後の計画では、身分証との一体化を拡大して携帯が必須な状況をふやすとありますが、どのような内容が計画されていますか。

以上、市長にお尋ねをいたします。

○議長（赤尾俊春君） 飯田洋君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長 松永清彦君。

〔市長 松永清彦君 登壇〕

○市長（松永清彦君） 飯田洋議員のマイナンバーカードの取得・利用についての御質問にお答えします。

1つ目の本市のマイナンバーカードの普及状況及び公務員の取得状況につきましては、本年7月31日現在で交付枚数は、人口3万4,367人に対し3,513枚、交付率は10.2%となっております。

また、本年6月末時点における市職員のマイナンバーカード取得状況は、職員436人に対して61人が取得しており、取得率は14%となっております。

2つ目のオンライン申請可能な20項目のうち、昨年度の電子申請の実績はにつきましては、議員仰せのとおり、平成29年11月より、国の提供するサービスを利用して、児童手当、保育、児童扶養手当などの子育てに関する分野、母子保健、介護の分野において、20の手続でオンラインによる申請等が可能となっております。

ただし、オンライン申請を行うには、マイナンバーカード及びマイナポータルの開設が必須となり、昨年度のオンライン申請の利用実績は、残念ながらゼロ件でありました。

このことは、マイナンバー制度への認知や理解度が低いことがマイナンバーカードの発行、ひいてはオンライン申請の利用が進まない要因ではないかと考えております。

このような結果を踏まえ、今年度より各種申請に係る市報やホームページでの周知内容にオンライン申請の利便性等についても明記した結果、児童手当の現況届でオンラインによる届け出が1件ありました。

3つ目の公務員のマイナンバーカード取得推進につきましては、先般、国から地方公務員等のマイナンバーカードの一斉取得の推進について各自自治体及び共済組合宛てに通知があり、職員及び被扶養者を対象に、携帯電話やパソコンを利用したオンライン申請によるマイナン

バーカードの取得を勧奨するよう求められたものであります。

本市では、現在、職員の申請及び取得状況を調査している段階ではありますが、さきに述べましたとおり、14%という低い取得率にとどまっております。

議員仰せのとおり、令和3年3月にマイナンバーカードが健康保険証として本格運用が予定されていることから、国の通知に従い、本年度中に全職員の取得を目標に、9月下旬ごろから順次進めてまいります。

4つ目の健康保険証切りかえの期間ではマイナンバーカードと現様式健康保険証が混在し、事務のふくそうが予想されるが、事務上の対策はにつきましては、議員仰せのとおり、令和3年3月を目途に、全保険医療機関、薬局、訪問看護事業者を対象にマイナンバーカードでのオンライン資格確認を開始するとされております。市町村国保では、世帯単位の被保険者証を個人単位化するため、個人を識別する2桁の番号を付番した被保険者証を発行する必要があり、本市においては、令和2年11月までにオンライン資格確認システムに対応したシステム改修を終え、令和3年8月より2桁付番した新しい被保険者証を発行することになります。

現在、国からはオンライン資格確認等システムの概要説明が行われただけで、詳細については示されていないのが現況ですが、今後、関係機関との情報交換を密にして事業を推進してまいります。

5つ目の本人確認書類が今後はマイナンバーカードにかわる予定はにつきましては、戸籍謄抄本の交付を受ける場合を例に挙げますと、本人確認の方法は、戸籍法施行規則第11条の2において顔写真つき身分証明書1点を、顔写真つき身分証明書が提示できない人は、本人のみが所持している書類2点を提示させると規定されております。

マイナンバー制度の導入により、戸籍法施行規則が改正され、戸籍法第10条の3第1項の法務省令で定める本人確認の方法の中に、運転免許証、パスポート等の提示とともにマイナンバーカードの提示が加えられたものであり、マイナンバーカードが従来のものにとってかわるというものではありません。本人確認に顔写真つき身分証明書を提示できない方も多く、誰でも取得できるマイナンバーカードは、利便性の高い公的身分証明書であると考えております。

このように、マイナンバーカードは、これ一枚で公的身分証明書として利用できるだけでなく、社会保障・税・災害対策の3分野で定められた手続を行う際の番号確認に利用できる唯一のカードであります。ニュースなどで、よくマイナンバーカードに対する不安要因や疑問点等が取り上げられますが、カード自体には税や年金などの個人情報が入っておらず、プライバシー性の高い個人情報は記録されておられません。

次に、身分証との一体化を拡大して携帯が必須な状況をふやすとありますが、どのような

内容が計画されていますかにつきましては、さきに述べましたように、利便性こそが普及の鍵となることから、国の方針では、健康保険証への利用を初め、さらなる利用シーンの拡大を図り、マイナンバーカードの取得を促進する方策を講じるとされており、地方公共団体に対しての円滑なカード取得の取り組み事項として、職員によるカード取得や、来庁者への申請勧奨・申請受け付けが示されております。また、マイナンバーカードは、自治体の職員証や企業の社員証として使うことも可能である多目的なカードであります。

今後も、社会全体のデジタル化を推進する観点からもマイナンバーカードを持つことのメリット等について、関係部局と連携しながら、効果的な周知、広報を検討し、カードの取得の拡大に取り組んでまいりますので、御理解をいただきますようお願いいたします。

以上、飯田洋議員に対する答弁とさせていただきます。

○議長（赤尾俊春君） 再質問ございますか。

[8 番議員挙手]

○議長（赤尾俊春君） 飯田洋君。

○ 8 番（飯田 洋君） 1 番と 3 番に関連してですけれども、今、市長さんのほうから 6 月末での結果、職員さんは 61 人の 14% とお聞きをしましたんですけれども、このごろうちの総務省の通達で、6 月末時点と 10 月末時点での取得状況を報告という指示があったということで、そういった関係から、この 6 月末時点での報告があったと思いますが、職員さんはともかく、問題は政府のほうから扶養家族も含めて取得をするようにということなんですけれども、一部の市町村では、名前を記載した申請書を一齐に配って、そして取得をさせるというような記事も載っておりましたんですけれども、目標は、当然ことしじゅうに 100% ということなんですけれども、海津市の場合、さらなる、この 14% の数字を上げるために、そういった一部では事前に氏名を印字したカード申請書を配付して取得を勧める、このような具体的な方法というのは本市では進められる計画はありますか。

○議長（赤尾俊春君） 秘書広報課長 伊藤理恵さん。

○総務部次長兼秘書広報課長（伊藤理恵君） お答えします。

今、被扶養者の件だと思いますが、今年度中に職員についての取得は目標としております。被扶養者につきましても、共済組合のほうから交付申請書というのが被扶養者の名前が印字されたものが送られてきますので、職員を通じて、できるだけ取得していただくように勧奨に努めたというふうに考えております。以上でございます。

○議長（赤尾俊春君） 再質問ございますか。

[8 番議員挙手]

○議長（赤尾俊春君） 飯田洋君。

○ 8 番（飯田 洋君） 当初に言いましたように、先々の事務に関係してきますので、ぜひこ

としじゅうに100%を達成していただきたいと思います。

次に、2番に関連しまして電子申請の利用でございますけれども、今の答弁で残念ながらゼロ%ということでございますけれども、海津市のホームページには、非常に便利ですと。9月号の市報でも、入園の申し込みのお知らせもありました。ぴったりサービスによる、パソコンなどオンラインでも申請は可です。ただし、パソコンとカードリーダーが必要であります。

私も実際に、このぴったりサービス、ほかの申請手続で「送信する」の手前まで入力、さわってみました。途中までは簡単でしたんですけれども、しかし、中で特に添付書類のあるものについては、やっぱり迷いました。途中で「必須別途原本の提出が必要」、そういう表示が出てきます。表示に従ってクリックして、別途様式をダウンロードして進みますが、電子申請をその場で完結できる申請届け出は、非常に少ないようございました。そういった関係から、その場で済ませられる、完結ができるものが少ないということも、やっぱりこの電子申請が利用される、少ない原因ではないかと思えます。

しかし、せっかくのシステム、利用普及を図りたいと思います。そこで、私、提案ですが、実際の操作について、今回でも入園説明会など説明会場にパソコン、あるいはカードリーダーを市役所のほうから持ち込んで、そして操作をその場で説明をして普及を図る。できれば、その場でできることは済ませる。また、窓口申請に見えた方でも、了解を得た上で、次の申請時からこんな利用ができますよというふうに、実際に目の前でパソコンを操作して、動画による説明を行うなどして普及を図ってはどうか。

他市町村では、窓口パソコンが置いてあるという記事を見ました。ですから、今回の説明会のときには市のほうからパソコンを持ち込んで、目の前で操作を実演してみせる、こういったことも普及につながると思うんですけれども、このような考えはないか、お尋ねをいたします。

○議長（赤尾俊春君） 市民環境部長 寺村典久君。

○市民環境部長（寺村典久君） 今の普及の方法でございます。当初、マイナンバーカードがスタートした時点で議員の皆様方には、マイナンバーカードの御説明等々をさせていただいたところでございます。

現実マイナンバーカードがもう既にスタートしている段階でこうしたことをしているわけではございませんが、私ども推進していく立場で、申請をしていただくお手伝いを今もさせていただいているところでございます。

ただ、具体的にどの場面で説明をするのかというような、ちょっと想定が今の段階でなかなか難しい部分がございますので、そうした想定できるところがあれば検討の余地はあるのかなというふうに思いますが、ちょっと現時点では、私どもとしては申請のお手伝いをさせ

ていただく。現行の市民課の窓口でのお手伝いをさせていただきながら、また広報、PRをさせていただくことで普及をさせていただきたいと、このように思っております。

また、健康保険証が間違いなくマイナンバーカードが活用できるということになってくれば、必然的に申請せざるを得なくなってくるというような状況にもなるのではないかなというふうに考えておりますので、その時点で問題がないようにといたしますか、皆様方に誤解のないように。どうしてもこのマイナンバーカードは、持っていると怖いとか、落としたら大変だとかというようなイメージを持たれがちなんです、このマイナンバーカードそのものは情報を一元管理するというようなものではございませんので、そのあたりのところを、ちょっとどうも誤解が非常にあるような感じを受けますので、極端な話、クレジットカードを落としたほうがよっぽど危ないという考え方だと思いますので、そのあたりのことも踏まえながら普及啓発に努めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（赤尾俊春君） 再質問ございますか。

[8番議員挙手]

○議長（赤尾俊春君） 飯田洋君。

○8番（飯田 洋君） マイナンバーカードを利用して電子申請の普及に、2点目ですけれども、例えば要介護・要支援認定を初期のマイナンバーカードを使っての申請の場合、体の弱った本人が電子申請は、まずできません。家族の方がかわってパソコンを操作することになると思います。仮に家族の方もできない、パソコンがない場合、地区担当の民生委員さん、あるいはケアマネの方が自前のモバイルパソコンを持ち寄って、本人、家族の目の前で申請の手続をする、そういった形で普及を図ることは可能なんでしょうか。

それと関連して、士業、行政書士等がこういった申請をすることというのは可能なんでしょうか。

○議長（赤尾俊春君） 市民環境部長 寺村典久君。

○市民環境部長（寺村典久君） 介護保険サービス等々のマイナンバーの利用というのは、ケアマネがかわってマイナンバーで申請するというのは基本的にはできないと考えております。

今、現時点でも、当然、介護認定についてはマイナンバーではなくて、申請ができない方は、ケアマネジャーが訪問した時点で申請が可能になっておりますので、その部分での活用というのは、基本的な考え方としてはちょっと違うのかなというふうに考えております。

また、基本的にマイナンバーカードについては家族と御本人のみの申請でございまして、士業については、いわゆる司法書士、行政書士、議員もそうでございますけれども、その権限で申請は可能でございますので。ただ、マイナンバーの利用という部分では現実的ではないというふうに考えております。

[8番議員挙手]

○議長（赤尾俊春君） 飯田洋君。

○8番（飯田 洋君） 3点目ですけれども、私もまだしっかり承知をしていないんですが、システムについてですけれども、電子申請というからには即時というイメージがありますが、仮に私がその送信をするという操作をしてから、夜間でもこういった手続はする方があると思います。これだけの勤務時間内で操作をしてから、担当課の職員が画面上、あるいはプリントアウトした書類を手にするのはいつになるんですか。

送信後に、送信した私が間違いに気づいて、申請者は保存画面を見ながら、あるいは印刷をした書面を見ながら、電話で担当者に訂正をお話する、改めて送信をし直す、そのようなことはできるんでしょうか。

今の電子申請というイメージから、パソコンで送信をしたらすぐ届くというイメージがあるんですが、今言いましたように、私が送信してから担当者の机の上の画面上にあらわれるのはいつになるんですか。

○議長（赤尾俊春君） 市民環境部市民課長 松岡由起さん。

○市民環境部市民課長（松岡由起君） お答えさせていただきます。

議員がおっしゃる御質問に的確な答えではないかと思いますが、申しわけございません。

実際に先ほどの答弁にもございましたように、マイナンバーカード自体には、全く個人情報、細かい情報が入っておりませんので、その裏面に入っているICチップの中にある情報をサーバーに、まずそのカードを使って別の装置に読みに行くという、簡単に言うとそういう操作が必要になります。そこから改めて本課の持っている事細かな、いわゆる個人情報の部分に到達するかどうかということですので、そちらの初期設定とかの操作が誤っているとか、不十分なものであった場合、まずそこに読みに行くことができませんので、まず最初、御利用者の方から申請していただいても、本課のほうに到達するまでにはある程度の時間がかかりますので、即日にそれが確認できる、解決できるという形ではないということを御理解いただきたいと思います。

○議長（赤尾俊春君） 再質問ございますか。

[8番議員挙手]

○議長（赤尾俊春君） 飯田洋君。

○8番（飯田 洋君） ちょっとようわかりませんのですけれども、普通は我々ですと、マイナンバーカードを持っていて、認証の番号を持って、そういう完璧な形で手続をして、にもかかわらず、送信してから相当な時間がたたないと、この申請した結果というのが担当者のところには届かないということですね。私が勤務時間内、8時半なら8時半に送信した場合、いつそれが担当者の目に触れることができるんでしょうか、改めて質問いたします。

○議長（赤尾俊春君） 総務課長 近藤康成君。

○総務部総務課長併選挙管理委員会事務局書記次長（近藤康成君） ただいまの議員からの質問に対して回答させていただきます。

申請されたものにつきましては、国のシステムから、例えば飯田議員が申請されましたよということで担当のほうにメールで通知が来ます。そのメールを受けまして、国のシステムのほうに私どもがアクセスしますと、その申請書を市のほうがダウンロードできるような形になっております。以上でございます。

○議長（赤尾俊春君） 再質問ございますか。

〔8番議員挙手〕

○議長（赤尾俊春君） 飯田洋君。

○8番（飯田 洋君） 余り何遍でもあれですけども、最後に言いました、今の担当者の方にその書類が届き、その書類について電話での問い合わせといいますか、やりとりがすぐにはできないということですね、結果的には。私が送信してから、職員さんの目に触れるには相当な時間がかかる。今、近藤課長が言われたように、国のシステムで、一旦別の記憶装置とかサーバーのほうにおさまって、それを職員の方が取りに行って、それからでないということ、今の……、余り言うと、これは電子申請にけちをつけるような形になるんですけども、そういう電子申請という、その即座というイメージからいうと、そういう国のシステムに一旦おさまって、それを職員の方が取りに行ってから書類ができ上がる、そういうように考えていいですか。

○議長（赤尾俊春君） 総務課長 近藤康成君。

○総務部総務課長併選挙管理委員会事務局書記次長（近藤康成君） 今、議員がおっしゃられましたように、メールで私どもは届きますので、そのメールをすぐ確認して国のほうのシステムにアクセスすれば、申請をいただいて即時に確認することもできますし、メールを確認するのに多少お時間がかかるかもわかりませんが、一日に当然何回かはチェックはさせていただきます。ただし、休日の場合は、当然確認はできませんけれども、平日の場合であれば定期的にメールを確認しておりますので、そんな1週間も10日もかかるようなお話ではなく、その日に処理できるものは処理をさせていただくような形になると思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（赤尾俊春君） 再質問ございますか。

〔8番議員挙手〕

○議長（赤尾俊春君） 飯田洋君。

○8番（飯田 洋君） 便利なシステムをぜひ使っていただきたいと思います。

4点目、コンビニエンスストア等における証明書等の自動交付導入の市町村でございますけれども、きのう、9月4日現在、全市区町村1,747地域のうち導入済みが633地域、36.2%、

県下では九つの市、21%が導入済みでございます。本市は、まだ導入はされていません。

前回の答弁でコンビニの導入経費につきましては2,600万円、平成31年、つまり今年中に導入すれば2分の1の補助があり、維持費については年間1,000万円、3年間は2分の1の補助がありますが、現在、本市は導入がありませんですけれども、導入期限が過ぎた来年以降の導入でも維持費だけの補助はあるのでしょうか。

便利な制度と思いますが、維持費とこの使用頻度を勘案しますと、ちゅうちょせざる得ない金額ではないかなあというように私は思っております。

しかし、本籍地と住所地が違う場合の戸籍の取り寄せは、非常に便利になりますし、他の市町村と連携する連携プレーのシステムになりますので、本市が抜けると他の市区町村在住者に不便をかけることにもなりますが、本市の導入の予定はあるのでしょうか。

導入の市町村では、休みは12月29日から1月3日までの間だけです。稼働は、早朝の6時半から深夜の23時まで交付システムは稼働し、しかも手数料は50円安くなっています。しかし、導入した場合のシステムですが、深夜、職員の手を煩わせずに、入金をすればコンビニに住民票、印鑑証明、転・戸籍が即座に印刷をして出てきます。職員が翌朝出勤しての事務処理は、もし導入した場合はどのような形になるのでしょうか。また、お金の流れもよくわかりませんですけれども、50円安価ということになれば、当然条例、規則の改正も関係してくると思うんですけれども、この点についてお尋ねをいたします。

○議長（赤尾俊春君） 市民環境部長 寺村典久君。

○市民環境部長（寺村典久君） コンビニ交付につきましては、推進する側からすれば、しかるべく導入をしたいという思いはじくじたるものがございます。

今、議員仰せのとおり、いわゆる費用対効果の部分で、現時点で32%ほどの全市町村で導入をされておるといような状況も踏まえながら、今後どうあるべきかを検討していく必要があるというふうに思っています。

本市に本籍地があって、他の市町に住民票があって、戸籍を取りたいと言われる方については、現時点では郵便による交付をお願いしているような状況でございます。

全てがコンビニ交付という形になれば、当然、人も減っていくわけで、そのあたりの部分で人件費の削減につながって費用対効果の部分のバランスがとれていくというような考え方もできるかと思っておりますので、今後、他市町の導入状況等も勘案して、費用対効果も勘案してまいりながら検討を続けてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（赤尾俊春君） 再質問ございますか。

〔8番議員挙手〕

○議長（赤尾俊春君） 飯田洋君。

○8番（飯田 洋君） 9月号の市報を見ました。福祉医療費受給者証更新手続のお知らせがございました。申請に必要なものとして、受給資格者本人のマイナンバーカード、窓口に来る人の本人確認書類（運転免許証など）、このような記事がございましたんですけれども、この窓口に来る人、付き添い、代理人の場合、これは家族等を想定してもいいと思うんですけれども、ぜひこういった窓口へ来る人、本人確認書類、最初にも質問いたしましたんですけれども、マイナンバーカードはだめなんですか。ぜひ、この運転免許証とともに、真っ先にマイナンバーカードを書いていただくべきではないでしょうか。

現在、やっぱりマイナンバーカードの位置づけがまだ確立していないように思うんですけれども、ぜひ私も、このマイナンバーカードは便利なシステムでございますので、ただいま質問しましたように、このシステムをしっかりと理解をしまして、便利なところはPRしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

ありがとうございました。これで私の質問を終わります。

○議長（赤尾俊春君） これで飯田洋君の一般質問を終わります。

◇ 藤 田 敏 彦 君

○議長（赤尾俊春君） 続きまして、11番 藤田敏彦君の質問を許可します。

藤田敏彦君。

〔11番 藤田敏彦君 質問席へ〕

○11番（藤田敏彦君） 議長の許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。

私は1点、千本松原の松をカワウからいかに守るか、質問相手は、市長と教育長であります。

質問内容、木曾三川の千本松原の松の木には、カワウが数多く巣をつくり、材料は松の小枝の先端を折って巣をつくっております。カワウの真っ白いふんがしぶきとなって降ってきます。松本体、枝、雑草も真っ白になっております。これでは松も枯れてしまいます。

この松は、宝暦5年（1755年）に薩摩義士が治水工事の完成を祝って持ってきたものであります。日向松と呼ばれ、その時代は薩摩藩が統治していた宮崎県産の松である。岩に食い込む、生命力のある強い松と言われていた。

近年は、松くい虫の被害に強いスーパーグリーンサツマという品種を改良した新しい松を植樹しております。数年前に薩摩義士顕彰会春季顕彰式に前霧島市長が千本松原の松を枯らしていることに関し、苦言を言われました。

国土交通省中部地方整備局木曾川下流河川事務所へ行ってまいりました。カワウのふんの対策について聞いてきました。週に1回は、職員がふんのしぶき対策として、かっぱを着て、缶をたたき大きな音を出しておどし、除草、ごみ拾いをしているが、効果はないとのこと。

時には鷹匠を頼みますが、支払う費用が高額なので何度も頼むわけにはいかないとのこと。鷹匠の効果も一時的なもので、またすぐに巣にカワウは戻ってくるそうであります。イタチごっこみたいなものであると言われました。

NPO法人木曾三川千本松原を愛する会が結成されております。毎月1回、除草、ごみ拾い等の美化清掃作業をされています。会員の方がことしの4月19日にカワウの巣の調査をされました。91本の松に巣が268個あったそうであります。あくまでも目視によるものであるとのこと。巣には卵が2個から3個産んであるそうです。単純に計算しても、ひなが育ったらとんでもないカワウが巣立ちます。

川が両サイドにあり、餌が豊富にあり、民家がなく、中堤防の条件、千本松原は、カワウにとって絶好のコロニーである。漁協にもかなりの被害があると思われます。会の理事長さんにも聞きましたが、ロケット花火の効果も余りない。消防車による放水で巣を落とすとか、猟友会に頼み駆除してもらおうとか、いろいろ言われました。鳥類愛護協会等の会からも反対が出ると思います。

カワウが集まる原因は、最近、河川の河畔林の伐採等によりカワウも巣をつくる場所がなくなったから千本松原に集まったのではないかと。

NPO法人の会員の登録者は25名、海津市内では5名、その他の方は他県の鹿児島県人会の人がばかり、地元として少し寂しい気がします。市としては国土交通省とカワウの繁殖について会合はされているとは思いますが、また千本松原を愛する会の皆さんともどんな対策を話し合っておられますか、お聞きします。

○議長（赤尾俊春君） 藤田敏彦君の質問に対する教育長の答弁を求めます。

教育長 中野昇君。

〔教育長 中野昇君 登壇〕

○教育長（中野 昇君） 藤田敏彦議員の千本松原の松をカワウからいかに守るかの御質問にお答えいたします。

本市の南端に位置します千本松原のカワウ被害につきましては、数年前よりカワウが集まり、巣をつくり始め、特にこの2年ぐらいは大量のカワウが確認され、カワウのふんで松の木が真っ白になり、松枯れの被害も出ていると承知しております。

揖斐川左岸に1キロメートルほど続く千本松原は、河川敷に位置する堤防のため、国が所有者となり、現在では国土交通省木曾川下流河川事務所において管理を行っております。議員仰せのとおり、カワウ対策につきましても、木曾川下流河川事務所において実施していただいているところであります。

千本松原の由来は、宝暦治水の功績をたたえて植えられたと伝えられています。その景観はとてもすばらしく、本市としましても守り続けていかなければいけない財産であると認識

しております。

千本松原一帯は、油島千本松締切堤として国の史跡に指定されていることから、文化財保護の立場で本市においても枯れ松の伐採の協議を行い、また堤防道路を管理している大垣土木事務所が実施する合同パトロールにも参加して、松の保全状況を確認し、情報共有をしてまいりました。

現在、カワウ対策につきましては、先ほども申しあげましたとおり、堤防の管理者であります国土交通省木曾川下流河川事務所が主体となり、ドローンによる営巣状況調査や、天敵のタカによるカワウの追い払い、枯れた松の伐採などを行うとともに、NPO法人千本松原を愛する会の皆さんと合同で実施している松林のパトロールの際には、カワウの嫌いな音を流したり、缶などで大きな音を鳴らしたりと、対策をさせていただいておりますが、一度は逃げるもののすぐに戻ってくるなど、確実な効果は見込まれておりません。

また、県におきましてもカワウ対策に取り組まれており、カワウの食害を漁協関係者も考慮していることから、県カワウ被害対策指針を平成28年3月に制定し、平成29年7月には、千本松原におけるカワウ対策会議が開催されました。本市も会議に参加しており、カワウのふん被害について意見を述べさせていただいております。

本市におきましても、市民の皆様などから寄せられるカワウの被害状況などを木曾川下流河川事務所はその都度情報提供しているところであります。

今後も、木曾川下流河川事務所などとの情報共有を継続するとともに、本市と木曾川下流河川事務所とで意見交換を行う事業調整連絡会議におきましても本市の役割を果たすため、千本松原のカワウ被害を調整事項として要望してまいりたいと考えております。ぜひ御理解をいただきますようお願いいたします。

以上、藤田敏彦議員に対する答弁とさせていただきます。

○議長（赤尾俊春君） 再質問ございますか。

〔11番議員挙手〕

○議長（赤尾俊春君） 藤田敏彦君。

○11番（藤田敏彦君） 今、教育長のお話で大体つかめましたが、市としては定期的といいま
すか、国交省、そちらは週に1回ですが、こちらはどのくらい、週に1度とか、定期的なそ
ういう日には決めて行っておられるのか、それが1点お聞きしたいと思います。

カワウといわず、皆さん、蟹江インターなんかから車で乗られたことがあると思いますが、あそこのインターチェンジにはシラサギが本当に真っ白におりますね。サギの間にアオサギが巣をくっておるといふか、一緒に生活しておるんだなあと思って私はびっくりするわけですが、あれもふん公害で、彼らはインターで人が立ち寄らない、車は通るけれども、立ち寄れないということをよく熟知しておるものだから、ああいうところへコロニーをつくってお

るわけでありますが、「鳥の飛来に注意」というような、そういう看板が立っておりますので。

我々の千本松原も、河川敷に車をとめて治水神社へお参りに行かれる方も多いと思いますが、南のほうへとめて、さっき教育長がおっしゃった1キロぐらいですか、その間、それで治水神社にお参りして、また南のほうに戻ると。そうすると、ふんは高いところから降ってくるものだから、しぶきになるわけですね。私は愛する会にちょっと知人がおりまして、呼ばれました。おい、市議会議員で来るのはおまえが初めてだなと、こんなことを私は言われまして、会へ入らんかというふうなお誘いもありましたが、検討させていただきますということです。

だから、向こうから散歩コースになっておるわけですね。それで、松の枝が茂っているから日陰になるわけですね。7月、8月のこの暑いときでも、やはり日陰になるから、だけれども、しぶきが、それはわからないわけですね。物すごい粒子になってくるものだから、肌にかかったって、結局、帰りに洋服についておってびっくりするような、そんな次第であると。

だから、これは何とか、ちょっとお聞きしたいんですが、会の方が言われたロケット花火だとか、缶をたたくとか、後に消防長にもお伺いしますが、勝手に、火事もないのにそんなところへ消防車を出して、それで巣を落とすとか、巣は本当にすごい数をつくっておりますので、そういうことができるのかと。

それから、猟友会に頼むと。猟友会に頼むということは、あそこは県道になるんですか、あれの両方を一定の期間とめて、それを警察署へ、とめてこの駆除をするとか、そういうことはできないかということをお聞きしたいんですが、そういうことも実際できるのか、それもお聞きしたいと思います。

以前、南濃町も、今は羽沢地区の林の上にシラサギが真っ白におります。以前は竹やぶにいっぱいシラサギが集まって、それを駆除したら、こういう愛護協会の人があつて来て、それは新聞の記事になって大きな問題になったことがありますので。民家もないけれども、猟のそういう期間でないときに、そんな強行な、交通どめをして猟銃で駆除することができるのか。私はそういうことは専門じゃありませんので、ちょっとそういうことをお聞きしたいと思います。わかる範囲でお願いしたいと思いますが、よろしく願います。

○議長（赤尾俊春君） 教育委員会事務局長 伊藤一人君。

○教育委員会事務局長（伊藤一人君） お答えします。

今、議員がおっしゃられました巡回ですけれども、これにつきましては管理者であります木曾川下流河川事務所の職員が月に大体6回ないし9回ぐらい巡回して見ていただいております。市の職員は出向いておりませんが、河川事務所のほうで管理していただいておりますの

で、その辺の巡回をしていただいて、松の保全を確認していただいております。

それと、今のカワウの対策ですけれども、答弁書でお答えしましたように、平成29年7月に県カワウ被害対策指針のもとで千本松原におけるカワウ対策会議というのを開催しました。これはカワウをどうするかというようなことで会議を持ったわけですが、この一般質問をいただきまして、これを実際に開かれた、県のほうがやられたんですけれども、県の農村振興課の鳥獣害対策室というのがあるんですけれども、ここにお尋ねをしましたところ、このカワウについては、滋賀県の琵琶湖、竹生島に国内最大級の伊崎コロニーというのがあるそうです。ここでカワウの捕獲といいますか、そういう対策のことをやったということで、今回、千本松原についても、このやった方法はプロジェクトKSSといたしまして、高性能の空気銃による精密狙撃というそうです。これでこの伊崎コロニーについては、その撃つ方が3人見えまして、1日で1,000羽を超える捕獲をしたそうです。それで、20日程度で1万羽以上捕獲をされたという実績がありまして、これはかなり効果があるんじゃないかというお話で、今回、千本松原についても、この事例をもとにして導入するというのを今検討しておるということをお伺いしております。

ですので、恐らく近いうちか、多分木曾川下流河川事務所のほうもカワウについてはいろいろ、調整会議のほうでカワウ対策をいろいろやってみえますけれども、今言うようにいろんなことをやりますけれども、効果がないということで、それを含めて、多分この方法で一度試されるというようなことを私どもは期待をしておるといいますか、このお話を聞いていますので、私どももできる範囲のことでお手伝いできればなというようなことで考えております。

今言われましたように、消防車を持って行ってというようなことになると、いろんな交通規制とか、いろいろありますけれども、まずは県にお伺いした方法があるということですので、私どももそちらのほうに連絡をさせていただいて、ぜひともこの方法でカワウの対策をしていただくようお願いしたいなというようなことを思っていますので、よろしく願いいたします。

○議長（赤尾俊春君） 再質問ございますか。

[11番議員挙手]

○議長（赤尾俊春君） 藤田敏彦君。

○11番（藤田敏彦君） これは非常にありがたいお話を聞かせていただきました。国交省の方もその話は全然されなかったものですから、ただイタチごっこで、笑ってみえて、もう何ともならんというような、そんな感じだったんですが、それは非常にありがたいと思います。

今言われたんですが、そういう駆除することによって、私が言いましたように、そういう保護協会といいますか、前、熊で養老山地とか、ああいう大変な問題になって、いろいろ放

送をしたり、いろんな大変だったですね。だから、あのときもいなべでそういう会議をやったら、兵庫県から熊森会という団体が来て、ツキノワグマを守る会だとかいってわーと来たという、そんな話を聞いたものですから、カワウというのは、あれもやはり保護鳥なんでしょう。私は猟師の方を知っておるんですが、一般的には肌というか、羽の白いのは大体みんな保護鳥だと言われた。カワウは黒いからといたって保護鳥なんでしょう、そのところをちょっとお聞きしたいし、琵琶湖のそういう会でやっていただいたとしたら、それはそういう団体から責められるような、そういうことはないでしょうかね、それをお聞きしたいと思います。

○議長（赤尾俊春君） 教育委員会事務局長 伊藤一人君。

○教育委員会事務局長（伊藤一人君） これは実際に伊崎コロニーでやられた事例ですので、もちろんそれも踏まえてこの捕獲方法で取り組まれたということでありまして、今回、この方法で千本松原をやるに当たっても、その辺のところは県のほうが調整をしてやっていただけだと思いますので、もちろん保護団体、いろいろ等々ありますけれども、その辺は、実際にこれで捕獲をしているという事例がありますので、私どもは大丈夫だと思っております。

で、カワウが保護鳥かどうかはちょっと、長良川のウ飼いでは非常に大切にされていますけれども、カワウ自身が保護鳥かどうかというのはちょっと、申しわけございません。

〔11番議員挙手〕

○議長（赤尾俊春君） 藤田敏彦君。

○11番（藤田敏彦君） それで、市長もこの千本松原は、もちろんいろいろ春・秋の大祭もありますし、これは大きな観光資源であると。市長も観光には非常に力を入れておられると。で、松を枯らしては、これは大変なことになるし、これは幾ら担当が国交省だといっても、その土地があるのは海津市でありますので、それをしっかり認識していただいて、ぜひ今おっしゃった、そういう話をどんどん進めていただいて千本松原の松をしっかり守っていただきたいと思います。

以上です。ありがとうございました。

○議長（赤尾俊春君） これで藤田敏彦君の質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（赤尾俊春君） 以上をもちまして、本日の予定された一般質問は終了いたします。

本日は、これをもちまして散会いたします。

次回は9月24日午前9時に再開しますので、よろしく願いをいたします。御苦労さまでした。

（午後4時09分）

上記会議録を証するため下記署名する。

令和元年11月21日

議 長 赤 尾 俊 春

署 名 議 員 里 雄 淳 意

署 名 議 員 二ノ宮 一 貴